

校勘
藩翰譜

卷四

9553
2

部
部
配置番號 23

288.3

A654b

O II W

虎

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

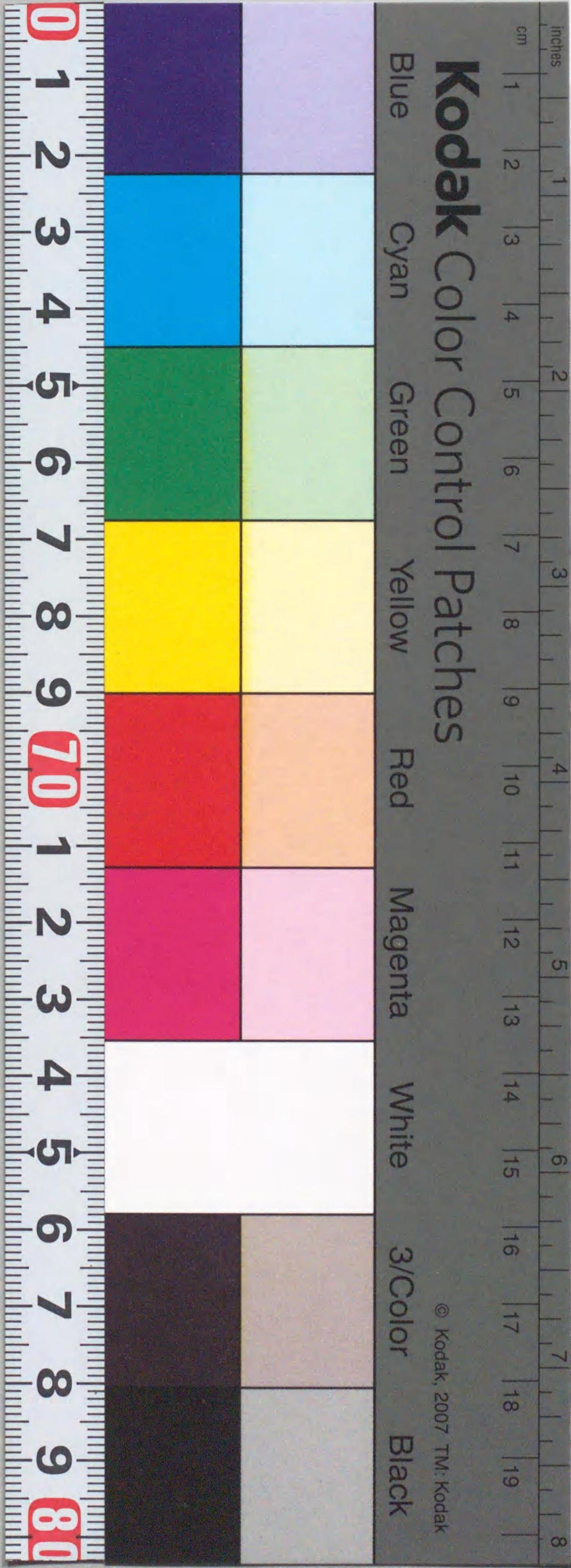
C Y M

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



288.3
A6542
0II



藩翰譜第七上
池田 後賜松平

參議源輝政卿は、紀伊守信輝入道勝入の二男なり、信輝が父攝津の國住人池田紀伊守恒利、初め公方萬松院殿に仕へ奉り、其後尾張の國に移り住む、

家の傳ふる所には、攝津守頼光朝臣に五代、瀧口泰政、池田右馬允と名のる、それが子孫攝津國の住人池田九郎教依、楠河内の新判官橋正行の遺腹の子を養て、池田十郎教正と名のる、後兵庫助と申す、義滿將軍に仕へて名を顯す、其子佐正といふ、紀伊守信恒利其末なりといふ、

信輝初め勝三郎恒興と名のる、織田上總介殿の乳母子なりしかば、介殿の御父備後守殿の時より彼家に仕へ星崎の城を攻められしに双なき高名を顯し、諱字賜りて信輝とは改めけり、弘治元年四月尾張の海津の合戦に、信輝一番に首を取り、同三年正月武藏守信行信長の舍弟の謀反の聞えありて、信長討手の勇士三人まで選まる三人共に討損じ、信行母上の御方に逃げ給ふに、信輝折節廊下に伺候せしが、馳向ひ、取て押へ刺殺し參らす、此時信輝二十二歳浮野名古屋桶狹等の合戦を初として、度

此卷より外様の大
名を列載して池田
野を首となしたるは
徳川氏に親しきもの
を先にしたるなり
池田淺野皆徳川殿の
女婿なり
參議輝政アルマサ
信輝
恒利ツネトシ
萬松院は足利十二代
將軍義晴卿
泰政一に奉政に作る
教依ノリマサ
教正ノリマサ
恒興ツネオキ
織田上總介信長公な
り
備後守信秀
星崎
海津の軍は織田彦五
郎を攻めし戦なり
信行ノブキ
浮野
名古屋
桶狹



大山イヌヤマ 信長洲腹城を築き織田勘解由して之を守らず齋藤龍興兵を出して之を攻む信長公援敵の先手として後右衛門を討取り身も亦數創を蒙りぬ此功によりて犬山城を給

荒木村重アラキムラシゲ 森長一モリナガヒコ 有馬アリのマ 尼崎ニサキ 花隈ハナケ 長篠の戦には佐久間信盛と相備にて甲斐の兵を破る

源三郎勝長タカチカ 幼名御坊丸 信孝は信長公の三男 信長公毛利を伐たんとて信輝及細川明智中川高山等先手として打向ふ途中にて本能寺の變をきいて返す

秀次は秀吉公の甥 次男輝政は三男長吉なるべし

三郎秀信ヒデノブ 幼名三法師丸信忠公の長男

々の武勇を顯し、元龜の初め尾張の國犬山の城に、一万貫の地をつけて賜ひ、一方の大將をば賜りけり、其後また此處彼處の合戦に先懸して、敵を破る事いくらといふ數を知らず、安土日記信長記、太閤記等を按すべし天正六年攝津の守護荒木攝津守村重謀反す、信輝父子討手の大將承り、森勝藏長一と信輝同じく向つて、終に荒木を討亡し、その勸賞として、有馬尼崎花隈等の城を加へ賜ふ、皆是れ攝津の地同き九年犬山の城をば

響君源三郎殿に譲り參らす、信長の五男也明れば十年五月四國の地、退治せよとて、三七信孝を大將として、丹羽蜂屋の人々、攝津の地に至るに及びて、同じ六月二日、信長信忠、明智がために討れ給ふ、羽柴筑前守秀吉、山陽道より馳上りて、尼が崎にいたる、

此時秀吉、兵庫に至て信輝に會し、秀吉の子秀次を、信輝の聲となし、信輝が次男輝政を、秀吉の養子とすべき事を誓ひ、二人髪を薙て打立しと云ふ、

三七信孝諸卒を率て、頓て明智を誅し、宗徒の家人等と尾張の國清洲の城に參會して、織田殿の世嗣の事を議せられ、秀吉等が謀にて嫡孫三郎殿後に岐阜中納言秀信を世嗣とし、御成人の程は御領の國々を分て、宗徒の輩、沙汰すべしとて、攝津の地をば

この時秀吉公柴田勝家丹羽長秀池田信輝と制令を定む人を京師に出して天下の事を沙汰す

勝九郎之助ユキノスケ 北畠殿は信雄公なり

信輝に屬せらる。大坂尼崎兵庫の地十二万石信長失せ玉ひて後、信輝髮薙て勝入と號し、嫡子勝九郎之助、紀伊守になる、秀吉柴田修理亮勝家を亡し、三七殿を弑し奉りて後、信輝に美濃の國大柿の城を與へ、之助に岐阜の城を與ふ、天正十一年の事秀吉また北畠殿を失ひ奉らんとせし時、信輝が父子、秀吉の方人して、まづ手合せに犬山の城を攻落す、

紀伊守之助は父の秀吉に従ふ事を擇ばず、信雄公に應ぜんさす、伊木清兵衛又之を諫めて父の命に従はしむ

豊臣家譜を按ずるに、此時信雄より御使給りて、勝入が父子並にかの響森武藏守長一の方へも、御方に參るべき由を頼る、秀吉また尾藤甚右衛門尉して組みせらるべきよしを申さる、入道家子郎等を集めて、此事を議せらる、片桐半左衛門進出で、いかで信長の御恩を忘れ給ひて、秀吉の方人たるべきといふ、伊木清兵衛是を聞て、片桐が申所ことわり至極せり、去ながら、家をも興し子孫の後榮をも計らんには、秀吉にくみし給ふに若く可らざといふ、入道も心惑ひして、とやせん、かくやあらんと分かぬし所に、秀吉重ねて津田隼人佑を使として、秀吉に組みせられんには、美濃尾張兩國の事、進退に任せらるべしと、いひ送られし程に、忽に心動きて、秀吉の方人して、いかにもして功を顯さんと思ひしとなり、

羽黒ハクロ
小牧コマキ

篠木サキキ
柏木カシキに柏井カシキに作る
三好ミヨウは即ち秀次ヒデアサにて秀吉ヒデタカ公の妹の子

堀秀政ヒロユキヒデアサ

樂田ガクテン
岩崎イハサキ

長一ナガイチ諸書シヨショに長可ナガカに作る

徳川殿は信雄を助けて清洲の城に至り給ひ、天正十二年三月十七日、御方の人々、まづ森武藏守長一が羽黒の陣を打ち破つて、秀吉の多勢に向ひ、小牧の山に陣を取る、同き四月四日、勝入、秀吉の陣に秀吉犬山に陣す行き向つて、徳川が勢、日々に馳せ集ると見えて、小牧のかたき、多勢になつて候ふ、今は家康が國々よ残る勢、多からじ、まづ三河の國を襲ひ取て候はんには、一定小牧の敵も破れつべう覺え候といふ、秀吉よく謀つてこそと答て、入道をは歸さる、明れば五日の朝、入道また來て、家康篠木柏木の郷人を催し、かの邊に要害を構て、軍勢こむべしと承る、道のはと塞らぬ内に、三河の國に向はゞやと云ひしかば、秀吉甥の三好を大將とし、池田森が勢と同じく、三河國を襲はんすとす、三好も森も入道が聲なれば、重て軍の檢使を乞ふ、堀久太郎秀政を加へて、同き六日の夜半より打立つ、秀吉も、かさねて犬山を立て、樂田に陣を移さる、同き九日のあした入道岩崎の城を攻め落し、心よけに首ごも實檢して居たるよ、後陣に打つたる大將三好が一万騎、徳川殿の先陣に打破られ、さんくゝに成つて逃げ來る、堀久太郎秀政、追來る敵を待かけて、最先に切て懸る、森も池田も續て懸く、徳川殿に出合て堀が軍勢、忽に亂立つて、武藏守長一既に討

信輝織田殿の乳母の子にて至つて親しき中なれば豊臣家の疑を受けん事を常に憚り思ひたれば小牧長湫の軍にも殊にすくれて戦功を上げました終に打死をも遂げたりけるとぞ聞ゆし永井安藤兩譜見合すへし

安宅貴康タカカネダカヤス
三好長慶の弟冬康フユカネの子なり

伴大膳景次オノノカゲツグ
舍人

たれ、池田が勢も破れしかば、信輝入道、馬失つて歩立となり、堀が勢と一所にならんとす、間遙かゝ隔りぬ、敵は間近く追詰めたり、これまでとや思ひけん、胡床に坐して、かたきを待つ、永井傳八郎直勝、おち合て首を取る、年積て四十九歳、嫡子紀伊守之助、生年廿六歳、安藤彦四郎直次が爲めに討れてけり、之助いまた勝九郎と云て年僅か十五歳にして荒木攝津守が謀反せし時、父と共に向ひ、倉橋に陣どり、明る年十六歳にて、一方の大將して、倉橋に陣す、明れば天正八年花隈の城に向ひ、三月二日敵の勢、城より打出しに、弟古新と共に鞭鎧合て馳向ひ、かたきの勢を駈け破り、城のはとりに追ひ詰め、よき武者と引組て、首かき斬る、敵の多勢、城中より切て出で既に危く見えし所に、つゞく味方五六十騎、馬烟を蹴立て、走せ來れば、敵は城に引入けり、年僅に十七歳、同し年又羽柴秀吉と共に、淡路の國に押渡り、安宅駿河守を攻め降し、十年の春武田亡ひしに、兄弟共に先陣す、父入道して後、紀伊守となる、

輝政手の兵散々に打なされ、信輝之助、討たると聞き一所にこそ討死すべけれとて取て返へす、輝政の家人伴大膳、其頃いまた既の舍人なりけるが、たゞ一人追附

景次後累進して家老となり其子氏明も老職を襲き直父の風あり

古新一に小新に作る

御次丸は信長公の四男後に中納言秀勝卿此時秀吉公伊木清兵衛しめて池田の跡を領兵衛辭して受けすが清兵衛政を以て其跡をついでしとも云豊臣は天正十四年關白となりて新に賜り姓なり此所にてハ如何ハ北條亡びし時輝政蒲生氏郷を授て奥州の亂を平らぐ又朝鮮に入りに彼地に戦ふ秀吉公歸するに及んで引て返る

て、馬の口にすがり、引返して一鞭あつ、輝政怒て、あつはれ不覺の奴かなといふまゝに、鐙のはなにて、首くたけよと蹴たり、蹴られて、ちつともひるまず、やあ若殿こそ不覺なれとて、片手に轡をしかと執て、片手には鞭をあてゝ馳す、馬はさすがに逸物なり、鞭は頻にあてられぬ、飛ぶが如くに、馳せ行けば、輝政腹にすゑかねて、つゞけさまに蹴しほごに、かうへ盡く蹴られて、流るゝ血、遍身朱に染むれども、猶放ちやらざれば、力及ばず、初め輝政童名は古新とて十五歳になりし時、花隈の城の邊にて荒木が勢を追詰て、兄と同じくよき敵と組んで首を取る、天正十年兄弟共に甲斐の國の先陣す、信長失せ玉ひし後、秀吉大徳寺にして葬送の儀を行れしに、信輝故殿の御乳母子たるに依つて、子息等常は公達と同じく御寵愛ありしとて、秀吉の養ひ參らせし御次丸殿と、この古新一二人して、御棺の前後を昇せらる、斯て長湫の合戦に、入道父子秀吉のために討死せしかば、輝政岐阜を賜ひ、豊臣の姓許され、羽柴三左衛門尉と名のり、秀吉關白に任じ給ひし時、侍従にこそなされけれ、天正十八年の秋北條亡びし後、三河の國吉田の城に移る、十五万二千石を領す、輝政初め中川清秀が瀨兵衛女を迎へ、男子一人をまうけて、其妻死す、大閤の御媒にて文

督姫

豐臣家の諸將等石田三成を除かん事をばかりし七將の内に輝政あり

會津の御陣には子利隆と共に馳下り又福島正則と共に上方に攻登り岐阜の城攻には先登して功あり關が原の戦終りて輝政福島淺野と同じく京地を守衛す

蜂屋郷の刀

乙御前の釜 虚堂は元僧にて曾て我國に來りし者輝政常に儉勤にして武事に怠らず士を招き民を撫て一旦事あれば天下に先たつて功名を顯さん事を希ふ

利隆トシタカ 支隆ハルダカ 輝政利隆が先妻の子なるを以て忠繼を以て世嗣とさん事を請申す徳川殿ゆるさ

祿三年九月、徳川殿第二の御娘、輝政の家に入らせ給ひ、督姫君、北條左京大夫氏直の許へ入らせられし御方なり、

男子五人、女子二人を設けさせ給ひけり、慶長五年の秋、關東の御方として、岐阜の城を攻落し、南宮のかたきを打拂ひ、所々の功ありければ、今とし十一月播磨の國を賜ふ、五十二万石、同き八年正月六日備前の國を加へられ、三十一万五千石、二月十二日少將

に進みて、十五年淡路の國を加へらる、六万三千石余、〇創業記者異政事録等を合せ案するに備前をば二男左衛門督に淡路をば

三男宮内少輔に賜ふ、二人成人の後あたふべしとなり、其時左衛門督僅か五才なれば嫡子武藏守、備前に在て治ひ、十七年八月十三日、輝政駿河に來て、大御所に見參し廿三日關東に下り、將軍家に參らる、年來の病氣たいら

ぎし故なり、將軍家御家號ゆるさせ玉ひ、參議の事御推舉あるべきよし仰下され、物多く賜て、蜂屋郷の御刀、乙御前、の釜、御馬二匹等なり、御暇を給ひ、廿七日關東を立て、九月二日又駿河

に參り、大御所又物を賜ふ事多く、虚堂の筆蹟の掛物、歸國の道すがら、津の國わたりて鷹道遙あるべしとて、御鷹御馬等をたふ、同十七日上洛して參議に任じ、明

る十八年輝政病再び起りて、正月廿五日五十一歳にて卒す、兩御所御使あつて、賻物多く賜りぬ、侍従兼武藏守源利隆朝臣初は支隆、輝政卿の嫡男、母は中川清秀が女なり、慶長十年四月十六日、侍従兼右衛門督に任す、此年將軍家の御養女、利隆の家に

せ給はず利隆を以て
輝政のあさを受けし
備前國を賜ふは別に

青江安次
左文字は筑前鍛冶左
衛門三郎入道慶源な
り左の一字を銘とす
故に此稱あり

赤穂
尖栗 佐用

大坂の軍の時利隆手
の者守らず、尼が崎の
兵を援はず、大坂の
に徳川殿の御疑を蒙
遣して之を大膳氏明を
事ば諸書に載する所
なり

光政ミツマ

光政の學を好み賢を
愛し道を崇む國政を
よくしたる事は言ふ
に及ばず其言行の世
に聞て譽れ高き事

元和以來の大小名多
き中に比倫すくなき
名將にて當時水戸の
光國卿會津の正之朝
臣と並稱せらる其一
代の美事偉業を其
世に傳ふる所
甚多し今これを擧る
に違あらず
光政徒らに官名を稱
する事を嫌ひて終身
新太郎と稱す世に
云々新太郎少將殿と
天和二年五月卒年
七十四才芳烈公と謚
す

信濃守源恒能ツチヨシ
後に政言
丹波守政倫ツチトモ
後に輝録ツチトシ
備後守恒元ツチモト

十一年九月四日卒
恒行は寛政譜に政元
とす後に政周と改む
數馬ヲ恒行なる

左衛門督忠繼

入らせ給ふこれ榊原式部少輔康政の息女、此時引出物として、青江同き十二年利隆
初めて關東に參らる、將軍家御家號を許され、武藏守になされ、長光の御刀國光の
御刀安次吉の御脇差
を賜、物多く賜て御暇を給り、御鷹御馬、白銀、鎌倉の跡、一見あるべしとて、鶴殿兵庫
を案内となさる、十四年備前の國にして男子誕生すと聞えしかば、牧野豊前守を

御使として、父子に物賜ふ事差あり、青江の御刀、信國の御脇刀を息又利隆の北の
方に備中の國にて湯沐の地賜ひぬ、石、十八年正月利隆關東に在りしに、父の參議、

病起りぬと聞召し、御暇給て國に歸さる、此時吉岡左近將監助輝政率して後、播磨
の國を以て利隆に賜ふ、五十二万石、此内尖栗佐用赤穂大坂の兵起らんとせし時、

利隆關東に伺候せしよ、將軍家仰下されし旨あつて、夜を日に繼ぎて我國に馳せ
歸り、軍勢を催し、兵分て尼が崎の城守らせ、我身は大坂に向て軍す、此年十二月廿

八日、其勳賞を行はる、白銀三、千兩再び兵起りしに、討取る所の首六百廿一を獻る、明る

元和二年六月十三日、三十三歳にて卒す、嫡子左少將光政童名新太郎年僅に三歳にて、

慶長十六年關東に下りて、將軍家の見參に入る、國後の御刀を父卒する時九歳、因
幡伯耆を賜て移る、三十二、万石元和九年四位の侍從、寛永三年八月十九日左少將に任

し、大相國家の御外孫女に添ひ參らす、天樹院殿、本多中務大輔に添同き九年六月

十八日、備前の國に移る、此人周公孔子の道を尊て、私に學校を設て、物學お事を勸
めしかば、幾程なくて國中の士民、悉く其風に化す、本朝この事絶えて後、人臣とし

て再び振起せし事、めでたきためしなり、年既に老いて、國を譲りて致仕す、嫡子侍
從兼伊豫守綱政、承應二年四位の侍從に任じ、寛文十二年六月十日父の譲りを受

く、三十、万石

信濃守源恒能、池田と光政の二男父の所領を分ち給ふ、開發田二、万五千石

丹波守源政倫、池田と光政の二男父の所領を分ち給ふ、本領の内にて、一万五千石

備後守源恒元、松平と利隆の二男、元和元年、年五歳初て將軍家に見參す、此時中堂、來の御刀

し也、寛永六年叙爵し、慶安二年十月五日播磨國尖栗郡を賜ふ、三万、六十一歳にて、

寛文十一年に卒す、其子豊前守恒行父に繼ぎ、延寶五年正月八日卒す、卒する時伊

豫守綱政の二男二郎三郎を以て世嗣とせん事を請望む、御免しを蒙て、其家を繼

き、數馬と改め稱す、池田と明る六年十二月廿七日、早世し世嗣絶えぬ、
侍從兼左衛門督源忠繼朝臣は、大御所の御外孫、參議輝政の二男、童名は藤松丸、生

備前國三十万五千石
又淡路國六万三千石
を増加ふ
將軍秀忠公
忠繼兄利隆と友道殊
に厚く兄の病に臥せ
し時忠繼其死に代ら
んとす母時に利隆を
毒殺せん謀りしを
忠繼必見と偵にして
母の前に出でしかば
其事行はれずとぞ
忠繼の事

光仲ミツナガ
光仲年僅三歳なりけ
れば光政に換へられ
て因伯にうつる云
ふ
光仲貞享二年に國を
網清にゆづり元禄六
年七月卒六十四歳
網清ツナキ
九鬼隆律タカノリ

れて五歳、慶長八年正月六日に、備前の國を賜ふ、同十三年將軍家に召れて、元服の儀あり、御家號を許され、御諱字を賜ひ、四位の侍從になさる、正宗の御刀を賜ふ、十八年父參議卒して、播磨國赤粟佐用赤穂三郡を分ち賜ひ、本領に并せ賜る、又左衛門督を兼ね、是迄の松平十郎と稱す、大坂の軍起りし時、軍勢を率る馳向て軍し、兩御所の御感を蒙り、御暇給ひ國に歸り、程もなく元和元年二月廿六日、十七歳にて卒す、嗣なければ舍弟忠雄家を繼ぐ、參議忠雄朝臣、是も大御所の御外孫、輝政の三男、童名藤五郎、七歳にして、忠繼と共に元服し、御家號御諱字を賜ふ事、皆兄に同じ、御刀を賜ふと云、從四位下に叙し、宮内大輔に任じ、九歳よして、慶長十五年淡路國を賜ふ、大坂の軍起りし時、生年十四歳馳せ向て戦ひ、明年の春、忠繼卒し、其世嗣として備前國を給ひ、大坂の軍再び起りしには、五月十日に參着しければ、軍には合はず、明れば元和二年正月十九日、侍從になされ、寛永三年參議正四位下、同九年四月四日三十一歳にて卒す、其男光仲、家を繼ぎ、此年六月十八日因幡伯耆を賜て移る、三十一萬石、寛永十九年十二月晦日、從四位下侍從、相摸守を兼ね、承應二年十二月廿八日左少將に任じぬ、嫡男從四位下兼伯耆守網清、二男九鬼和泉守隆律は、長門守隆昌の養子たり、三男壹岐

守仲澄

侍從兼石見守源輝澄朝臣、松平と稱す、輝政の四男、母は忠繼に同じ、生年十二歳、元和元年より播磨國赤粟郡を賜ふ、六万石、同三年從四位下、寛永三年八月十九日侍從になさる、同十七年家人等が爭論の事起て、御勸氣を蒙り、所領收公せられ、伯耆の國へ流されて、相摸守光仲に預られ、入道して石入と號す、五十九歳にして、寛文二年四月十八日配所よて卒す、男子三人あり、嫡男能登守政直、松平と稱す、父が流されし時別に所領を給ふ、佐用郡に、寛文五年十二月六日二十二歳にて卒す、子なかりしに依て、舍弟久馬助政武、松平と稱す、庄左衛門尉政勝、池田と稱す、二人に、兄が所領を分ち賜ふ、右京大夫源政綱朝臣、松平と稱す、輝政の五男、母は忠繼に同じ、元和元年六月播磨國赤穂郡を給ふ、七万四千石、寛永三年八月十九日從四位下に昇り、同八年七月廿九日卒す、廿八歳、子なくして家絶えぬ、

右近大夫源輝興朝臣、松平と稱す、輝政の六男、母は忠繼に同じ、元和元年六月、播磨の國佐用郡を賜ふ、如何程と云、寛永八年同國赤穂に移り、五万四千七百石餘、或同十一年七月從四位下に昇り、正保二年三月十五日忽ち心狂しければ、備前國に流されて、

仲澄ツカスミ

石見守輝澄ツカスミ

家人等出奔せし者十
六人此時死を賜ひし
者伊木伊織以下十六
人に及ぶ

政直ツナホ

政武ツナメケ
兄政直の嗣たり
政勝ツナキツ
右京大夫政綱ツナナ

右近大夫輝興ツカガキ

備中守長吉ナガヨシ
異本には備中守長吉
初め治兵衛尉輝政の
舎弟也豊臣大將に仕
へ三河の國にして所
領二万石を賜ふと記
せり
水口城を攻めて長東
正家を降す

長幸ナガユキ

中納言は二代將軍秀
忠公なり

長常ヲカツチ
長常武勇を好みし、
事に臨みて決戦、
名を顯さん欲す、
或時家臣水野善右衛
門之を誹り、酒は
長常大に感し、酒を
賜ひ金を與へて其直
言を稱せしと云ふ

彈正少弼長政ナガマサ
初名長繼又長吉とも
云
光衛ミツヒロ
判官代光時ミツトキ
長勝オカカツ
平井一本に安井に作

木下家利イヘン
利家初め姉を娶らん
とす女きかざりしか
ば秀吉爲つたれ既に
通すといふ利家さら
は媒妁すべしとて夫
婦をばせしと云ふ

長政秀吉と共に幼時
より又兵衛長勝の家
にて長吉なりしかば
初より兄弟の如くば
てありしに猶又其妻
も姉妹なりしかりし
も親しく睦しかりし
なり

大政所は秀吉公の母
北政所は秀吉公の室

信長公秀吉公に近江
愛智郡三万石を賜は
りし時長政には三千
石の地を與へらる淺
井亡ひて小谷の城に
移りしは長政を以
て武佐守山の城主と
す此時一万石を領し
又別所氏を滅して城
を姫路に築きし時長
政に綱三万石を賜
ひ程なく二万石を増
して五万石になる
柴田滅びし後大津の
城にて七万石坂本四
万石を併せて領す京
の諸司となり禁裏仙

光政に預けられて家絶ゆ同き四年五月十七日三十七歳にて死と云、

備中守源長吉此流池田と稱す 十三歳の時、秀吉の養子と成て、羽柴藤三郎と名乗る、治兵

衛と申長湫の戦に、疵かうむる、天正十三年に叙爵し、筑紫小田原名護屋等の陣に
せしか
隨ひ、慶長五年の秋、舎兄輝政と共に、關が原の御方して、こゝかこの戦ひに功あ
りしかば其勸賞として、此年因幡の國鳥取の城を賜ふ、六万石又一説 同十九年九
月廿四日四十五歳よて卒す、子息備中守長幸、初め慶長元年、年九歳にして徳川殿

に見參す、中納言殿より御刀を賜ふ、新藤 父卒して家を繼ぐ、此年の冬、大坂の兵起
りしに馳向ひ、明年夏の戦には、武藏守利隆朝臣に屬して、首三十を獻る、元和三年
備中國松山の城に移る、六万五 寛永九年四月七日卒、四十六歳、子息出雲守長常、父
は繼ぎ、寛永十六年九月六日三十三歳にて卒す、男子なくして家絶えたり、

淺野 後賜松平

彈正少弼源長政は、攝津守頼光朝臣七世の孫、美濃守光衛が次男淺野判官代光時
が後胤、尾張の國の住人、又右衛門長勝が子なり、其家の系圖かくの如し又曰く長勝
嶋に住し大富有 は織田殿弓の衆なりと云世には津 實は長勝男子なければ、一族の子養て子とす、系圖に曰く長政實は
平井彌兵衛が子長勝

が家を繼て、織田殿 初め長勝同國の住人木下七郎兵衛家利が娘を妻とす、妻の姉杉
弓の衆となれりと、

原助左衛門に相偶して、二人の娘あり、長勝その二人の娘、養うて子とし、姉は織田
殿の家人前田又左衛門尉利家が、なかたちよて、木下藤吉にあはせ、秀吉を長勝が
して、竹簀子に縁取し席敷て、婚禮せ

しと、後に北政所と仰れしとなり、妹をば我子の長政が妻とす、妻は長成院と云左京
り、かの藤吉秀吉、次第に歴上て、織田殿一方の大將になされ、播磨の國賜り、羽柴
筑前守と名のる、長政其後彌兵衛と申て、織田殿に仕へしが、彼秀吉が手に附られ

たり、固より長政は秀吉と相婿なりし程に、羽柴の家、第一の人にて、かの家の事大
小となく司る、織田殿失せ玉ひて、秀吉忽ち天下の權を執り、内大臣の正二位にし

て、關白に任し、家の奉行五人を置く、長政を上首として叙爵させ、彈正少弼に任し、
禁裏仙院并に兩政所の事を執らしむ、是より先き、天正十一年、長政近江國大津の

城を賜ふ、系圖を考ふるに、太閤初め近江の長濱にましませし時、長政坂本の城を領せ
島にて二万石、次は若狭の國九万三千石、同十四年秋、關白の御妹、徳川殿に參り給ふ
を領し、其後甲斐の國に移りしといふ

時、長政して送らる、此年徳川殿御上洛の時、長政響應の事を掌りて、御旅館に祇候
す、是よりして後、徳川殿の申次を承はる、關白島津を伐ち給ふ時は、大隅國に向ひ、

洞の事を司る是れ秀吉公腹心の親臣なれりなり秀吉公關白に任するに及んで五奉行の内に撰はれたる此後幾程なくまた八萬五千石を領す佐々成政が肥後の政よからずして一揆請所に起りしに長政馳向て之を平らけ成政を誅し其民を撫循して事よく治まりぬ石田大谷と共に檢地の事を奉行せり長政の法尤も宜きを得て公平なりければ土人悉く服從せしむ云々南部信直の族九戸政實、亂を作す、長政之を攻む、政實、長政の營に投して降を乞ふ、長政約して南部氏の封を全くして政實を誅す

北條を亡し給ふ時は、武藏の國に向ふ此時殿下駿河の國府に至らんとし給ひしに、石田治部少輔三成、御耳に附きて、家康北條に、むすほゝれたる中なり、如何なる謀やあらんずらん、彼れが城に入り給はんこと、尤も然るべからずと止め申す、實にもと思召す氣色よ、馬を控て時を移さる、長政參て此由を聞き、いかでさる事や候べきと、諫め争ひ申せしよ依て、關白の疑ひ立所に散じて、國府の城に入り給ひぬ、北條滅びし後、奥の地悉く平きて、長政等檢地の事を奉行し、奥にて賊徒起りし時、關白の御使承り、馳せ向ひて退治す、其後甲斐の國を賜て移る、七千石、關白天下の黄金を改め造らせられしに至て、長政が家臣、此黄金を偽て造り出す、事顯はるゝに及び、長政其坐に係つて、既に罪科に處せらるべきに極る、徳川殿不便の事に思召し、忍びて彼の家に入らせ給ひ、事の由を能く尋ね究められ、長政罪なき様を執し給ひしかば、其咎を免さる、こたび首つがれし事、偏に徳川殿の御恩に依る所なりと、悦ぶ事あさからず、文祿の初め朝鮮の事起る、同二年六月長政かの國に渡る、石田増田等と相議し、諸軍勢を率して、晋州城を攻め落す、今年の冬、大閤朝鮮の軍、はかゞしからぬを怒つて徳川殿を初め、宗徒の大名を、名護屋の陣に集

朝鮮は八道に分つ三道は南方の慶尙全羅忠清が

佩刀

め、朝鮮の軍、今のやうならんには、いつ事定るべしとも思へず、今は秀吉みづから向はんと思ふ、三十萬の勢を二手に押し分け、利家前田氏郷生に大將させ、三道より向ひ、朝鮮を打ち破り、まつすぐに大明に攻め入らん、本朝の事、家康さてましませば、心に懸る所なし、かたゞ如何にと思ふと仰せある、徳川殿御氣色損じて、利家氏郷等に向ひ、日本の大名、多き中に、かたゞ二人撰り出されて、一方の大將を賜はらんこと、弓矢取ての面目、何事かこれに過ぎん、抑も家康苟も弓馬の家よ生れ、戦の中よ年老いぬ、今この大事に及びて、いかで人々の跡に留つて、徒らに本朝を守り候ひなん、少勢には侍るとも、家康も軍勢をひきゐて、必ず一方の先陣を承るべし、かたゞの御推舉を仰ぐ所に候と宣ひしに、彈正少弼長政進出で、暫く候ふ徳川殿、殿下この年月の御振舞ひ、昔の御心と思召す、年経る狐の入り替つて候を、何事か宣ふべきと、申しもはてぬよ、太閤御佩刀に手を掛けられ、やあ、秀吉が心に、狐の入かはつたるいはれ、きつと申せ、申し損じなば、しや首うち落してくれんすと、責懸けく、仰せけるに、彈正ちつとも騒がせ、長政等が如きは、何百人が首刎られんにも、なん條の事か候べき、抑も此と頃、よしなき軍起て、異國のみよあ

らず、本朝よも父を討たせ子を打たせ、兄弟を失ひ、夫に別れ、妻に離れ、歎き苦むもの、天下に満つ、又それより兵糧の轉漕、軍勢の賦役、六十餘州が内、悉くあれ野となる、けふ御参向あらんには、五畿七道の間、竊盜強盜等、蜂の如くに起りて、やすき心も候まじ、徳川殿いかに思ひ給ふとも、如何でこれを防ぎて、動きなく御跡を守り玉ふ事かなふべき、此等の事を思ひてこそ、先陣とは宣ふらめ、されば昔の御心ならんには、かほこの事、なご御心づきなかるべき、かゝる御心の附かせ給ふ事、これたゞ事にあらず、一定ふる狐の入かはつたるには候はずや、賤しき者の諺に、人どらんとする鼈は、必ず人に取らるゝとは、此御事にて候ぞと、憚る所なく申ければ、太閤、鼈にもせよ、狐にもせよ、おのが主と頼たらん者に、雑言をはく條奇怪なりと、飛かゝらんとし給ふを、利家氏郷押隔て、人々御前に伺公せり、長政が首を刎られんに、御手を下さるゝまでも候はず、そこ罷り申せ彈正と、云れて長政は、さらぬ體にもてなし、人々に色代して、己が陣に歸り、御使を待て腹切らんとす、重ねて仰出さるゝ旨もなく、かゝる所に、肥後の國に逆徒起りぬと、早馬を参らす、太閤大に驚き給ひ、徳川殿に御使あつて、長政具して御参りあれと仰せらる、やがて

鼈はカメと訓せり

色代は目禮の事

逆徒ハ薩摩の人梅北宮内なり加藤氏の土界善左衛門これを佐敷城に誘ひて誅戮したり

太閤薨せし時遺命を奉し石田三成と共に博多に至り命を朝鮮の諸將に傳へて引還す

己が國は甲斐國なり三成の讒言によりて徳川殿長政を疑ひければ長政之を憚りて國に歸り又武藏の府中に住みしなり

中納言徳川秀忠公長政山道の御供して大津にて徳川殿に見参す徳川殿關東の事秀康を佐けて諸事を計らふべき旨命ありて直に關東に下る

眞壁 愛智

幸長 ユキナガ

紀伊守以下諸本別行とす本書の例に據て連書す

長政めしぐせらる、太閤、肥後の國に逆徒起りぬ、汝が嫡子左京大夫幸長、追討の使たるべしと仰下さる、長政大に悦びぬ、又徳川殿に向ひ給ひ、幸長のまた年わかし、本多中務少輔忠勝を副て給ふべしと仰せらる、やがて彼の逆徒、國人等討てまららず、軍をは出さず、長政仰を承て、肥後國に向ひ、國政を沙汰す、慶長三年八月十八日太閤薨じ給ひしより、石田等、長政と年頃の遺恨を散せんがため、長政が徳川殿に罪かろうむらん様を謀る、遂に長政職を去て、おのが國に蟄居す、猶憚りありとて、武藏の府中に隠れ住む、中納言殿かれが罪なき由を知召し、常には訪せ給ひける、石田等が兵起りし時、中納言殿の御供して、山道よりのほる、嫡男左京大夫幸長、此度の戦功に依て、紀伊の國賜りて移る、同き十一年、長政者を養ふべき料とて、常陸國眞壁郡石五万近江國愛智郡石五千等の地を賜ふ、十三年妻子悉く關東に呼取びつて、常に將軍家に伺候す、十五年に二男長晟備中國にて所領を賜ふ、十六年四月七日長政年六十五歳にして卒す、紀伊守幸長、長政が嫡子、初め豊臣家に仕へ、左京大夫になさる、父と共に筑紫關東の軍に従ひ、朝鮮に渡り所々に戦ふ、太閤薨じさせ給ひし後、石田等が父と中不快なるを憤りて、軍せんとしけれども、徳川殿の御裁斷に

政所は北政所の事
豊臣太閤の御臺所に
幸長には母の姉君
なり
關が原の事平きて幸
長池田福島と連署し
てこれに大小名に告
ぐ幸長學問を嗜み極
高を師として常に秀
頼公を奉ずる事衰へ
ず徳川殿深く其義を
證す
長晟ナガアキラ

大御所は東照公

長晟大坂に附近せし
を以て家人等徳川殿
を頼り弟長重を立て
んと請ふ徳川殿ゆる
し玉にす長晟を以て
後深く其恩に因て長
晟深く其恩に感し大
坂の軍起りし時豊臣
家を頼りしは長晟
を招きしは長晟
ざりしと云
姫君名は振姫後に正
清院と法號す
五年諸本共に七年と
す誤なり

光晟ミツアキラ
異本に寛永四年十一
才にて元服し御諱字
御家號を賜ふにあり
十一年は十八才にて
此時侍従となるなり
左大臣は三代將軍家
光公

綱晟ツナキヲ

綱晟好んで古書を讀
み古人の言行を分類
して本朝人鑑を作り
又其黒川道祐をして
其備國郡志を作ら
しむ

光晟は元祿六年四月
卒年七十七才
因幡守長治ナカハル

三吉は三次を正字と
す
長尙ナカヒサ

て事鎮りぬ、父長政職を失ひて、甲斐の國に下りけるにも、幸長は都に留つて、政所
の御所を守護しまるらせ、奥の景勝御退治のため徳川殿、下らせ給ふ時、御跡を慕
うて馳せ下る、上方の兵起りしかば、美濃國に馳向ひ岐阜の城を落し、關が原に戰
ひ、其功最も多かりければ、此年慶長五年十一月紀伊國を賜ふ、三十九万、從四位下
に叙し紀伊守に任し、年三十八歳にて同十八年八月廿五日卒す、子なかりしかば、
舍弟右兵衛佐長晟を以て其家を繼しむ、長晟は、長政が二男にて秀頼の昵近なり
しかど、後に政所の御方に附けられて、都に住す、慶長十五年、大御所、長晟に備中の
國にて所領を賜ふ、二万石一説に二万四千石、兄幸長が卒して後、其家を繼ぎ、但馬守になる、大
坂の軍起りし時、長晟大坂に向ひて軍す、其隙を窺ひ、吉野熊野の者共、大坂の方人
して、紀伊の國に軍起りしかど、家人等打破り首を獻る、再び兵起りしに、大坂の軍
勢、紀伊國に向ふ、此處彼處に戰ひて、首多く切て獻る、續いて大坂に向ひ軍し、又
討取る首四十二を獻る、同年閏六月、從四位下に昇る、將軍家の仰を蒙り、元和二年
四月七日大御所第三の姫君を迎へまらさす、御名分明からず、はじめ蒲生秀
安藝備後の國賜て移る、四十二万、寛永二年八月十九日侍従になされ、同き九年九
月三日、四十七歳にして卒す、

左少將光晟朝臣は大御所の御外孫、長晟の嫡子、父の
侍従の家を繼ぎ、三十七万六千五百石餘、寛永十一年七月十六日元服し、御家號を許され、御諱
字を賜ひ、四位侍従兼安藝守になされ、實盛の御刀を給ひしなり、左大臣家の御養女を迎へ參
らす、實は小松中納言利常卿の長女、左大臣家の御外孫なり、寛文五年十二月廿七日左少將になさる、年いま
た六十にたに滿たざれども、身いたはる所多ければ、子息に國讓らん事を望み請
ふに因て、同き十二年四月十八日、御許し蒙りて致仕す、侍従綱晟、父少將の讓りを
受く、初め承應二年十二月廿一日元服し、御諱字を賜ひ、從四位下彈正大弼に任ず、
御刀を賜ふ事、寛文八年十二月廿七日侍従になされ、延寶元年正月二日、三十七歳に
例の如しと云、寛文八年十二月廿七日侍従になされ、延寶元年正月二日、三十七歳に
て卒す、其子岩松丸、家を繼ぎ、此年九月十八日元服し、御諱字を賜ひ、從四位下に
叙し、安藝守に任ず、備前正恒の御刀を賜ふ、此日祖父光晟、紀伊守になる、安藝守綱長、延寶二
年十二月廿七日侍従になさる。
因幡守源長治は、但馬守長晟の長子、母賤しければ家をば繼がず、寛永九年十一月
二日、備後の國を分て、三吉の城を賜ふ、五万石、別に御朱印を賜ふ、延寶三年正月十九日に卒す、
長治初め安藝守光晟朝臣の二男を養ひ、和泉守長尙といふ、廿三歳にて寛文六年

長吉ナカヨシ
後に長照其孫長經卒
して嗣なし

采女正長重ナカシケ

元和八年諸本共に六
年とす誤なり

長直ナカシホ

長友ナカトモ

長矩ナカトモ

元祿十四年長矩督中
に於て吉良上野介義
英を傷て罪蒙り其封
を收めらる家臣四十
六人長矩の志をたぎ
り首を切て其墓を築
が正徳中に至り長矩
が弟大學長廣に祿を
賜りて其記を存す

中納言利長トシナガ
利家トシイ

利昌家記には利春
永祿三年十月卒す

海東郡荒子

七千石家記に二千餘
貫とあり

犬丸は犬千代を可こ
す

七月廿八日に卒しければ、又光晟が三男を養て子とす、式部少輔長吉、父長治の家
を繼ぐ、

采女正源長重は、彈正少弼長政が三男なり、始より關東に伺候し、中納言殿に仕へ、
二万石を賜、慶長二年十月朔日に叙爵し、長政卒して後、其所領を賜ふ、常陸國眞壁五万石、大

坂前後の軍に、將軍家の先陣打て向ひ、首六十を切て獻る、元和八年常陸の國笠間
の城を賜ふ、五万三千、寛永九年九月三日卒す、四十五歳、其子内匠頭長直、父に繼ぐ、正

保元年正月十一日、播磨の國赤穂郡を賜ひ、五百三十、新に城を築く、寛文十年三月
五日、子息等に所領を讓る、嫡子長友五万石、二男内記三千五百、同十二年七月廿四日、

六十三歳にて卒す、嫡子采女正長友、家を繼ぎ、延寶三年正月廿六日に卒す、三十四
歳、其子又一郎長矩、家を繼ぎ、延寶八年十二月内匠頭に任ず、

前 田 後賜松平

中納言菅原利長は、大納言利家の男なり、利家の父前田藏人利昌、尾張の國海東郡
荒子の城を領す、七千石、男子凡そ六人、利家は第四の男、系圖には嫡子とせり不審、童名犬丸、改
めて孫四郎と名のる、

菅家は菅原道真公

菅廟は菅公の廟所に
て今の宰府神社これ
なり

押領使

追捕使

爲頼タメヨリ

支基ハルモト

伊豫房一に守に作る
利世トシヨ

童坊は諸中給仕の
役、圓顯法服後には
同願と書く
此逝去は家記に永祿
二年の事とすされば
二十歳の時なり又
罪免されし同四年五
月祿部戦功に出つと
あり

信之ノフユキ

一に信行とも

宮井恒忠ツチタマ

三百石家記に百貫
利久トシヒサ

利家卿の兄に代て本
宗の嗣たるは家記に
永祿十二年十月とす

系圖を考ふるに、藏人利昌が領せし荒子の地、前田といふ所を去る事、僅に十町

と載らる、然かれは住せし所に依て、かくは名のりしなり、或人曰く菅家の御裔、
筑紫太宰府の菅廟の邊り前田といふ所に住す、これ筑紫前田の因て出し所な

り、其子孫尾張國に移るなりといふ、又或人曰く、然はあらじ、前田ハ元は藤氏な
るべし、左大臣藤原魚名の末葉、北陸道七國の押領使、越前の追捕使齋藤權介爲

頼が後、六波羅の奉行人、齋藤伊豫房春基が孫、前田孫四郎利世が孫、よならずや、
春基が事、大平記等に見えたりといふ、家に傳へぬ事外より論すべきにあらす、

童なりしより織田殿に仕へ、生年十四歳にて軍に従ひ、高名を顯せ、此事一説に十
六才の時弘治

二年の事と云なり、又天文二十三年の事とい、其後故ありて、織田殿の童坊を斬て逃
ふ、不審利家十四才の時ならば、天文二十年也、去りぬ、童坊名は十阿彌といふ、此事十八歳の時といふ、かの

武藏守信之と軍ありし時、利家首二つを切り、信之の侍宮井勘兵衛尉に面射られ、
終に宮井が首取て、信長の御前に參る、感じ給ふ事淺からず、やがて所領の地を給

ひ、三年五月十三日濃州森部合戦の時也と云、舎兄藏人利久が世嗣たるべしと仰
せらる、初め利久瀧川義大夫が弟慶二郎を養て子と、利家また改めて又左衛門尉と

桶迫 信長記に黒赤母衣の者二十人立てらるべきに二十人あらざれば黒母衣十人赤母衣九人に仰付るさあ

大坂は一向宗門徒の一揆なり信長記に又左衛門利家蹈止り大坂勢を追ひ返せしは一騎當千の兵さば加様の人を可申と誓めぬ者こそ無りけり

柴田勝家 魚津チツツと唱ふ石動 志津岳 湯漬の飯

北庄は今の福井

勝家年五十四

河北 御山も一向宗門徒の據る所なれば土人の尊稱あり又轉して尾山と書く

末森 末森 佐々成政

北畠信雄 利勝は中納言利長の前名なり

此時利家の領する地併せて百二万五千石賀能越三國に渉る十八年参議家記には利家上杉等と北條の城を攻めし又八王子山等數百人を打取中又先鋒として奥州に向ふ

名のも、永祿三年桶迫の合戦に、首一つを切る、同き四年森部合戦に先懸して首を取る、世に傳ふる所、信長記に異なり、信長記には、此時始、同き八年九月、近江の國箕作の城を攻めらる、利家使を承り、先陣に行向て、眞先に首取て歸る、同き十年母衣武者十九人を撰定められし時、利家赤母衣を許さる、信長記に出づ、一説に利家は森部合戦の功に因て免されしと兩説あり、元龜元年九月、攝津國大坂の合戦、味方散々に打なされ、利家一人蹈み止り、追來る敵を打破りて引返へす、其抽賞に所領多く加へらる、初め一万石を領す、當時天下に傳へし前田が堤の上の槍、此天正三年五月、長篠の合戦に足輕の兵ひきゐて進み、自ら槍執つて戦ひ、右脚に疵蒙りぬ、此年九月越前國平ぎしかば、府中の地を分ち給ひ、千石同九年、柴田修理亮勝家に従ひ、初めて一方の大將となつて、越中の國魚津の城を攻おとす、十年能登の國石動山の敵を討亡し、十一年の春、利家父子柴田に組みして、羽柴筑前守秀吉を討たんと、近江國に發向し、四月廿一日志津が岳の戦ひ敗れしかば、利家府中の城に引返へす、勝家やがて府中の城に落ち來り、利家父子に對面し、湯漬乞うて喰ひ、疲れざる馬壹疋たぶべしとて、打乘て出づ、利家道のはと送り參らせんと打出づる、勝家固く辭して立別る、又利家を呼返へし、和殿羽柴と年頃のよし

みあり、けふよりは勝家との盟を棄て、和殿が家のため謀り給へと云ひ捨て、北の庄へ趣く、秀吉續て北庄を攻落せば、勝家腹切て死す、秀吉また利家を頼みて、加賀の國を平け、其賞として石川河北二郡を與へ、御山の城を守らす、御山は今の金澤の城なり、かくて利家、加賀能登の境末森と云ふ所に城廓を構ふ、佐々内藏助成政越中にあり、北畠殿の御方として、まづ末森を落さんとす、利家やがて後卷し、成政も引て歸る、幾程なくて、能登の國平きぬ、秀吉此由を聞き、能登は二十三万自ら從へし國なれば、秀吉が參らするに及ばず、知行せらる可きこと勿論なり、其賞なとさか無かるべきとて、叙爵させ、我が名字をも官をも譲りて、羽柴筑前守と名のらせ、子息も劣らぬ人なれば、同じく名字をまゐらせ、叙爵させ、羽柴肥前守になさる、今まで孫四郎、初は利勝といふ、是れ秀吉の家號賜ひし初なり、菊桐の紋をも、賜ふと云ふ、同き十二年の秋、秀吉佐々を攻降し、越中國三郡を割て、利家これを領せんこと一兩年、其後は子息利勝に讓るべしとてたびてけり、利長を初め、越中侍從といひしは、この故か、十四年嶋津を討れし時、子息肥前守、關白殿に從て向ふ、十六年の春、右少將になされ、十八年の春、参議從四位下、此年の夏北條を亡されしに、北國より攻下り、此處彼處の城を攻落す、文祿の初より、朝鮮の事起

文祿元年御山城を改て金澤と稱す
從二位の大納言
任官は五位受領の事
高島石見守定吉
中川武藏守光重
家記には中納言の時
に二人の受領あり
若君は秀頼公
太閤の遺言により五
大老を定め利家は太
坂に在りて秀頼を補
導し徳川殿は伏見に
居て假に天下の政事
を沙汰す
奉行は石田三成増田
長盛等

利家卿の事の始終は
前田創業記といふ書
に精し就て見るべし
舊諸本卒す例に依
て改む下文皆然り

り、肥前國名護屋に陣し、同三年の夏、從三位權中納言、慶長二年三月十一日、大納言に轉じ、家司二人任官す、高島織部 中川清六郎 同き三年太閤薨じ給ひ、利家を以て若君の傅と定られしかば、天下の倚頼、當世の權威、此人に並ぶ者なし、明る四年の春、豊臣家の奉行等、此人の威を假りて、徳川殿を失はんと謀る、利家徳川殿と間快からず、細川越中守忠興、利家に親しければ、此卿が彼等に、たばかられて、家滅さん事を歎き、さまざまに教訓す、利家頓て事の情を察し、徳川殿によしみ結ばんとて、我が病を助けて、大坂の城より伏見の御館に參らる、徳川殿も又利家の病、日々重くと聞召し、彼が大坂の家に至て訪せ給ひしかば、利家悦びに堪へず、子息等が事、深く頼み申て、閏三月三日、六十二歳にて薨す、從一位を贈られしとぞ聞ゆる、中納言利長若きより軍に従ひ、志津岳石動末森等を始とし、筑紫關東の戦に至るまで、終に不覺を取らず、初め關白殿越中國三郡を賜ひ、羽柴の號ゆるされ、肥前守に任じ、侍從を経て、慶長二年の秋、參議從四位下、同三年の夏、從三位中納言に至る、世には利長の參議たりしのみを傳ふ、公卿補任を按ずるに、從三位中納言に至れり、太閤薨し玉ひし時、秀頼の傳を仰置るを利長御いたさきもりと 父利家薨じて後、加賀越中の地を領し、八十一万石を領す、能登國は舍弟侍從利政が領せしなり、

入部は領國に入る事
此時横山山城守長知
をなして大坂に至り其
他なきを陳す

中納言は秀忠公

利長利政は堀村上溝
口等越後の兵を合せて
津川口より攻入る
べきに定まる
大聖寺は山口正弘
小松は丹羽長重

利政が政て見利長に
從つて軍せざりしに
因て其能登國を收め
居る又前田孫四郎と
稱し大坂より擧げ
も行はず
筑前守利光後に利常
秀忠公第二女は子姫
と申す加州に下向の
時年僅に三才なり元
和八年逝く二十四才

大御所は家康公

此年八月廿八日、利長入部のために、加賀の國に赴く、かゝる所に、石田三成が謀にて利長謀反の由にて討手向ふべしと聞ゆ、利長大に怒り、討手を待て戦はんとす、家人等が計らひにて、老母を關東へ參らせ、誤りなき旨を顯はし、又舍弟犬千代丸を世嗣とし、中納言殿の御娘を迎へ參らせ、國讓らん事を誓はれしかば、世の疑解けぬ、明る五年の秋、徳川殿奥の會津を伐ち給ふ時、利長北國の大將として、既に打立たんとせし所に、上方又軍起りければ、利長同國大聖寺の城を攻落し、小松の城より戦て、金澤の城に引返し、徳川殿海道を攻め上り給ふと聞て、手合のために、北國より打登り、九月廿日、大津の驛にして、御陣に參らる、舍弟能登侍從利政が此度の軍に怠りしに依て、彼の所領沒收せられ、利長が勳功の賞として、能登國に加賀の能美江沼二郡をへて下し賜る、明れば六年五月十一日、利長の養子犬千代丸元服し、徳川殿より御家號賜りて、侍從兼筑前守になされ、同き九月中納言殿の姫君加賀國より下らせ給ふ、七年正月の末、利長關東に赴き、大納言家へ此時台徳院殿大納言 參られ、物を獻る事多ければ、賜ひし者また少からず、

利長關東へ參らるべき由、かねて申されしに、折ふし大御所、關東より渡らせ給ひ

利長のかく對面の儀ありしによりて此後大小名一人も利長の上にいづる者なしこれ利長一人を制して永く柳營の禮度を立られし也

利長父に繼て大老となり徳川殿に連署して事を行ひたりき下文は官府の命令書

史記に淮南王黥布、畔楚歸漢、既至、漢王臨床洗足、見布、布悔怒、欲自殺、及出就舍、張御從官皆如漢王居、又大喜過望、こあり

大將拜賀にあらず將軍宣下なり

たり、大納言家、利長を迎へ給はんとて、板橋の驛の邊に御出ありて、見參の事を悦び仰せらる、利長かねては、かくあるべしと思はれず、悦び思ふ事淺からず、又後日城に上られしに、大納言家、寢殿に御出ありて、利長の座を遙かの下に設けらる、對面の義とも嚴重に、饗應の式また善盡せり、利長此時は悔しき事に思はれしとぞ聞えし、黄金百枚、白銀千枚、時服百領を獻せらる、大納言家より、鍋藤四郎の御脇刀に、黄金百枚、馬鷹をへて賜はる、此後子息に國譲り、引籠り居て、再ひ關東へ參られずと、古き人の語りしが、古記に合せ見るに、大やうは違はず、又古き人に、うけたまはる、慶長のころの下文に大御所と利長と連署たりしを見きといふ、されば此度利長見參の事、上下の分定めぬべき時なれば、大御所の伏見へ上らせ給ひし事も、深き御心ありぬべし、又大納言家の振舞も、いにしへ淮南の黥布が漢の高祖へ參りし時に、事さかしまにして心は均かるべきや、天下の英雄駕御の法千載ともに一揆なり、利長また伏見に赴きて、大御所へ參り、やがて國に歸らる、同き十年三月、大納言家御上洛あり、これ大將拜賀の御爲なり、同き四月の初、利長父子伏見に赴き、大御所

ト山今は富山 義諸本卒さす亦誤る 利常トシツチ 子、姫上に註す

徳川殿終に臨み利常を召して北國の事を委託せらる 光高ニツカガ 光高常に林道春父子を招きて學を講す 光高の母は台徳公の女にして妻は太徳公の養女實は水戸中納言頼房の女これ綱利の母也

綱利後に綱紀と改む 綱紀學を好み政を善くす多く文學の士を招き書を集むる事數万巻多くに希世の珍册也

へ參りて、色々の獻物あり、兩御所物を賜ふ事多し、利長頓て歸國し、子息筑前守をば、こゝに留めらる、十一年四月、筑前守關東に下り、將軍家へ參らる、十九年五月廿日、利長越中國戸山城に薨す、年五十三歳、正二位大納言を贈らるとぞ聞えし、中納言利常始は利光利家大納言の末子、生年九歳にして、兄利長の世嗣となり、大相國家の姫君に添ひ參らせ、爾々姫君と申し奉る第二の姫君なり、慶長十九年、父の卿薨せし年の冬、大坂の兵起りしかば、急き軍勢を催し、馳向て城を攻む、明る元和元年五月の合戦に、將軍家の先陣して、多くの敵を破つて、首三千二百を獻る、其賞として閏六月參議になされ、寛永三年の秋、從三位權中納言に昇り、老て後、國を譲り、小松の城に住れしかば、世の人小松中納言とぞ申ける、嫡子筑前守光高朝臣、大相國家の御外孫、寛永六年四月廿三日、十四歳にて元服し、御諱字を賜り、四位の少將兼筑前守になされ、御刀を賜ふ、正保二年四月五日、年三十一歳にて、父に先立て卒す、利常中納言の請に依て、嫡孫犬千代丸、父光高朝臣の家を繼ぎ、百二万五千石餘、其外は二利常の子息等に所領を分ち賜ひぬ、承應三年正月十二日、犬千代丸元服し、御諱字賜ひ、四位少將兼加賀守に任し、綱利と申す、萬治元年十月十二日、中納言利常六十六歳にして薨

綱利は三歳にて世を繼しより享保元年に至るまで享保二年に三歳の人々に准して大蔵間大名の列を離れ禮儀皆家門の大名に同じく代々此例に従つて改めず
淡路守利次トシツグ
利次利治共に松平を稱す
利昌トシマサ
飛驒守利治トシハル

大和守利孝トシタカ
後利高に改む前田と稱す
七日市は甘樂郡
秀繼ヒデツグ
芳春院は高昌氏、利家船の正室にて、慶長三年、實として江戸に到りしなり上に見ゆ

利明トシヤキ

す、此年閏十二月、綱利中將になさる、

侍從兼淡路守菅原利次は、中納言利常の二男、母上光高より同し、寛永八年十二月十五歳にして、元服任官の事あり、正保二年閏六月六日越中の國富山の城を分ち賜ひ、十萬延寶二年七月七日卒す、五十七歳其子掃部頭利昌、寛文二年叙爵し、同八年從四位下に叙し、大藏大輔になり、父卒して家を繼ぐ、

侍從兼飛驒守菅原利治は、中納言利常の三男、母上光高に同じ、寛永十一年十二月十五日十七歳にて、從四位下の飛驒守に任じ、正保二年閏五月六日、加賀の國大聖寺の城を分ち賜ふ、石七萬 同三年十二月侍從になされ、萬治三年四月廿一日卒す、四十三歳其子飛驒守利明、實は小松中納言の末子、童名は万吉丸、兄の世嗣となり、從五位下大藏少輔に任じ、寛文元年飛驒守となり、同き三年從四位下に叙す、

大和守菅原利孝は、大納言利家の四男、將軍家より別に所帶を賜ひぬ、上野七日市の地一萬石世に傳ふるは、利家の舍弟を前田右近秀繼といふ、此大和守利孝、其世嗣となりしなり、其後利長の母芳春院と申せしが、徳川殿へ參られしに、大和守利孝極て母の愛せし子なれば、連れて關東に下らる、關が原の軍終て後、利長加賀能登加

土方雄久カツヒサ

利孝は寛永十四年六月四十四才にて卒
利豐トシトヨ
利廣トシヒロ

參議高次ダカツグ
前田の次に京極をあげたるも忠高は將軍家の婿たるを以て也
高吉は佐々木道譽より九代の孫京極の家は山名一色赤松の相並んで足利幕府の四職と稱す、近江國を分て二つとし愛知より南を六角とし北角氏盛す、後には六角氏盛たり、高次の父高吉は、淺井氏の爲にせむめられ、僅に一城を保つ、
小法師丸
淀殿も秀吉公の妾淺井氏

へ賜ひ、かの母の方へも一萬石の地賜ひき、又土方河内守雄久にも、上野七日市の地下し賜ふ、此土方は利長ゆかりの人にて、此度利長と共に、北陸を鎮めし賞なり、此時に老母關東にあれば、其便よからんために、利長望みて、土方が領と、加賀の地と替へて七日市をば芳春院の領とす、大和守又芳春院より傳領せしと
もいふなり

京極

嫡子右近大夫利豊、家を繼ぐ、此家代々卒せし年月日いまだ不知 其子宮内利廣

參議源高次は、宇多天皇の御裔、近江國の住人佐々木源三秀義より四代、京極近江守氏信に十二代の孫、長門守高吉が嫡男なり、累代江北の地を領す、高次が姊、初め若狹の武田が孫八郎妻なりしが、武田死して後、秀吉關白の妾となつて、松の丸殿と申す、高次の母また淺井下野守祐政の娘なりければ、高次淀殿にも從弟なり、一かたならぬ縁故に付き、高次いまた小法師丸といひしより、關白の御覺淺からず、元服して近江守になされ、大津の城を賜ひ、若狹の内副て六萬石を領す、又淀殿の御妹を、高次の妻となさる、淺井下野守祐政の男、備前守長政の娘也、大相國家の御臺所の御姉常高院殿と申せし御事なり、太閤薨じ給ひし後、慶長

高次始は明智光秀に
時、高次は越前に
居る、武田元明に依
事なり、關白元明を
松丸殿なり
高次に關白殿より近
江田中郷を賜ひ、大
八幡山二萬八千石よ
上方の軍は立花宗茂
毛利元康、秀包等三
七千の兵、大津の城
を攻むる事三日、夜
に和談を求む、高次
城を出て、去る、關
原の戦に先立つ、こ
之を恥て、高野に盤
して出で、大津の御
陣に召れて、徳川殿
日守城の功を賞せら
れ、恩賜あり
敦賀
此時若狹國小濱の城
をきつく
參議叙任は慶長元年
四月なり、九年に非ず
忠高タカ
幼名は熊若丸
淺井長政

第四姫君タカ本第二
するは誤なり、第二女
は前田利常の室なり
初姫年二十八才
北の方は公卿正室の
稱なり、北は陰の義な
るべし
刑部少輔高和タカカ
高政タカマサ
龍野
武鑑に龍野城万治元
年以來申絶寛文十二
年再築あり
丸龜
高豊タカトヨ
丹後守高知タカチ
小田原平らきて、後に
信州高遠三萬石を領
高政は羽柴氏を賜て
稱す、及び奈侍從と呼
侍從は二年十月任

高次始は明智光秀に
時、高次は越前に
居る、武田元明に依
事なり、關白元明を
松丸殿なり
高次に關白殿より近
江田中郷を賜ひ、大
八幡山二萬八千石よ
上方の軍は立花宗茂
毛利元康、秀包等三
七千の兵、大津の城
を攻むる事三日、夜
に和談を求む、高次
城を出て、去る、關
原の戦に先立つ、こ
之を恥て、高野に盤
して出で、大津の御
陣に召れて、徳川殿
日守城の功を賞せら
れ、恩賜あり
敦賀
此時若狹國小濱の城
をきつく
參議叙任は慶長元年
四月なり、九年に非ず
忠高タカ
幼名は熊若丸
淺井長政

四年の春、大坂の奉行等、徳川殿を失ひ、參らせんと謀る、伏見の御館、無碍にあさま
なりしかば、高次おのが大津の城に迎へ奉らんとす、徳川殿大に悦ばせ給ひ、井伊
侍從して其芳志を感せらる、明れば五年の秋、上方の軍起りしに、大坂近き邊りに
ては、高次獨り關東の方人して、大津城に立籠る、徳川殿攻め上らせ給ふ程、今一二
日を待ち得ずして、城遂に攻落さる、されば徳川殿も高次今暫し城を落されざら
んには、近江の國をば賜ふべき者なりと、深く惜ませ給ひけり、此年其賞として、若
狹國に越前の敦賀郡をそへて給ひ、若狹守になさる、九万二
少將を経て、參議從三位に至り、四十七歳にして、慶長十四年五月三日に薨す、公卿
を按するに、高次の參議に任せしは、慶長九年の事なり、然
るに關が原の諸記に、京極宰相と記せること誤れるにや、嫡男右少將忠高、母は贈大
納言長政卿第二の女也、忠高朝臣は、左大臣家の御
外從弟にて、御姉婿なり、慶長十年十二歳にて、元服し、將
軍家の御諱字賜り、從四位下の侍從兼若狹守となさる、大坂の軍起りしに、馳向て
城を攻む、忠高の母常高院殿、城中にまゝして、御中なほりの事を執し申されけ
れば、やがて事調りぬ、幾程なくして又軍起りければ、大御所猶常高院殿して、東西
御和睦の事仰せけれども、秀頼用る給はで、五月七日城落ちぬ、忠高搦手に向ひ、打

取る首二百七を獻る、寛永二年八月十九日、四位の少將になされ、同十一年閏七月
六日、出雲隱岐兩國を賜ふ、廿四万石、此年又石見國二万石、十四年六月十二日卒す、四
十五歳、此忠高、大相國家第四の姫君タカ添ひまゐらす、北の方は御子なくして、妾の
腹に男子一人ありしかば、將軍家の御聽を憚りて、初めより子なき由、申せしかば、
世嗣なくて家絶えぬ、忠高の北の方の初姫君と申奉り、忠高に先立らせ給ひ、寛永七
部少輔源高和は、忠高の舍弟、主殿頭高政が男なり、實は忠高の男とぞ聞えける、
高政は廿八才にして、寛永六年五月九日卒せしなり、忠高世嗣なくて家絶えしかば、高和を召出され、播州龍
野の城を賜ふ、五万石餘、但し今は此城、叙爵して、萬治元年讃岐國丸龜の城に移る、
寛文二年九月十三日四十四歳にて卒す、子息備中守高豊家をつぐ、
侍從兼丹後守源高知は、長門守高吉の二男、參議高次の弟なり、秀吉の御時、近江國
蒲生郡の地を賜り、五千、修理大夫になされ、文祿元年舅毛利河内守秀頼が領せし、
信州伊奈の郡を賜て、十萬石、一説には八萬石と不
審、○秀頼は武衛の末流と云、四位の侍從にかさる、慶長五年
の秋、奥の景勝、追討のため下向す、上方の軍起りしかば、引返して、美濃の國にして、
岐阜の城を攻落し、關が原の合戦に多く敵を打破り、兄高次が心元なるとして御暇

田邊今は舞鶴を改む
宮津
十二日に廿二日
高廣はカヒロ

池田輝政

高國はカクニ

高頼名を高規と改め
元祿中に二千俵を賜
りて高家となり對馬
守四位の侍従に拜す

申して、鞭笠を合せて馳せ登り、近江の國長濱の在家に、火を掛けて、大津の城に至りしに、城をば既に攻落さる、同き十一月、丹後の國を賜て、七千石、丹後守になされ、此度の功を賞せらる、高和田邊の城を毀ち、宮津の城を築て住む、大坂前後の軍して、元和六年八月十二日五十一歳にして卒し、子息三人に所領分ち譲る、侍從兼丹後守高廣は高知が五男なれども、家を繼ぐ、七万五千石、按ずるに高廣が母は、故の嫡子たれば家を繼ぎしなるべし、初め元和二年十二月、從五位下の侍從になされ、系圖并武家補任等從に任する、家を繼ぎて後、寛永二年八月從四位下に叙し、大御所の御外孫輝政參議の娘に相偶して、男子三人をまうく、年頃眼煩うて承應三年四月廿三日、所領子息に譲り、入道して安智齋と號す、其嫡子侍從兼丹後守高國、初め叙爵して山城守に任じ、寛永廿年十二月、從四位下に昇り、家讓られし年、侍從になされ、丹後守を兼ね、寛文六年四月、父の入道、高國が無道の事共を、一々に訴へしに依つて、同き五月三日、高國奥の南部へ流され、大膳大夫重信に頼けられ、其嫡男近江守高頼を初め男四人女二人悉く大名に預けらる、高頼は藤堂大學頭、二男万吉、年七才、松平新太郎、三男奎助、年五才、松平相摸守、四男松之助、三才、伊達遠江守へ、十九才、十六才になる女子をば、松平龜千代、九へ預けらる、高國高頼には、米三千俵つゝ、又父に黄金五百兩、子に黄金二百兩を給ひし也、

配所は奥州盛岡なり
南部系譜に京極丹波
守御預被仰付
延寶三年乙卯十二月
廿四日於國許死去
あり

世の人の申せしは、高國年頃父入道が虐政を見聞くにつけて、うたてき事に思ひければ、家繼ぎし始は、上を敬ひ、下を惠む事、大かたならず、家子郎等らを先として、土民百姓等に至るまで、此年月のうさを忘れ、渴せる魚の水を得たるが如くなりしかば、いつしか志みちて、奢生じ、親しきを遠ざけ、疎きを近づけ、舊きを退け、新しきを進め、賦役日々に重く、民の資を奪ふのみか、家人等に與ふる俸祿にたに、息利をかけて責めはたりしかば、國中の土民、中々に昔こひしうなつて、苦み極まりぬ、入道は初めより嫡子高國が、おのが政道をさみしめるよと、安からぬ事に思ひ、弟を愛して、家をば弟に繼がせばやと思ひしかば、公儀につきて力なく、嫡子には譲りしなり高國がかゝる振舞を見て、さらば高國を押こめ、舍弟信濃守高勝に國を知らせばやと思ふ心つきしが、猶心にも任せず、年月を送る、高國また此由を聞て、父を疎み弟を憎む心起り、又不孝不悌の行ひも多かりき、入道此上はとて、一封の書を奉りて、高國が無道の程を一々に訴へしかば、かくはなりしとなり、
高國かくて憂き年月を送り迎へて、延寶三年十二月廿四日、年六十歳にて配所に

洛陽は京都の事にて
黒谷は東山にあり
後世

高治タカハル
高勝タカカツ

修理大夫高三タカミツ
卒年三十五才

高沖タカオキ
後に高直

高盛タカモリ

高任タカトフ

兵部高門

豊岡

高盛の致仕は延寶二
年を正す

死す、されば父入道はまさしき親が、こが子の咎かくさで申たらんには、丹後守は
罪に處せらるるとも、累代の所領なれば、三男にこそ賜べけれと思ひしに、案に相違
してければ、詮方なくて、洛陽黒谷のほとり岡崎と云ふ所に庵室かまへ、引籠て、心
にもあらぬ後世のいとをみしが、憎しと思ひし子にたに後れて、延寶五年四月廿
二日、七十九歳にて、はかなくなりぬ、入道の二男、下總守高治は、これより先き、慶
安三年七月廿九日に卒す、三男信濃守高勝は兄が流されて後、明る寛文七年召出
されて、同十二月廿七日、僅かに俸祿を賜ひぬ、俸米五
千俵
修理大夫源高二是、丹後侍従高知が二男なり、父卒してのち、田邊の城を分ち領し、
三万石又は、寛永十三年九月十二日卒す、其子飛驒守高沖、家を継ぎ、寛文三年正
月七日、三十二歳にて卒す、其子六丸父に継ぎ、寛文三年十二月叙爵して、伊勢守高
盛と申す、同き七年八月廿九日身の煩によりて致仕す、其子甲斐守高任、實は高仲
の四男、兄の世嗣となり、舍弟兵部に所領を分つ、三万五千石の内三
千石を分つと云 寛文八年五月
廿一日、但馬の國豊岡の地に移る、按るに、豊岡に移りし事、高盛が時とす、高盛は此一
年の前寛文七年に致仕せし由、武家補任に見ゆ覺
束なし

主膳正源高通タカミチ
一に高道に作る
朽木宣綱諸本貞綱に
作るは誤なり
万作丸
丹波郡今は中郡と稱
す
峯山
水口
高供タカトモ
伊織高昌タカマサ
左門高成タカナリ
高明タカアキ

筑前守長政ナガマサ
長政は大御所の養女
の婿たるを以て、こ
のあぐる也有馬山
内
堀皆これに同じ
孝高タカタカ
入道如水
邑久郡福岡
赤松は代々播磨守護
別所は赤松の一族
重隆シゲタカ
識隆ノリタカ
識隆御着の城主小寺
藤兵衛政識に事へ
て、其家の老となり、
小寺氏を賜はりて小
寺と稱す、識隆後に
入道して宗圓と號す

主膳正源高通は、丹後侍従高知が二男、實は高知が外甥、朽木兵部少輔宣綱が二男
なり、宣綱が妻は高
知が妹なり 高知初め長子万作丸死し男子なければ養て子とす、高知が所
領分ち譲らる、丹後國丹波郡を領す、峯山といふ一
万三千石餘 寛文五年近江國水口の城を守
り、十二月十四日かの城に卒す、六十三歳、嫡子主膳正高供、家を継ぎ、一
万舍弟等に
千石
所領を分つ、二男伊織千石、
三男左門千石、高供延寶二年二月廿八日卒す、五十二歳、子息備後守高
明父に繼ぐ、

黒田 後賜松平

筑前守源長政は、勘解由孝高入道が男なり、宇多天皇の御末、佐々木源三秀義が曾
孫、京極近江守氏信が男、佐渡守満信が二男、黒田左衛門尉宗満が末葉、備前の國邑
久郡福岡の住人、下野守重隆、赤松が被官として、播磨の國飾東郡姫路の城に移住
む、重隆嫡男美作守識隆、故あつて小寺と名のる、これ孝高入道が父なりけり、孝高
始は小寺官兵衛尉と名のり、黒田勘解由と改め、入道の後、如水軒と號す、初め美作
守識隆、織田殿に志を通じて、天正三年赤松別所等と、同く上洛し、信長の見參に入
り、同五年九月、其孫長政が十歳なるを質として、信長へ參らす、羽柴藤吉郎秀吉に

孝高姫路城を守り赤
松下野守晴政が攻來
りしを打破りて首三
千餘を取り勇名大に
著る
此時毛利氏十餘國に
據り浮田直家之に屬
す黒田は織田氏に通
して毛利の伐つべき
事を説く信長公大に
悦んで西征の謀を決
す
カッキ
上月
高倉
竹中重治シゲハル
荒木村重ムラシゲ
浮田直家が別府の城
を攻むるに孝高
向て戦ひ大に勝ち斬
首七十餘級に及ぶ
孝高伊丹の城中に囚
る事三年久しく獄
中にありしは是時
よりして足躰たり
三木
シサカ
矢栗郡山崎

秀吉三木の城主別所
長治と戦ふ時孝高所
はかりて書寫山に陣
して自を攻むるに長
治力盡て自殺しければ
城落ぬ
信長公の變ありし
時孝高秀吉公に勸
めて毛利と和し引返
して姫路を退きにし
孝高自らして立寄ら
ず急ぎ攻登り山崎の
合戦に先鋒として光
秀を打破る
雜賀 根來
財部今は高鍋
日隈 茅切
イヌ丸
大丸
觀音原
賀來 福島
根來の僧徒信雄に通
して大坂を窺ふ孝高
之と岸和田に戦つて
之を破る
四國を伐れし時孝高
監軍として行向ひ
途に四國を平けし
早川隆景と共に豊
肥の國に押渡り筑
前之城々を攻降す
孝高智謀絶倫にして
常に秀吉公機密の事
に預り其謀る所誠に

預けられ、近江國長濱の城に置かる、幾程なく、秀吉筑前守になされ、播磨の國を賜ふ、孝高父子二心をき方人にて、秀吉に隨ひ、佐用の城を攻て先懸し、同き十一月廿七日、秀吉の下知に依て、孝高竹中半兵衛尉重治と共に、備前の國福岡の城を攻め、同き六年毛利が上月の城を攻し時、孝高うしろ巻して、高倉山に陣を取る、此年攝津の守護人荒木攝津守村重謀反す、孝高行向て村重を諫む、村重承引の氣色なく、遂に孝高を捕ふ、小寺が一門馳集り、子を捨て、織田殿へ參る、孫を棄て、荒木にや組みすと僉議す、美作守識隆聞て、我初めより織田殿に二心をきが故に、嫡孫を以て質とす、いま思はざるに禍に懸つて、我子失はれんが悲しきとて、忽に志を變じて、無道に組みせんこと本意に非ずとて、更に荒木に組みせず、孝高又希有にして逃れ返り、荒木も頓て亡びけり、同八年、秀吉播州三木の城を攻落して、此所に住せんと擬す、孝高いひけるは、我すむ所の姫路の城と申すは、當國第一の要害にて、殊に海路の便よく、凡そ當國を知らん人、必ず住むべき所なり、さらば參らせんとて、秀吉に讓る、秀吉悦ふこと限なく、此城に移り住む、孝高矢栗の郡を賜りて、山崎の城にあり、秀吉山陰山陽の合戦を始として、志津が岳、小牧、筑紫の軍に至る

まで、孝高の戦功、數を知らず、同十五年七月、豊前の國六郡の地を賜ふ、同き十七年、孝高四十五歳、其子長政一家の事をば讓り、其後小田原名護屋の陣に隨ひ、朝鮮に押渡り、軍の掟す、子息甲斐守長政、十四歳にして、父と同じく、三木の軍に、初めて首を取る、十六歳の時、父に隨て、和泉の國岸和田の城に後巻し、紀伊の國雜賀根來の者共と戦ひ、首を斬る事二つ、天正十五年、筑紫の合戦に、財部日隈茅切山觀音原の戦を初めて、犬丸の城を攻落し、討取る所一千五百餘人、賀來福島等の城を攻め落す、關白の御感淺からず、朝鮮の軍に先懸して、金海昌原を破り、王城平安に戦ひ、白川の城を守る、凡そ七箇年の間、所々の戦に打取る首數、幾萬といふ事を知らず、黒田父子の武功は、林道春が撰びし、長政の碑の銘に詳なり、今は大畧を採る、太閤薨し給ひし後、朝鮮の事終り、長政等小西寺澤等と功を争て、訴へ起り、軍奉行の輩、流刑に處せらる、慶長四年の春、秀頼の奉行人、徳川殿失ひ參らせんとて、大坂伏見の間、以ての外、騷動す、黒田父子、徳川の御方として、長政宗徒の大名を催し、組みし申す人多かりしかば、戦に及ばず、頓て和睦事成りぬ、徳川殿、彼れ父子が志の程を、深く感じさせ給ひ、子息長政を、保科彈正忠正直の娘を養君として、長政に配はせ給ふ、これ即ち徳川殿の御外姪なり、ことし五年、東西

栗山大膳利章は長政
以来の老臣にして
忠之の誠を諫めし
か聽入ざれば諍方
く寛永九年隱謀あり
さ幕府に訴ふ君臣其
途に大膳を南部に幽
囚し忠之は一旦領地
を没收され即日更に
舊封を賜ふこれ十年
三月十六日なり世に
黒田騒動と云ふ
筑前守に任せしは正
保四年三月を正す
兩家隔年交代して長
崎を成守する事徳川
氏の世の末に至れり

光之ミツユキ
初め左京大夫正保四
年三月右衛門督
綱之は筑前守に任す
諸本共に國名を脱す
綱之剃髮し眞言僧と
なり澄範と稱す後淨
土僧に變して眞乘坊
幹亮と改む寛永五年
七月年五十四にて寂

甲斐守長興ナカオキ
秋月
長興天性謙遜の人に
功ありしも武士の常
事とて更に人にも語
らざりしと云
長重ナカシケ
東市正源高政ガカマサ
諸本共に市正とのみ
あり今補ふ
所領は東蓮寺後に直
方と改む
高政寛永十六年十一
月二十八歳卒
二男萬吉政之
之勝ユキカツ
所領四万石は光之に
還し賜る

玄蕃頭豐氏トヨウヂ
則祐ノリスケ
則顯ノリアキ
有馬郡
義祐ヨシスケ
重則は義祐が七代の
孫なり

藩翰譜
第七十一
第七十二
第七十三
第七十四
第七十五
第七十六
第七十七
第七十八
第七十九
第八十

此時御刀二腰御鷹御馬 十八年正月廿一日關東に下りて、初て將軍家に參る、御家
等を賜りて歸されたり 號ゆるされ、御諱字を賜ひ、右衛門佐に任じ從五位下になされ、此時御刀二腰賜る、一
號に御家號賜りしは
慶安元年十二月廿 同き二月從四位下一叙す、大坂の兵起りし時、本國に在て身煩
ふこと甚し、病を勉めて馳せ上る、兩御所の御感斜ならず、父卒して家をつぎ 四万
三千
二千 寛永三年八月、侍從兼筑前守に任す、同き十五年の春、肥前の國嶋原の城を攻
て、攻めおとし、同き十八年二月、鍋嶋と共に長崎成衛の事を承る、承應三年二月十
二日年五十三歳にして卒す、子息侍從兼右衛門佐光之、寛永廿年十二月廿九日十
六歳にて元服し、御諱字を賜ひ、御刀を 從四位下右衛門佐になされ、家繼ぎし年の
十二月廿六日侍從に任す、嫡男筑前守綱之初め寛文九年十二月元服し、御諱字を
賜ひ、從四位下の筑前守に任す、かくて親父光之、綱之が家つぐべき器ならざるよ
しを訴ふるに依つて、延寶五年二月十二日、其請に依り、二男宮内少輔長寛を世嗣
となさる、綱之は
籠居す 長寛が今まで領せし地を獻り納めん事を請ふ御許しなくて光
之に返し賜ふ、この年の冬、長寛に御諱字を賜り、從四位下に叙し、肥前守に任し、
綱政と申す、

甲斐守源長興、黒田と
稱す 長政が二男、母忠之に同じ、父が所領分ち譲らる、筑前國秋月
城五万石を
領す 寛永三年八月十九日叙爵、同十五年の春、肥前國嶋原城に向て攻戦ひ、遂に城を
攻落す、寛文五年三月廿日卒す、五十六歳、其子甲斐守長重繼ぐ、
東市正源高政黒田と
稱す 長政が三男、母忠之に同じ、父が所領を分ち譲らる 所領の地
を分ち譲らる
領す 寛永三年八月十九日叙爵、同十五年の春、嶋原の城に向て軍す、家繼ぐべき
子なかりしかば、兄忠之が二男養て世嗣とす、慶安四年十二月叙爵して、左馬頭之
勝と申す、之勝家を繼ぎて後、承應二年八月、市正に任じ、寛文二年七月廿五日三十
歳にて卒す、是も子なかりしに因て、光之が二男宮内少輔長寛を世嗣とす、光之嫡
男綱之を退けて、長寛を以て世嗣としければ、市正高政の家は絶つてけり

有馬

侍從兼玄蕃頭源豐氏は、村上天皇の御子具平親王の御末、播磨國の住人赤松二郎
則村入道圓心に五男、律師則祐が末孫、中務入道則顯が嫡男也、系圖には、則顯は則
祐八代の孫と見え
代の孫と不審、又有馬と名のる事、則祐が次男出羽守義祐、攝津國有馬郡の地頭職
を賜りしに依てなり、これより子孫世々有馬郡を領す、筑後守重則が時に至て、播

三田の城にありて二
千石を領す
三木美濃を正字とす
後には文字の儘ミキ
とす
浦田
淡河
剃髮して道昌法印と
稱す
金森長近
徳永石見守
相伴衆俗に云ふ相手
大関徳川殿を留めて
久しく歸さず法印に
因りて歸る事を得た
り徳川殿大に悦び賜
り徳川殿に之を謝
す豊氏常に淀にあり
て徳川殿を守護す
關が原の軍には樽井
備へ又大垣の道と寮
に
福智山
大御所は徳川殿即ち
東照公なり
忠郷マヤサト
久留米
六年諸本共に七年に
作るに誤なり

磨の國に移りて、三木郡浦田の城に住す、其子中務少輔則顯、同國淡河の城に移る、
太閤いまた筑前守と申て、當國の守護たりしより、御方より屬す、相摸の北條滅びて
後、遠江國横須賀の城を賜ふ、三万石、但し子息豊氏賜ひしと見たり、年老いて後入道し、兵部卿法印
になさる、金森入道素玄、徳永入道壽昌、これら三人は、當時の故老たるに依つて、
殿下御相伴衆の隨一にて、世人三法印と名づく、御はあしの入道また徳川殿にも
親しく伺候す、太閤薨じ給ひ、彼の家の奉行等、徳川殿失ひ參らせんと、大坂伏見の
間、物さわがしかりし時、入道父子常に御館を守る、關が原の軍に、父子又御方にて
軍しければ、父入道には本領攝津の有馬を賜ひ、二万石を領し、子息玄蕃頭豊氏に
は、丹波の國福智山の城を賜ふ、六万入道年つもりて八十餘歳、慶長七年七月十七
日に卒す、此月十九日大御所御養女を以て、豊氏に配せらる、家忠日記追加に出づ
平源七郎康忠の娘を養君とし給ひしなり、按るに入道大御所の御甥、長澤松
の卒せし事、遠き境にていまだ知れず、婚禮ありしにや、豊氏又有馬郡を賜る、合せて
八万石、
十六年十二月十四日豊氏の嫡子生年九歳にて、關東に赴き、將軍家に見參す、同き
十八年、御前にて御裝束賜て元服し、兵部少輔になされ、御諱字賜て忠郷と名のる、
後、忠郷豊氏大坂兩度の軍に従ひ、首五十七を切つて獻る、元和六年筑後の國久留米

伊豫守豊範トヨノリ
小出吉重
御原郡松崎一万石
貞享元年七月薨あり
て家亡ぶ
頼元ヨリトシ
頼利ヨリトシ
忠頼タ、ヨリ
御伽衆
御伽衆

の城を賜ふ、二万石寛永三年八月、從四位下、同十一年七月、侍從になさる、同き十
五年の春、子息中務大輔忠頼と共に、肥前國嶋原の城に向ひ攻落し、十九年七十四
歳にて卒す、此人將軍家子息中務大輔忠頼、初は兵部母は大御所の御養女なり、承
應四年三月廿日、關東に赴くとて、備前の海上より卒す、五十三歳、此年改元其子從
四位下玄蕃頭頼利、家を繼ぎ、十七歳にて寛文八年六月廿四日に卒し、舍弟從四位
下中務大輔頼元を嗣とす、

土佐守一豊
首藤義通ヨシミチ
始て山内氏を稱す
盛豐セリトモ
父久豊丹波三宮城主
武衛は斯波義將の家
なり代々兵衛督に任
すれば武衛と稱し尾
張越前兩國守護たり

伊豫守源豊範、實は忠頼が外姪にて、小出修理亮吉重が末子なり、忠頼初め子まう
けざりし時、養うて子とし、所領分ち與ふ、一万中務大輔頼元、家繼さし初めまた所
領分ち與へぬ、一万石合て二万石を領す

山内 後賜松平
土佐守藤原一豊は、鎮守府將軍秀郷朝臣十代の孫、山内の首藤刑部丞義通が後胤、
但馬守盛豊が二男なり、盛豊生國は丹波の人、尾張の國に移りて、上の織田に仕へ、
其家の老として黒田の城に住む、

足利殿の御時、三管領の一つ武衛の家、世々尾張の國の守護たり、尾張八郡の地

大和守敏定
三奉行は織田因幡守
同藤左衛門同彈正忠
なり

十二歳諸本十三歳す
るに誤なり

高濱
長濱
懸川

三好秀次に附けられ
て長濱に封せられ小
田原の軍には秀次に
從て山中城を攻む
大坂に留る一豊が妻
梶原氏は事の様を文
にしたため笠の結を
して家の郎等を關東
に下し、様々の艱
難を凌ぎ辛くして小
山に達せしに一豊其
結のまゝ徳川公に捧

け是より上方の事情
始て知れしとす
一豊の始て織田家に
仕へしは天正六年に
て五百石を賜ひしな
り

屋形は貴族の敬稱足
利幕府の時より國主
の稱號として特に賜
ふ者なり徳川幕府も
亦其例に用ゐたり

を二つに分ち、家人して治めしむ、上四郡は織田伊勢守信安まもりて、岩倉の城
にあり、此家を上の織田といふ、下四郡は織田大和守まもりて、主の武衛と共に
清洲の城にあり、信長の御父彈正忠信秀は、この大和守が下の三奉行の其一人
なりとぞ、

弘治三年岩倉の合戦に打ち死す、嫡男十郎、父と共に討れぬ、時に十一才一豊十二歳に
て父に離れ、長大の後、猪右衛門と名のりて、織田信長朝臣に仕ふ、織田殿失せ給ふ
後、羽柴殿に隨て、天正十一年、若狹の國高濱の城を賜ひ、同き十三年、近江國長濱の
城に移り、對馬守になされ、十八年遠江國懸川の城に移る、時に五万石これ年來の戦功
を賞せられし所なり、慶長五年の秋、徳川殿奥の景勝中納言、御追討の時、一豊先陣
ま在て、下野國宇津宮ま至る、かゝる所に上方又軍起り、國々の飛脚到來して急を
告ぐ、されども未だ事の體分明ならず、こゝま來れる大名小名、妻子從類悉く大坂
にあり、人々の周章斜ならず、一豊が妻、さるさかしき人なれば、しかるべき侍くた
せしにぞ、精しき事は知れにける、

昔一豊、織田家に出て仕へし初め、東國第一の名馬なりとて、安土に引來て商ふ

者あり、織田殿の家人等、これを見るに、誠に無双の名馬なり、されども價餘りに
貴くして買ふべき人一人もなく、空しく引て返へらんとす、其頃一豊は猪右衛
門尉と申せしが、此馬はしく思へども、求る事如何にも叶ふべからず、家に歸り
て、世の中に身貧しき程、口をしき事はなし、一豊仕の初めなり、かゝる馬に乗て
見參に入たらんには、屋形の御感も預るべき者と、獨言いひしに、妻をつく
づくと聞いて、その馬の價いかばかりにやと問ふ、黄金十兩とこそ云ひつれと
答ふ、妻はさるに思ひ給はんには、その馬もとめ給へ、あたひをば、みづからまる
らすべしとて、鏡の筥の底より、黄金十兩とり出しまるらす、一豊大きに驚き、こ
の年頃身貧しく、苦しきのみ多き頃には、この黄金ありとも知らせ給はず、いか
に心つよくは包み給ひけん、されども今此馬うべしとは思ひもよらざりきと、
且は悦び、且は恨む、妻はのたまふ所ことわりにこそ侍れ、さりながら、これはわ
らはが父の、此家に參りし時に、この鏡の下に入れ給ひて、あなかしこ、これよの
つねの事に、用るべからず、汝が夫の、一大事あらん時に、參らせよとて、賜ひき、
されば家まづしく苦しむなさいふ事は、よのつねのならひなり、これはいかに

藩
朝
諱
第
七
十
三
回

馬揃の事に太田牛一が信長公記に天正九年二月二十八日五畿内隣國之大名小名御家人等被召寄駿馬を集め於天下被成御馬揃聖王へ被備御穀覽訖あり此時一豊は三十六歳なり又この馬買ひし事を賞せられて一倍の祿賜ひて千石さなし給ひさぐ
武士

も堪へ忍びても過なまし、まことか此度、都にて御馬揃へあるべしなど聞てゆ、もしさもあらんには、天下の見物なり、君また仕へのはじめなり、かゝる時ならでは、屋形にも傍輩にも見知られ給ふべきよしもなし、よき馬めして見参り入れ給へと思へばこそ、まゐらすれと云ふ、一豊やがて其馬もとむ、程なく都にて馬揃へのありし時、織田殿この馬御覧あつて、大に驚き給ひ、あつはれ名馬や、何者の馬ぞと仰ありしよ、是は東國第一の馬なりとて、商人が引て参りしが、餘りに價たつとくして、誰も買ふ事叶はず、空しく引て歸るべかりしを、山内が買ひ得て候ひしと申す、信長聞召し價貴き馬なり、當時天下に信長が家ならで買ふべき人なしとて、奥よりはるく來りしを、空しく還したらんには、無念の至りなるべし、その山内は、年頃久しき浪人と聞く、家もさぞ貧しからんに買ひ得たる事の神妙さよ、且は信長の家の恥をもすゝぎ、且は武士のたしなみ、いと深しと感じ給ふ事大かたならず、これより次第に身を起せしといふ、誠にや、かくて徳川殿の御陣に、小山宇都宮に有合ふ大小名召して、人々の心の程を尋ね給ひしに、福嶋左衛門大夫正則、最初に御方に組みす、對馬守一豊續て進み出で、一

遠州懸川城なり
三州吉田城なり

堀尾忠氏は帶刀吉晴の子なり此時父吉晴は遠州濱松の城主なり

豊が領せし城、海道にあり、速に御勢を以て守らせらるべし、年頃貯へ置きし兵糧も乏しかるべからず、次に一豊が家子郎等が妻子從類、悉く吉田の城に参らすべし、人質のため召し置るべき者か、此時吉田城は池田輝政の領せし所、此人、徳川殿の聲君なればかくは云ひしなり、一豊は軍兵を率ゐ、先陣に従つて軍仕るべしと申せしかば、満座の人々一同に、彼が二人の旨に同じて、天下の大事立どころに定めぬ、徳川殿大に悦び給ひ、一豊が申す旨に任せらる

堀尾信濃守忠氏いまた年若けれども、才智ある人なりしかば、一豊常より親みて、家の事大小となく、此人と謀る、上方の軍起りて、徳川殿の御陣に召されし時、まづ堀尾が陣に往きて、此度の事如何にや思ふと問ふに、忠氏われは我が城に兵糧つけて、内府へ参らせ、人質をは吉田の城に入れて、自らは先陣して軍せんと思ふといふ、一豊此義尤も然るべしと、同じく打連て参り、福嶋味方に参るべしと云ひしに續きて、一豊進み出で、堀尾が云ひし様に申す、堀尾山内打連れて歸る時、今日は一豊日頃の律儀に相違しければ、忠氏いふべき言葉もなかりしとて、堀尾大に笑ひしかば、山内も同じく笑ひて歸りしといふ、これを古き人の評

上方に上りし時一豊は福島池田の次に軍し諸將と共に岐阜を攻め又犬山の道を塞ぎ南宮山の敵に備へて進んで大垣の城を攻む
大御所は家康公
長曾我部元親 モトチカ
土佐七郡司の一なりし又國司一條氏を打亡し自ら土佐を領し次第に伊豫阿波等を平け兵を用ひたること二十四年永祿十一年に至り悉く四國を併せし其子盛親關原の役にて上方の大將として家亡ひぬ
一豊の父盛親初め織田信安に事ふ故に信安が衰ふるに及て一豊之に事ふる事昔日の如く土佐に迎へて死に至るまで養育せり世に其忠義を稱せり
久松松平
忠義タ、ヒシ
康豊タ、ヒシ

して我が及ばぬ所を自ら知る事まづ難し、よき人見知る事尤も難し、善き人の言を能く用ふる事、次に難し、此三つを合せしは大智の流なり一豊は誠よたゞ人ならずといひしなり、

其後一豊先陣の人々と共に馳せ上りて、所々の軍す、一豊の功、莫大なりしかば、此年土佐の國を賜ひ、土佐守に任す、入部の後、悦申すのために、大御所に参りし時、土佐の國、租税の歳額を問はせ給ひしに、凡そ二十萬二千六百斛と申して候と答へ奉れば、大に驚かせ給ひ、さては思ふにも似ぬ小國なりけり、昔し長曾我部が家の富、賑ひし程、又太閤かの家に入り給ひし時、元親が設けし有様、其國の税入凡そ百萬斛ばかりもやあらんすらんと思ひしかば、賜ひし者をと仰けるに、一豊感涙に堪へず、忝なき事にぞ思ひける、同き九年、從四位下に叙す、此日主正坊といふ茶入給ひしなり、十年五月十三日、子息伏見に來り、初て將軍家に見参す、對馬守に任じ、大御所の尊君になさる、御姪松平隱岐守定勝の娘を養君となさる此日兩御所より彼父子に御刀を給ふ、此年九月廿日、一豊卒す六十歲、其子侍從兼土佐守忠義、はしめ對馬守實は一豊の弟修理亮康豊が嫡男、家繼ぎし後、慶長十五年三月朔日、將軍家御家號御諱字賜り、從四位下の土佐守となさる、御刀を賜ふと云ふ

忠義の老臣野中傳右衛門と云ふ者學識才幹ありて大に國政を正せしかば、地開け貨殖して其富世々を経るて衰へずと云ふ
一安明曆中幕府諸衆となり年俸三千俵を賜り万治三年卒年二十九歳元禄中に至り曾孫豊産本家より一萬石を分れて大名となる
忠義タ、ヒシ
豐昌ト、ヒシ
修理大夫忠直 タ、ヒシ
修理亮康豊 織田の家人にて信長公に仕へし人なり寛永二年八月七十七歳にて卒す
直久後に豐明
元祿二年幕府の小老となりし八月葬かさむりて所領收公されたり
左衛門督秀治 ヒ、ヒシ
利仁は左大臣魚名六世の孫にして鎮守府將軍に任す
秀重 ヒ、ヒシ
秀政 ヒ、ヒシ
苗部は美濃厚見郡

大坂の軍起りし時、南海より押渡して城を攻む、再び軍起りしには、軍散じて後、馳せ参る、寛永三年八月、侍從に任す、明曆二年七月三日、子息等に所領を分ち譲りて致仕し、三男近江守一安に分ちし所分明ならず、子なくして家絶えしにや、寛文四年十一月廿四日、七十二歳にて卒す、侍從兼對馬守忠義、忠義の嫡子、母は大御所の御養女、承應元年從四位下に叙し、父が家讓られ、明曆二年侍從に任じ、寛文九年六月十五日致仕し、同き八月五日卒す、六十一歳、子息從四位下土佐守豐昌、はしめ筑後守家つぎし年十二月侍從に任す、修理大夫藤原忠直、山内と稱す忠義の二男、母忠豐より同じ、按するに一豊の弟忠義の父忠直して其跡を繼せしにや、詳なる事は知らず、父の所領分ち讓られ、三万石と云寛文七年六月九日五十五歳にて卒す、其子右近大夫豐直父に繼ぐ、二万七千石延寶五年十月十三日卒、子なかりしかば弟大膳亮直久、世嗣となる、直久初め父が領を三千石分て領す、兄が家を繼ぎておのが領を合せ、三万石を領せしなり、

堀

左衛門督藤原秀治は、利仁將軍八代の孫、堀權大夫秀高が末孫、故左衛門督秀政が男なり、初め美濃國の住人堀掃部大夫某、齋藤山城入道道三に屬し、苗部の地を領し、一方の大將たり、其子掃部大夫某、其子太郎左衛門尉秀重、これ秀政が父なりけり

ナガハヤ 佐和山
秀政幼名を菊千代と
云ふ織田殿に事へて
近江坂田郡五千石を
領し越前一向の徒叛
父掃部の子なして本
願寺の弟子を以て法
降服すし門徒忽に
山崎合戦の時秀政先
手に進み天王山に登
りて賊兵を破り又明
智左馬介と大津に戦
ふ

秀政北庄の城に居り
て民を恤み政をよく
せしかば人々を悦ひ
世に名人左衛門と稱
せらる
長湫の戦には参河の
兵を破り退て樂田に
入り留て之を守る四
國九州の軍に従ひ羽
柴の姓を賜ふ
小田原の役に豫め牛
數十頭を買ひ糧米を
運ぶ箱根山の險にも
滞る所なし

藩
翰
譜
第
七
十
七
卷

り、秀政初め久太郎と申して織田殿に仕ふ、智謀勇才拔群なりしかば、近江國長濱の城を賜ふ、其後秀吉に隨ひ參らせ、天正十一年同國佐和山の城を賜ひ、又羽柴の號を許され、左衛門督よなざる、同き十三年越前國を賜ひ、北庄に移る、廿九万八百石、秀政自ら領する所は十八万八百五十石なり、寄騎の大名、村上周防、四位の侍従して、天正十八年、關白相摸の北條を討れし時、一方の大將にて攻め下り、遊軍の惣大將名従ひ、忽に病して、五月廿七日早川口にして卒す、年三十八、惜まぬ者こそなかりけれ、

柳生但馬守宗矩の物語ありしは、此時宗矩も細川玄蕃允興元の手につきて攻め下る、秀政の卒せし時、高き人も賤しき者も、をしき人といひき、世の人、名人左衛門と名づく、天下の指南しても越度あるまじき人なりといひき、これ天下をも知らせたき人なりといふ言葉なり、此人の弟を多賀出雲守と云いふ、北の庄の城修し築く時に、秀政この出雲守が計ひあしとて、恥ぢがましく云はれたり、多賀口をしき事に思ひ、その明る朝、北庄を去りて行く、秀政聞きて、不便の事なり、道にこそ飢ゑけれとて、黄金十枚取出て、人を走らせて、はなむけす、その黄金

つゝみたる紙を、自ら一枚づゝしわをのして箱に納む、近く仕ふ小侍さもに向ひ、およそ財は用るべきに當りては、十枚の黄金をしむに足らず、無用の事ならんには、此紙十枚をも濫りに費すべからず、汝等我を卑しと思ふ事なかれといひき、誠に名言なりしとぞ、

秀治ヒナハレ
年十六歳にて父につ
ぐ
春日山
カスガタ

此時秀治柏崎に出て
諸所の賊徒を打平ら
ぐ
十一年五月廿六日卒

忠俊ミナトシ

直清ナホキヨ
直寄ナホヨリ

秀政男子二人、嫡男は左衛門督秀治、二男美作守親良、三男近藤信濃守政成といふ、秀治父は繼ぎて、四位の侍従兼左衛門督になされ、慶長二年越後國を賜て、春日山の城に移る、四十五万石、此内村上九万石、同き五年の秋、徳川殿上杉中納言を伐たせ給ひし時、秀治北陸道より奥に攻入るべしと仰せ下さる、かゝる所に、大坂の軍起りしかば、まづ東國の軍をば止めて、東海東山二手に分つて攻せ上らせ給ふに依つて、秀治奥に向ふに及ばず、越後に在て上杉勢を防ぐ、同き十一年、三十二歳にして卒す、其男久太郎生年十二歳にして家を繼ぎ、元服して越後守にかされ、將軍家の御諱字并に御家號賜て忠俊と名のり、また大御所の智君とぞなされける、大御所の御外孫本多美濃守忠政の娘、こゝに家人堀監物直清、舍弟丹後守直寄、兄弟を御養君となされて配せられしなり、こゝに家人堀監物直清、舍弟丹後守直寄、兄弟の間不快にして、直寄兄がために讒せられて、越後國を去つて、慶長十
四年 關東に參り

兩御所は家康秀忠兩公
忠俊此時十五歳なり
元和七年十二月忠俊
年二十六にて死す其
岩城に生れし子七郎
兵衛秀俊は前田氏に
仕ふ

美作守親良ナカヨシ
藏王

眞岡

烏山
親昌ナカマサ
親智ナカトモ
親泰ナカヤス
親貞ナカサダ

信濃守政成マサヨリ
近藤重勝シケカツ
政成の子織部重直家
を継ぎしは此年十二
月所領の内五千石を
一族美濃守に分ち賜
ひ重直は五千石を賜
りて信濃の伊奈に移
さる

丹後守直寄ナホヨリ
直政ナホマサ
奥田秀種ヒデタ子
七郎五郎直純堀掃部
ひ女を妻として直政
を生む
關白殿小早川隆景直
江兼織田直政を以て
才徳兼備の士と稱せ
らる
斯波滿種ミツタ子
斯波は足利の流にし
て清和源氏なり
苗部 鷺山
道家は姓なり

また駿河の御所に趣き、一封の書を獻て愁訴を陳す、慶長十五年閏二月二日、兩御所直清直寄を駿河に召し、決せらるるに、舍弟が申す所の理あり、又越後守忠俊、書を獻りて、直清が訟を助く、大御所御前の人をして忠俊が書を讀せられ、只一條を聞き召され、幼弱の者いかでかよる事を辨ふべき、これ直清が所行なりとて、忠俊も罪せられ、奥の岩城に流され、鳥居左京亮忠政に預けられ、直清は出羽國に流され、最上出羽守義光に預けらる、

美作守菅原親良は、故左衛門督秀政が二男、越後の國藏王の城を領す、四万石、此内人近藤織部重勝領せしと云、慶長七年兄秀治が二男鶴千代丸を養うて所領譲り、我身は都に上り住む、一万八千石を鶴千代に與へて、自鶴千代丸程なく卒しければ、親良關東に參て、將軍家に仕へん事を望み申す、親良母方に附きて菅原になりしは此程の事なるべし、同十一年下野國眞岡の地を賜ひ、一万石、又一其後また美濃の國よして地加へらる、五千大坂の軍に従ひ寛永四年、下野の國烏山の城を賜ひ、三万八千石、同十四年五月十三日に卒す、五十八歳、嫡男美作守親昌、家を繼ぎ、舍弟等に所領分つ、二男孫太郎親智三千石、延寶元年七月十六日六十八歳にて卒す、其子周防守親貞、父の家を繼ぐ、

信濃守藤原政成、近藤と稱す、故左衛門督が末子、家人近藤織部重勝が養子として、美作守親良が所領を分ち領す、一万慶長五年、上洛して、徳川殿よ仕へ奉り、元和四年六月廿二日三十一歳にして卒す、子孫纒かに家を繼ぐ、その子係今は四千石を領如何程賜ひしにや、所領減せし事如何なる事ともいまた聞かず、

堀

丹後守藤原直寄は、監物直政が男なり、直政尾張國の住人にて、織田殿に屬し、元の名字は奥田とぞ申ける、堀久太郎秀政が従弟なれば、秀政が手よ附けらる、度々の高名世に顯はる、

或説に、直政は斯波民部少輔滿種の後、尾州奥田といふ所を領せしより、奥田とは名のりたり、其後美濃の國に移て、苗部に住す、直政が祖奥田三右衛門某、父同七郎五郎某、當國鷺山の合戦に、無双の大力道家孫次郎を討て、世には悪七郎五郎と名つく、直政伊賀國龜田の城に先駆し、勢州峯の城にして、山岡道阿彌と槍を合す、其餘長篠山崎志津岳等所々の高名、擧げて數ふるに暇あらずといふ、秀吉關白の時に至て、越前の國を以て秀政に賜ひ、直政して堀と名のらす、此時源氏を改

太閤千利休を誅せられし後或夜茶室に利休の怨靈現はれしを恐れ三十郎してこれを退けしむ三十郎時に十五歳直に茶室に入りて其靈を叱りて復命せしかば太閤大に悦びて羽織を賜りしとす

羽柴丹後守と稱す時に直政五萬石直清三條城にあり直寄父子三人共に國の老臣たり
石田三成書を秀治に送りて江戸を伐たしむ秀治直政の謀に従つて徳川殿に附き三成が使者には事よく言成して之を歸す
十三年二月二十六日直政卒年六十二才

前將軍家康公今將軍秀忠公これ兩御所なり
弟直重直之、及び伊賀守利重をも召して之を決せらる直清國にありて淨土法華の宗論を決する事罪となり遂に配流せらる此火災は烈祖成蹟には庭厨火さのみあり

めて藤氏と秀政の子秀治、越後に移りし時、三條の城を守る、五百石を領せしといふ、稱すといふ、當國の初め直政秀政が女に添ひて、雅樂助直清を設く、主の外孫なりければ世嗣とす、三十郎直寄は、母賤しければ、年長じぬれど世嗣とはせず、直寄童より太閤の御所に召仕はる、朝鮮の事起りし後、直寄十六歳の時、小山に至て、毛利右馬頭輝元よ就きて、望み申せしは、抑も仰せ蒙りて朝鮮に行き通ふ輩、常にたぐず、あはれ直寄も一度御使を承らばやと申しければ、太閤幼き身にて望み申す所神妙なりとぞ仰られける、慶長三年、秀治越後國を給ひし時に及びて、三十郎直寄、丹後守に任せられ、かの國の目代よなされ、坂戸の城を領す、殿下より一万石を給ひ、秀二萬石、同き五年の秋、東西軍起りし時、當國は上杉が代々領せし國なれば、上杉が催促に従ひ、所々に賊徒起りて、下倉の城をせむ、八月二日、丹後守直寄、手勢引ぐし後巻し、五百餘人が首切らせ、自らも太刀打して首を取り、同き三日、四日市の賊を討ち、二百餘人が首を切て、徳川殿御父子に參らす御書ども賜て、其功を賞せらる、此功に依て、二萬石賜り、合て四萬石を領す、同き十一年、左衛門督秀治卒し、越後守忠といふ説あり、實記には見えず覺束なし、同き十一年、左衛門督秀治卒し、越後守忠俊繼ぐ、十三年、監物直政死して、嫡男雅樂助直清、父に繼て監物と名のる、直清直

寄、母同じからざれば、兄弟の間睦じからず、父亡くなりて後、相論の事起りて、明る十四年、直寄坂戸を去て、關東に參り、將軍家に此由を申し駿河國よ上り、一封の書よ愁訴を陳じて、大御所に獻る、

創業記の説大畧かくの如し、但し直寄越後を追ひ出されし由を記せり、一説には、直寄坂戸より伊勢の桑名に來り、本多中務大輔忠勝に、此由を告ぐ、越後守忠俊が妻は忠勝の孫女なるが故に、忠勝に告ぐ、忠勝大に驚て、駿河に來りて、此由を申せしといふ、何れか實なる、

十五年の春、將軍家駿河に趣かせ給ひ、閏二月二日、兩御所、直清直寄兄弟を召し決せらる、兄の直清訴へに負く、越後守忠俊、直清を援けしに依て、主従共に罪かうむりて配流せられ、直寄は御家人に召し加へられ、信濃の國飯山の城賜る、二萬石然れ石を領せしと云ひしは覺束なし、但し初めの四萬石も、一万石は太閤より給ひ、一万石は秀治より與へ、大御所より給ひし所二萬石、合せて四萬石此度忠俊の國亡ひし上は、太閤秀治より賜ひし二萬石は、自から失せて、大御所より給ひし二萬石ばかりを元のまゝ、賜ひしにや覺束なし、此年十月九日、駿河國府の城、故あつて殿舎悉く焼失せぬ、直寄火救うて功ありしかば、明る十六年地加へ賜つて賞せらる、一万石を加られて三萬石を領す、此時美濃國にて賜りしにや、直寄が領信濃と美濃とにありき、

道明寺
大御所疾重らせられし時、直寄を召して其勇功を稱し井伊藤堂を先手とし直寄を以て横撃せば敵破れずといふ事なしと仰られしかば大相國家にも深く之を親重せられけり故に頼りに加封ありて十萬石に至るま云ふ

直寄眞先御寶藏に馳せ來て、火を救ひしに依て、數の御寶多くの金銀焼けず、又火救ふべき料の器毎よ、おのが名并よ悉く數いくらの内といふ事を書きて、彼處此處に捨置きけり、その頃は、世にかく火救ふべき具を儲へし人なれば、直寄が捨てたりし器取りて、火すくふ人も多し、今日の功、獨直寄に歸して、かねて用意の程も神妙なりと御感預りしとなり、

十九年の冬、大坂の兵起りしに、大御所の御陣を守り、元和元年の夏、大坂の兵、重ねて起りし時、大和路より向つて、五月六日、道明寺の戦に敵を破り、明る七日の戦に、首八十七きつて獻る、松倉豊後守重政と、道明寺の功を争て、兩御所の御裁斷を仰く同き二年、越後本庄の城に移る、去年の賞とぞ聞えける、今の村

初め八萬石を賜ふ程なく江戸の城を築かれし時、十萬石の役承るべきよし望しかば、九萬石の役を仰せ下さる、其後また所領の田檢地せしに一萬石を得しよし申て重て十萬石の役を望しに依て、其請に任せらる、此事元和四年の事なり、一説に坂戸を領せし後、信濃の川中嶋を賜ひ、元和二年、越後の高田に移り、同四年村上に移ると云ふ、悉く誤れるに似たり、古き人の申せしは、此人常の願

世に丹前といふ事あり丹後殿前の略稱なり今の東京神田區雑子町にこの堀丹後守の上邸ありて其南面の前町に風呂屋軒を列れ湯女を貯へて遊里の姿をなす是なり寛永の初年より盛り明暦三年に禁制となりて其跡を絶ちぬ

駒込吉祥寺

直次ナホツケ

直定ナホツケ

丹後守直時ナホツケ

十萬石を領せば、時に乗じて天下をも知らるべき者なりといひしが、八萬石領して後、如何にもして十萬石に至らん事を思て、かくいろくに謀りて、遂には本意の如くなりしなり、誠は其租入十萬石はあるまじきなり、おのが家の士よ祿あたへし様、又めづらかなり、たとへば百石をば二百石と註し、千石をば二千石と註し與ふ、汝が我が家を去りて、他の主に事ふる事あらんに、今までは如何ほどの祿、知行せしごと問はれん時の爲なりといひき、當世に名利を求むる輩は、まづ此人の家に仕へん事を願ひしかば、高名の侍、多くありしとなり、すべてこの人の身の上、いろくの物語多き人なり、いま吉祥寺にある大佛の塑像も此人の模成して庭にすゑおき、もてあぞひし所なりといふ、誠なるにや、

直寄六十三歳にて、寛永十六年六月廿九日に卒す、嫡子兵部大輔直次、廿九歳にて寛永十五年七月十五日父に先立て卒しければ、直次が子千之助直定は嫡孫なればとて、家を繼がしむ、千之助直定四歳よして、祖父が家を繼ぎ、寛永十九年三月二日、七歳にして、世を早うしければ、家絶えぬ、

丹後守藤原直時、故丹後守直寄が二男、父が卒せし時、其所領分ち賜ふ、越後村松の地三萬石開

直吉ナホヨシ

直利ナホトシ

淡路守直重ナホシゲ

直重元和二年三月卒

年三十一才

直升寛永十四年卒

直朝寛文九年卒

直矩ナホリ

式部少輔直之ナホユキ

直之寛永十九年七月卒

年五十八歳

直景延寶三年二月卒

年七十二歳

直良ナホヨシ

發の田な、寛永十九年十二月叙爵し、明れば二十年二月廿九日卒、廿七歳、これ家の説なり、世には千之助直定卒して家絶しかば、其男丹後守直吉、家を繼ぐ、延寶四年十月廿五日、四十歳にして卒す、男左京亮直利つぐ、

淡路守藤原直重は、監物直政が二男也、將軍家に仕へて、信濃の國須坂の地を賜ひ、一万大坂兩度の軍に先陣打て馳せ向ひ、首取て獻る、二其子淡路守直升、その子肥前守直朝、其子長門守直矩なり、代々の事、卒せし年月いまだ聞ず、

式部少輔藤原直之は、監物直政が三男なり、將軍家に仕へて大坂の戦に自ら首きつて獻る、この時には左大臣家の御時、寛永の初め始て寺社奉行職を置かる、直之堀市正利重、二人其職を司る、直之越後の國村松の地、一万石を領す、其男式部少輔直景父に繼て、御使番となされ、時に三右衛門と申す、右大臣家の御使番ありき、寛永八年九月町奉行職に補せられ、同き十五年御詰衆になされ、寛永八年十月十日致仕し入道して宗三と號す、此

代卒せし年月、その男飛彈守直良家をつぐ、いまだ知らず、

藩翰譜第七上終

藩翰譜第七下

伊達 後賜松平

中納言藤原政宗は、河邊左大臣魚名公の玄孫、中納言山蔭の末葉なり、

其系圖を見るに、中納言山蔭九代の孫、高松院非藏人朝宗、文治の頃初て奥州に下り、伊達郡に住すと云々、その系圖并公卿補任等を合せ考るよ、山蔭は仁和四年二月四日六十五歳よして薨す、これより文治の頃に至りて、凡そ三百年よ及べり然れば朝宗が山蔭九代の孫といふ事、疑ひなきにあらず、一世毎に三十年を保つとも、年數尙餘りあり、其世嗣よ漏れたる人あるにや、然らずんば又朝宗が奥に下りし事、文治の頃にはあらざるべし、文治の頃、伊達郡を領せしは、朝宗が子宗村が時の事なるべし、一説に中納言山蔭の後胤朝宗、常陸の國に下り、中

村に住す、其子宗村常陸介に任す、常陸入道念西これなり、宗村後に奥州伊達郡を領し、子孫伊達と稱すと云々、此説東鑑に合せ見るに、大様は違はず、思ふに文治五年鎌倉殿、奥の泰衡を伐れし時、中村常陸入道念西、子息等引具し、伊達の郡の先懸し、其功多かりしに依て、やがて伊達の郡を賜り、是れより子孫此所に住

伊達はイダテを正稱す、政宗卿の手書に「正しく平假字いたしてよむべし」とあり、近き世よりならん、二世宗村の長男修理亮時綱は但馬國に徙り住みしより山蔭諸國に今も其子孫多ありて何れもイダテと正しく唱へ居たり、さて伊達を家號とするは御宗泰衡滅亡の功に依り、入道念西が軍賜り高子岡に居城せしより、高子岡に居城せしより、伊達又中村と稱せり、中納言政宗マサムネ、政宗の娘は上總介殿の妻にして忠宗の妻は徳川殿の養女たるを以て此處にあげしならん、カハハ、ウチナ、河邊の魚名公は不比等公の孫、山蔭ヤマカゲ、高松院は二條帝中宮妹子内親王安元二年崩御、非藏人は殿上侍臣の驅使に供する職

朝宗は入道して念西と號せり正治元年巳未十月二日七十一才にて卒す伊達郡の満勝寺に葬る宗村は念山の法號す本文は父子の法號す一世の相違あり總て一世の相違あり常陸に移りしは朝宗が高祖父實宗の時なり眞壁郡中村に住して常陸介と稱す

爲宗ヨム子資綱ノケツナ爲家タマイヘ

次郎爲重は宗村の初名其卒年伊達世次考に未詳但し建長三年ならば八十七八才なるべしと註せり

義廣は朝宗の孫即ち宗村の世子なり卒年月は本文の如し年齢七十二歳とあり

長井は出羽置賜郡に於て今の米澤の地なり當國とあるは誤り元中八年高畑城を築て移り住む敷島は大和の枕詞なり故に敷島のやまこ敷島ついで用ひしやひ敷島の道ののみいひて敷島の事とす詠歌の敷選集に入りしは政宗が祖父入道に於て當時千載新拾遺等の集に藤村と記せり此の政宗が山家の兩吟は共に選集に入らず新續古今云々は總て誤傳なり但し政宗が父祖の詠を自詠と一卷の録を足利將軍義満公の冷泉爲重卿を經て叔見覽に備へし由家記に

せしと見えき、但し念西に伊達郡賜ひしといふ事は、東鑑には見えず、○又系圖に曰く朝宗が子宗村を、中村常陸入道念西といひ、満勝寺と號し、建長三年辛亥十月二日に死、其子粟野二郎藏人大夫義廣、三十三牀の觀音の像を造り、一堂を建立し、入道して覺佛と號し、此堂に隱居して、康元元年丙辰九月廿三日に卒すと云々、是も覺東なし、東鑑を按ずるに、文治五年鎌倉殿、泰衡を伐れし時、常陸入道念西、子息常陸冠者爲宗、二郎爲重、三郎資綱、四郎爲家、兄弟の者共、伊達郡の先懸し、佐藤庄司等十八人の首を得たりと見ゆ、念西既に入道し、また兄弟の子四人まで軍に立ちて高名せしかば、この時念西が齡、四十には餘りぬべし、それが建長二年まで世に永らへたらんには、凡そ年百歳よりは餘りなん、又念西が子義廣、康元元年に死すといへば、父念西が死せしより僅かに四年を隔てたり、また義廣も入道して覺佛と號し、隱居すといへば、父いまた死せざりし内に、これも入道隱居せしにや、彼れといひ此れといひ、いぶかしき事のみなり、想ふに此義廣といひしは、念西が孫か、又曾孫にやあらずや、東鑑の中にしるせる念西が子の中に、義廣といふは見えず、又念西が建長三年辛亥に死したりと云ふ事、

文字誤れるにあらずや、文治五年の後、建久二年も辛亥なり久と二との字を誤りて、長と三とに作るか、長の字の草書は、久の字に似たり、二は三に誤るべし、又其後建仁三年も癸亥なり、建保三年も乙亥なり、此等の中にも誤れる事あるか、去れども其家の傳ふる所、他人の論すべき事にはあらず、又疑しき事、其儘にも記すべからざれば、こゝに註して、本文も畧す、世に知れる人なれば、大膳大夫政宗よりしるす、系圖の傳ふる所は、政宗は朝宗が八代の孫といふ、中納言政宗八代の祖をも大膳大夫政宗とぞ申ける、代々陸奥伊達郡に住しけり、此人累代弓箭の業を續て、其道の事は云ふに及ばず、當國長井の庄をば此人の時に打從へしとあり、敷嶋の道に心を寄せ、よめる歌、秀逸多く、文武の名、天下に顯はれたり、系圖并に世に傳ふる系譜等に曰く、新續古今集撰せられし時に、此政宗かきすつる、もしはなりとも、このたひはかへさてとめよ和歌の浦人といふうたよみて二首の歌をたてまつる、其山家霧に、
山あひの、きりはさなから海に似て、浪うとききは、松風の音、
その山家雪に、

政宗は應永十二年九月十二日卒年五十三本文に十を脱せしより種々の疑問も起るなり
勝定院は足利四代將軍義持公なり應永十二年は其二十歳の時に當れり

アスカサ 飛鳥井雅世マサヨ

氏宗は鎌倉管領足利氏満より偏諱を賜し
持宗モサム子
以下足利公方の偏諱
成宗ナリム子
義政の初名義成なり成宗始て奥州探題職に任ず子孫世襲
尙宗ヒサム子

植宗タム子
晴宗ハム子
天文十七年米澤城に移る
輝宗アルム子
政宗卿幼名は梵天丸
天正五年十一歳にて元服足利氏既改む此時足利氏既滅び將軍偏諱の先例に因る能はず故に祖先の名を用ゐられしなり
二本松陸奥にて米澤は出羽なり同國にあらず
義繼ヨシツグ
蘆名は會津の主なり文治中佐原義連初て會津四郡を賜り二十世を傳ふ其滅亡は天正十七年六月なり十六年は誤る
仙道七郡は白川石川岩瀬安積安達信夫伊達七郡なり
仙道は山道の吳音より文字も改りしなり但し東山道の上略にして下野より入る地方を云ふ其常陸より入る磐城地方をば海道と唱へり
二本松は島山氏なり
濱賀川は二階堂氏
黒川は今の會津若松なり蒲生氏の時に改稱す

中く、に、つゝら折なる道絶えて、雪にとりなり、近き山さと、
其後應永二年乙亥九月十四日に卒す、家を保つ事二十二年なり、公方勝定院殿
政宗が身まかれりと聞き召て、

ものゝふの、あとこそあらめ、敷しまの、道さへ絶えん、事の悲しき、
朽はてぬ、かさしともなれ、言の葉の、そへてかきやる、法の花ふさ、

といふ御歌に、紺紙金泥の法華經をへて給ひしと云々、右案るに、此説の如くば、
政宗が應永二年に卒せしといふ事も、覺束なし、まづ新續古今集を撰ませられし事は、後花園院永享の初に、飛鳥井雅世の中納言、勅を受けて、同き十年八月廿三日に奏覽を経て、同十一年に返納せられ終んぬ、政宗卒せしといふ應永二年より、三十三年の後に、初て此集撰すべき由を勅せられ、猶十年を経て後、奏覽を経られぬ、次には公方勝定院殿は、至徳二年二月十二日に御誕生ありて、御年四十三歳、正長元年正月十八日にかくれさせ給ひぬ、應永二年の比は、御年僅に十歳にならせ給ふ、かゝる御歌よませ給ふべしとも覺えず、いぶかし、
其子兵部少輔氏宗、其子大膳大夫持宗、其子兵部少輔成宗、其子大膳大夫尙宗、其子

左京大夫植宗、其子左京大夫晴宗、其子左京大夫輝宗、按るに代々公方の御諱字賜ひしと見えき、是則ち

中納言政宗の父なり、輝宗初め子息二郎が元服せし時、先祖大膳大夫政宗、文武の名譽、天下に隠れなかりき、されば汝も又あやかり參らせよとて、政宗と名のらせ、

政宗十八歳の時、天正十二年十月家讓らる、政宗初め米澤の城に在り、明れば十二年十月八日父輝宗、同國二本松右京亮義繼が爲に討れ、義繼また政宗がために討

たる是れより政宗隣國の敵と戦つて、終に蘆名の家を滅し、天正十六年六月、會津四郡を併領す、冬、の事なり、

仙道七郡を併領す、天正十七年の
會津は即ち蘆名なり仙道七郡といひしは田村の城主清顯、石川大和守昭光、白川

川の結城義親、鹽松の大内備前守定綱、二本松右京亮義繼、岩城常陸介須賀川是也

黒川の城に移り住みて、威を東北に奮ふ、かゝる所に、豊臣秀吉、關白の職に任して、王命をそむく國々を征伐すべしとて、數十萬騎の軍勢、東海東山北陸を経て、關東に攻め下り、相摸の國北條が領せし國々を、悉く打從へて、やがて奥羽の地を差して、攻め下るべしと聞ゆ、政宗まづ太宰金七といふ家子して、秀吉の軍の様を伺は

是より前録川公より上國の形勢を申送り、速に上洛あるべし、忠告ありし、父の仇を討ち且つ其勢に乗じて會津を取らむ、時なれば遂に其時機も失ひしなり、
會津より一旦米澤へ引返し、五月十五日發越後を歴て六月五日小田原着なり、片倉景綱以下百騎許り従ふ、大内一に大地さす、箱根山中七湯の一なり、
政宗卿此時二十四歳、
鹽梅は書經說命の語、政務を處理する事、博陸は前漢霍光の封號にて關白の異名とす、
普天率土は詩經の語、なほ天地の間さいふが如し、
義名盛隆は三浦介義明の裔なれば此稱を傳ふ、
義廣ヨシヒロ

しむ、北條が亡びんこと遠からずと申す、さらばとて郎等遠藤不入齋を使者として、關白の音信を通ず、急き政宗御陣にまゐり向ふべきよし仰せ下さる、やがて家の子郎等百騎を具して、天正十八年六月、本國を打立ち、下野の國にさし懸り、小田原に趣く、道塞つて通り得ず、會津のうち大内といふ所より引返し、越後國へ係り、日數經て小田原に至る、關白まづ底闇といふ山の中に旅館點して、政宗を入らる、政宗二十餘りの男の、眼片方なる、髮短く押し切て打かぶり、其貌甚た異體なり、關白さるしれ者と聞召して、對面の義なく、やゝあつて後、使者を以て尋問るゝ旨あり、抑も秀吉忝くも、鹽梅の臣に列り、博陸の職に任せしよりこのかた、普天の下率土の濱、凡そ王命を重んずるはどのもの、我が門に祇候する輩、千里を遠しとせず、然るに政宗累代の家をうけ継ぎ、數郡の地を押領し、遂に一度の使者をたにまゐらせず、毎に隣國の大名等と、地を争ひ兵を構へ、中にも故三浦介盛隆名さしも當家に志深かりしに、彼の家を滅して、會津仙道十一郡の地を合せ奪ふの條、甚以て奇怪なり、きつと一々に陳し申べしと仰せ下さる、政宗此由を承へ、政宗去年三浦介盛隆が男義廣を討取る事、天下既に泰平に屬せんとするに及びて、政宗濫り

鹽梅は書經說命の語、政務を處理する事、博陸は前漢霍光の封號にて關白の異名とす、
普天率土は詩經の語、なほ天地の間さいふが如し、
義名盛隆は三浦介義明の裔なれば此稱を傳ふ、
義廣ヨシヒロ

に干戈を動して、隣國を侵し奪ひし様にも聞し召されてや候らん、さりながら、事近きに決すといへども、其事の由を尋るに、一朝一夕の故にあらず、初め義廣、政宗が父輝宗に叛きし、郎等大内何某と備前いひし、申者に組みし佐竹岩城の者共と牒し合せて、我家を滅さんとす、希有にして彼の大内を退治仕り訖んぬ、程なく父にて候ふ者の、二本松が爲めに討たる、父の讎の末なるに依て、政宗二本松を討たんとする所に、義廣又佐竹岩城と二本松を助く、政宗彼等と戦ふ事、日々夜々、遂に一戦の利を得て、義廣を滅す、されば政宗が四隣にかたきを受けて、日夜の戦ひ止む時なく、道路既に差塞つて、近き境の事をたに知り難し、まして遠き境の事、夢にたも知らず、一介の使をも參らせず候ひき、全く王命を輕んじ、殿下を蔑如し奉りしに、あらず殿下此所に御下向あるよ至て、初て天下既に歸する所あるを存知て、不日に參向仕る所なりと答へ申す、重ねて御推問の事ありしに、陳じ申す所、一々理を盡す、關白重ねて北條が滅びんこと近きにあり、秀吉又王命よ叛く東夷等を、悉くに征伐せんと欲す、政宗陳じ申す所詐る事なからんには、此程合せ奪うたる會津仙道の地、悉くに奉りて、軍門に祇候すべし、若し此事叶ふ可らずんば、己が國を守

一説に此時免され、
上に登りて其國に遺り
示す諸將皆曰ふ、これ
虎を野に放つて、異な
らぬ野に放つて、異な
用ひずして五十四郡
は吾れ物となれり、
宣ひしこと

木村貞時

小河

葛西は先祖三郎清重
文治中頼朝朝より陸
奥嶽斷職を命ぜられ
十七代四百年を傳ふ
牡鹿登米桃生本吉氣
仙磐井藤澤の地を領
し葛西七郡を稱す
大崎は足利尊氏卿其
族弟兼家を陸奥探題
とす十一世二百三十
餘年を傳ふ玉造築原
志田加美黒川の地を
領しこれを大崎五郡
と稱す

政宗卿が金箔打つた
る際柱をつくりて入
る前に行かぬといひ
京せしこの傳説は此
時の事なり
政宗卿の華押は世に
鶴鶴の判に依り相違
あり日附の叛徒より
あり日附の叛徒より
附したる卿の盟書は日
りてこれを偽書を異に
して申分せしと云傳
ふ家記には見えず
岩手澤は玉造郡にて
今は岩出山と云ふ仙
臺は宮城郡にて慶長
五年新に築城し明年
移住す本文誤れり
宮崎城に籠りたる九
戸政實を討て三千餘
人を殺し陸奥の亂平
定す
伊達成實は植宗の孫
なり其日記を成實記
といふ

かた手一本かたまり
に作る

本多忠勝

て、戦に備ふべき計略を廻らすべし、何れの道ならんにも、速かに馳せ歸りて、御下
向を待ち奉るべきなり、此度の見參はまづ叶ふべからずとて、押返さる、政宗急
ぎ會津に馳せ下り、同き七月十三日、黒川を打立て、米澤の城に移り、關白の御迎と
して下野國宇津宮に参り向ふ、秀吉大に悦び給ひ、やがて對面の上、色々の饗應事
終り、自ら茶點して賜ひ、政宗を先き立て、陸奥に下り給ひ、木村伊勢守をして、政
宗が手より會津の城を受取しめ、會津仙道、并に越後の國小河の庄、凡そ十二郡の
地、蒲生飛騨守氏郷に賜て、奥羽兩國の守護とし、木村伊勢守父子に、葛西大崎の地
を賜ひ、氏郷に副らる、關白都に歸り給ひし後、此年の冬葛西大崎の地、此處彼處逆
徒蜂起して、木村が城々攻め落さると聞えければ、氏郷急ぎ政宗に牒し合せて、軍
勢を率る馳向て、逆徒を打滅す、かゝる所に伊達が譜弟の郎等、須田伯耆、氏郷の陣
に來て、政宗會津仙道の地、奪れて安からず思ひ、賊徒等催して、國亂さんと、支度
し候と告てければ、氏郷されはこそ、初より怪しき事の多けれとて、政宗に心をゆ
るさず、關白奥に軍起りぬと聞召し、淺野彈正少弼長政、追討の御使を承り馳せ下
る、氏郷既に賊徒を退治して引返し、二本松にして長政に行合ひ、打連れて上洛す、

政宗も同じく上洛し、讒者の實否を糺さんとして、都に上り、妙覺寺を旅館とし、罪な
き由を陳し申す、關白更に實事とし給はざりしかど、深き慮まし、ければ、まづ
政宗が伊達信夫刈田柴田等の郡をば、氏郷が此度の勳賞に賜ひ、木村が葛西大崎
の地を没収して、政宗に賜ひ、天正十九年の六月、暇賜て、國に歸へさる、此説は、會津
四家合考に
出づ、氏郷記には十九年九戸陣の後、伊達等の地賜ひしと見ゆたり、又政宗隱
謀の申分けせし様は、氏郷記四家合考を合せ見るべし、成實日記は、詳ならず、
岩手澤に移る、今の程なく賊徒起りて、宮崎の城より立籠たるを攻破つて、首をも
都に獻りければ、關白の御感を蒙り、其後侍從に任じ、朝鮮の事起りしかば、政宗千
餘人を引具し、名護屋に陣す、

成實記を見るに、此年六月の比、名護屋の陣にして、徳川殿の御家人と、加賀の利
家が家人と、忽に軍せんとす、たとへば徳川殿の御陣の邊りに、冷かなる泉、流れ
出づ、利家の雜兵等來り汲む、水多からざれば、汲み盡す事、度々に及びぬ、徳川
家の下部等、これを制す、是より事起りて、加賀の陣より二人三人づゝ馳せ加る、
徳川家の御家人等も、馳せ集る程に、後は互に二三千人が程、かた手矢は槍長
刀打物の鞘はづして、左右に立ち分る、徳川殿の御内には、本多中務少輔忠勝を

渡邊守綱は槍半藏
服部正就は鬼半藏

天正十九年三月羽柴
氏を賜り侍從越前守
慶長二年十月右少將
兼陸奥守

秀次は秀吉公の養子
にして關白職を讓られ
し文祿四年七月罪
ありて自殺せしめ
らる
施藥院全宗は醫なり
天正中秀吉公命して
施藥院使とす
秀宗は政宗卿の長男
ヒラ子

遠島は伊豫の宇和
島を指して云ひし

聚樂は秀吉公が關白
となり京都の内野に
居館を造りて聚樂城
と稱す諸侯の宅を其
左右に賜へり
江戸中納言は德川家
康公

伊達上野政景は政宗
卿の叔父

火燧
餉

初め、宗徒の人々打出て、固く制す、加賀の陣よりは、然るべき侍の出で制する者もなかりしかば、狼籍既に起らんとす、政宗が陣、無碍に近く、日比又徳川殿にも利家にも親し、されども事出来なんには、徳川殿の方人すべしと見ゆければ、家子郎等ら悉く政宗が陣に集り、今や事起ると待ちかゝる所よ、徳川殿の御内に渡邊服部兩半藏とて、かくれなき足輕大將、鐵砲三百挺餘に火繩かうて、利家の陣の後なる山に打上りて、事起ると見ば、大將の陣を打破るべう見ゆしかば、政宗大に驚き、宗徒の家人二三人をして、兩方を鎮めぬ、

明れハ文祿二年三月政宗、淺野左京大夫幸長と、朝鮮に渡りて、手合にまづ釜山の邊りにて、朝鮮の兵八十三が首切て獻り、今年七月諸大名と共に、晋州の城を攻落す、其後少將に任ず、同き四年二月氏郷卒して後、其男宇都宮に移されしかば、政宗仰を承り、歸國して、國務を沙汰す、此年七月、關白秀次、謀反の聞ありて、誅せられ給ひ、政宗も彼が與黨たるよし風聞す、政宗大に驚き、急ぎ大坂に趣き、まつ施藥院の家に在て、罪なき由を陳ず、太閤御使を賜て、御糺問兩度に及び、其後仰下されしは、秀頼が誕生の初め、汝が男兵五郎を、遠江守秀宗が事あり 參らす、これ秀頼が被官の始

たり、されば彼男を以て伊達の家をは繼せなん、汝すべからく遠嶋に移るべし、速に本國に留る宗徒の家人等、悉く召し上せよ、彼等參らん程は、おのが館に籠居すべき由よて、都に登り、聚樂の家にあり、かゝる所に、政宗が家子郎等、京中を焚き拂て切り死すべしと聞えて、洛中以ての外に騒動し、又政宗が太閤打ち奉らんとする謀の様、一々にしるし、江戸中納言殿、伏見の御館の邊に榜を建つ、太閤此榜の様を御覽じ、政宗憎しと思ふ者のしたる、ごさんなれ、さては秀次に組せしなご云ふ事も、此榜建てし奴原が所爲なりけりとて、遂に咎ゆるされて歸國す、此事成實が記に詳なり 此時の事伊達上野、年経て後、親しき者に語りしを、聞きしと申す、老人の申せしは、此度政宗が咎免されし事、偏よ徳川殿の御力なり、初め太閤政宗を伊豫の國に移さんとせられしに、政宗大に驚き、徳川殿に就て愁訴せんとして、伊達上野并に親しき家子一人添へて、伏見の御館にまゐらす、徳川殿二人の使を御前に召さる、朝や、寒き頃なり、御火燧に倚りてまします、一人が申す旨を聞召し、御氣色いかにも和らけ給ひて、朝とく參れり、餉いまたなるべし、賜るべしと仰せらる、やがて御膳を進む、二人御前を立んとせしに、たゞ夫れにて給れとありし

荒涼は物すまじき義より一轉して作法不遠慮などの意なる歌合の判詞にも古くより用ゐたり

大童は頭髮の振り亂れたること
この事變の翌年、即ち慶長元年八月、政宗卿より、淺野彈正少弼へ、義絶の書を贈らる、十箇條の中左の件あり、
去年秀次御仕合の時承あへず其日に國を罷立ち於白川懸御目合同道上洛仕候、然るを大坂にて、我等御穿鑿の時分、利家より施藥院の書中に、淺野彈正は、疾にも上洛可申を、政宗を待ち候て、遅く上り候よし、被爲書候、貴殿如此之義、不被仰候は、如何で左様可有御書候哉、縦へ我等一日二日遅く候とも、御取成可有之に、況や其日に罷出候を、右之御理り、去さては一言にて、身上相果て候事に候つる、是又無情存候事

かは、御前に侍らふ、かねてより御飯を黄銅の鉢に入れて、御火燵の上に置かれしを、陪膳の人とりて參らす、徳川殿二人が給る飯、ひえぬらん、これ給れとて、かの御飯を賜り、御菜の地に落ちたりしを御指に點し給ふやうにて、戴かせ給へば、陪膳の人とりて、御膳の傍に置く、其後御茶を進めしに、召しのこして、二人にたぶ、御心よけに、いろ／＼の御物語さもあり、やゝありて、二人の使、政宗如何に待遠に存ずらん、御返事うけ給るべしと申せし時、御禱より下りさせ給ひ、大なる御聲にて、やあ、おのれら主人は、さしも日頃は、世の人をは這ふ虫とも思はず、荒涼の事、吐きちらし、をこの振舞ひ多けれど、かゝる際に至ては、世の常の氣せい夢ばかりもなし、かゝる人を臆病の者とはいふぞ、如何におのれらが身は、伊豫の國に渡つて、魚の餌にならんとや思ふ、又都の内にあつて、犬の食にならんと思ふか、此二條の内、きつと思ひ極め、愁訴をも申さば申せ、返事すべき事あり、近く參れと召す、二人恐る／＼御側に參る、御旨承て歸る、此後伊達が家子郎等、たゞ討手を待て死ねやとて、大い動き立つ、洛中の貴賤驚き騒ぐ事夥し、此よし大坂に聞えしかば、太閤事の様をも見よとて、政宗が在國の家人等急ぎ召すべき

よし、催促の御使を給はる、政宗が家子郎等を初め、雜人はらに至るまで或は弓押張り矢かき負ひ、鐵砲に火繩さし挟み、槍長刀杖につき、大庭にみち／＼たり、政宗御使と聞て、大童なるまゝにて、刀をも帶せず、兵者共おしわけ／＼、門開かせ内に請じ入れ、仰せ承て後、政宗こたび仰せ承てより、此かた、家子郎等、僉議して曰く、何條先祖累代の地を離れて、知らぬ國にさまよひ、天下に恥をさらすべき、政宗は尋常に腹を切れ、おのれらは、一々に討手の御使を待つて、切死仕るべきと議定す、政宗是を制して、言葉を盡すといへども、かゝる大臆病の主人とは、日頃思はせど、一向に下知を用ゐず、さしも年頃は政宗が申さん程の事、如何なるひが事ならんにも、背く事なかりし奴原が、今政宗が殿下の御咎め蒙りて候へば、おのが主をも、あるものとも存せず、かゝる不思議を振舞ふ事に候、此由さためて御聽にも達しけんが、全く政宗が所存にあらず、もし御尋あらんには、よきに申し開きて給るべし、又在國の家人、上洛の事、催促既に畢んぬ、今に至て、一往の返事をも參らせねば、彼等また如何なる奇怪をや仕り出すらんと、安き心も候はせとて、御使を返しぬ、徳川殿も洛中の騒動を聞しめして、大坂に參り

罪疑惟輕功疑惟重
書經大禹謨に見ゆ

白石は劉田郡
梁川は伊達郡

政宗伊達政景に五千の兵つけて最上を援ひ景勝の兵と長谷堂に戦つて七百餘級を斬る此卿は英邁の資あるも世風く太平に屬する以て其伎倆を逞す

給ひ、都にて政宗が家人等を誅せられん事、何程の事か候べき、さりながら、在國の家人等、累代の主人失はれぬと聞かば、理非わきまへぬ荒えびすとも、如何なる仰せ候とも、よも御下知に従ふまじ朝鮮の事、いまだ定まらず、本朝の内また忽ち兵革起らん事、賤しき者の申なる、大事の前の小事なり、又罪の疑しきをば輕んずるとも承る、かの累代の所領奪はれんも、且は不便の至なり、然るべくは、先づ此たびは寛宥の御沙汰もや侍らんと、仰せられし中に、落書の事起りて、終に恙もなかりしとなり、成實記に此事は見えねども、大略は似たる事あり、その物語の様も誠しければ、こゝに註して、一説に備ふるなり、

かくて太閤薨じ給ひて後、慶長五年の秋、景勝追討の事起る、政宗その手合の爲めに、徳川殿に先立つて、本國に馳せ下り、軍勢催して先づ白石の城を攻落し、梁川の城を攻んとす、かゝる所に、徳川殿の御使來て、石田等退治のため、まづ上方に登りぬべし、政宗在國の軍を止め、速かに岩手澤に引返し、重ねて御下知あらん程は、軍出すべからずと仰せ下さる、其後政宗出羽の最上に加勢して、景勝が勢を打破る、關が原の戦事終りて、諸國一時に平均し、天下既に弓を袋にし、戈を包む、されども

るを得ず關原の亂後、神肉の生ずるに堪へず、島津の琉球を取らるを聞くと、おのれも亦呂宋を取て關國をなさん、謀り先づ辭を天主教の輔依に託し、其臣支倉常長等を遣て、彼國の虚實を窺はしむ、慶長十八年に往き八年を経、元和六年に歸る、其國の取るべきを復命せしむ、其時恰も邪宗門禁制、外國渡船停止となりし、其志を遂ぐるに能はざりき、南部の臣加賀忠親の叛きしを、政宗助けて戦ひしかば、南部利直、此旨を諒ふ、政宗忠親を欺き殺して、これを掩ふ、天子出御を成るこいふ後には、高貴の人の他に出向くをもかく云へり、龍崎の地一萬石、忠宗は第二子

政宗やゝもすれば軍出して、景勝が地を侵し取らんとする事、明年の春に至て止まらば、

關が原の軍終りて後ち、此年七月政宗長井の庄湯の原に發向し、明る慶長六年二月伊達郡宮越にて合戦し、景勝が兵を多く討取る、三月廿八日、福嶋梁川等の戦あり、此等の事關が原諸記に誤りしるす、たゞ北川次郎兵衛が記、詳にして據るところあるに似たり、

天下の大名、此度の勳賞として、國郡賜ひし人々多き中に、政宗僅か攻取る所白石の地のみ賜ひ、させる恩賞もなし、是は政宗が振舞ひ、かねてより仰せ下されしに違ふ事多きに依りし故なれば、政宗も恨み申さず、同き十一年二月八日、政宗が家に成らせ給ひ、常陸の國龍崎の地を賜ふ、此日父子に御刀賜ひしなり、政宗に長光、忠宗に小原真守といふ、但し龍崎如何程の地に、明れば十二年の春、姫君御誕生ありしかば、子息忠宗にあはせ給ふべきや知らず、明れば十二年の春、姫君御誕生ありしかば、子息忠宗にあはせ給ふべき由を仰下さる、此姫君程なくかくれさせ給ひしかば、市姫君と申す、四才にて失せ給ふ、其後池田參議輝政の娘を御養君として、忠宗にぞあはせ給ひける、これ大御所の御外孫なり、又、た政宗の娘をば、上總介殿の北の方に參らす、十三年、政宗御家號を賜る、來國光の御刀を賜

尤篤く大名の上首さ
して海内の鎮撫たり
寛永九年徳川二代將
軍秀忠公薨去の日に
集め、天下を望み、
人あらば、弓矢の法
を以て渡すべし、と
仰りしに政宗卿云
ふ、野心の輩候はば、
陸奥守討手に向ひ、
早速踏潰し申べし
と
左大臣家は家光公
政宗卿は文武の才あ
りて詩文和歌等頗る
多し馬上青年過世平
白髪多殘軀天所縱不
樂又如何の一絶は世
の知る所なり
忠宗タム子
明暦四年は萬治元年
光宗ツム子
綱宗ツム子
十九歳にして家督し
二十一歳にして隱居
す七十二歳の高齡を
保て正徳元年六月四
日卒す

ふ、大坂の軍起りし時、將軍家の先陣打つて馳せ上る、此年十二月廿五日、長子遠江
守秀宗に伊豫國を賜ふ、十萬三千石 明年五月六日道明寺の合戦に、後藤又兵衛を始て、
餘多の敵を討ち、明る七日の戦に、首五百廿五切て獻る、閏六月十九日、參議になさ
る、此度の勲賞と聞ゆ、寛永三年八月十九日、從三位權中納言に任ず、同十二年、政宗
病既に甚し、五月十三日、同十九日、左大臣家再び彼家にならせ給ひ、自ら其病を訪
せ給ふ、例少なき御事なり、此月廿四日政宗積る年七十歳にて薨す、其子少將忠宗、
家を繼ぎ、明暦四年七月十二日卒す、六十歳、嫡子侍從兼越前守光宗、十九歳にて、正
保二年九月八日、父に先立ちて卒し、二男少將兼陸奥守綱宗家を繼ぐ、初め四位侍
從兼美作守たり、萬治三年伊達が一門、并に家子郎等、一同に綱宗病に犯されて、國
務不堪へざる由を披露す、彼等が望み請ふに依て、彼の嫡子龜千代丸、年僅かに二
歳なるよ、國を賜て、綱宗隱居すべき由を仰せ下さる、寛文九年十二月、龜千代丸元
服し、御諱字賜り、四位の少將に任し、綱基と申す、同十一年一族家人等、相訴ふる事
あつて、執政の家に召し決せらるゝに、忽に狼籍起りて、家人原田甲斐宗輔伊達安
藝宗重を斬て、手負ふ者、死する者あり、同四月三日、一族家人等が罪定めらる、同

綱基ツナセト
後に綱村と改む
大老酒井忠清の家な
り
原田宗輔ムチヌケ
伊達宗重ムチシゲ

六日、陸奥守綱基并に一門の輩を召されて、綱基が國中の土民、悉く虐政に苦しむ
のみにあらず、今度家人等が狼藉甚た奇怪の至なり、然といへども綱基幼稚の程
よして、いまた政務を知らざりし上は、其罪を免さる、向後の事は、綱基が沙汰たる
べきよし仰せ下さる、

此時の申渡書は
陸奥守儀今度領地可
被召上之所若年故後
見兩人并家老共に任
置候條其身者不存儀
に候間御宥免被成候
事
綱村此時十三歳

隱岐守藤原宗良、田村と稱す 忠宗が三男、祖母は陸奥三春の住人田村大膳大夫清顯の
娘あり、田村が家既に絶えぬれば、彼の外曾孫なればとて、宗良して其家を繼がし
む、三萬石、其子隱岐守宗永父に繼ぎ、延寶六年三月廿六日卒し、其子右京大夫建顯
繼ぐ、

隱岐守宗良ムチヨシ
田村は坂上將軍の玄
孫古誓陸奥安達郡に
住し田村氏を稱す
清顯の女は政宗卿の
正室なり
延寶六年三月廿六日
は宗良の卒日にて年
四十二歳なり
宗永は建顯の初名父
子二人にあらず本文
誤れり
遠江守秀宗ヒデムチ
長子なれども側室の
出なれば正室の第二
子忠宗世嗣となる或
は云ふ政宗卿豊臣家
の嫌疑を避けて世子
させず故に徳川公特
に宇和島十萬石を賜
ひしと云ふ
大御所は徳川家康公
明暦四年は萬治元年
宗實ムチサキ
宗時ムチトキ

侍從兼遠江守藤原秀宗、伊達と稱す 政宗が長子、初め文祿二年、右大臣秀頼生れ給ひし
時、政宗其子秀宗が、いまた幼きを、彼の御家人に參らす、太閤大に悦ばせ給ひ、同
四年、侍從從五位下兼遠江守になされ、又諱字をもたびたりけり、童名は兵五郎 時に年僅
かよ六歳とぞ聞ゆる、慶長十九年の冬、大御所伊豫の國を賜ふ、十萬石 寛永三年八
月、從四位下に叙し、明暦三年七月廿一日家を讓る、同四年六月八日、六十八歳にて
卒す、嫡子左近大夫宗實、二男左京亮宗時、父に先立ち卒しければ、三男大膳大夫宗

室町殿は足利家
萬松院は足利義晴
光源院は足利義輝
細川元常本書元當
す寛政譜に據て改む
輝經フルツ
大外様足利幕府にて
定めし諸大名の資格
なり
頼貞の子顯氏、尊氏
將軍の侍所となり引
付頭を兼ね別一家
を立て八世を傳へて
輝經に至る
御伴衆は幕府役名
三好長祿
松永久秀
一乘院は南部興福寺
別當にて門跡は寺格
の稱號
鹿苑寺は金闍寺
周高も御弟なり
實慶ありて醫師
米田宗賢を招き物に
伴はれて出て奔る
佐々木義賢ヨシカガ
武田義統ヨシムネ
朝倉義就ヨシタケ
武田の妻は義昭の妹
上野清信は仁木義將
一色藤長等と跡おひ
來て隨從せし者なり

殿兩代に仕へ奉る、其子忠興また幼き時、光源院殿の仰として、細川中務大輔輝經が家を継ぎて、大外様の衆となさる、

系圖に曰く、永祿年中光源院殿の仰を蒙りて、輝經が養子となりて、其家を継ぎ、其役を務むと云々、按るに忠興、永祿六年に生れしにや、光源院殿の御事ありしは永祿八年の事なれば、忠興が輝經の嗣たるといふ事は、僅かに二三歳の時の事なるべし、○又按るに中務大輔輝經は、細川二郎義季が孫、八郎頼貞九代の孫にて、光源院殿御供の衆なりしなり、

永祿八年正月十九日、光源院殿三好松永等がために弑せられ給ひ、御弟一乘院門跡覺慶をば取籠め奉り、鹿苑寺の周高は討れ給ひぬ、兵部大輔藤孝が謀にて、一乘院殿、春日山を踰て、近江國に落ち給ふ、藤孝御供に侍ひて、やがて還俗させ參らせ、義昭と申し奉る、當國佐々木義賢入道承禎を頼み給ひしかば、入道心變りしてければ、若狹の國へ御供申し、武田大膳大夫義統を頼ませ給へども、國小しきに勢少なければ、それより越前の國へ御供申し、朝倉左衛門督義景を御頼ある、これも、はか行くべしとも見えざれば、藤孝上野中務大輔清信と共に、御使となつて、美濃の

長岡は西山の地にて
桓武天皇最初皇城を
定められし所
上野清信、藤孝と快
からず將軍も藤孝を
疎み玉ひ遂に武田信
玄と相通し挾みて信
長公を討たんとせし
なり

宇治
横島
淀
若江
藤孝が將軍の助命を
謀りしなり

國に趣き、織田彈正忠信長を頼ませ給ふに、信長畏りて、御使と共に御迎をまゐらせければ、藤孝御供申して、美濃國へ渡らせ給ふ、信長程なく御敵を平けまゐらせ、義昭再び御入洛ありて、征夷將軍の宣旨かうふらせ給ひけり

元龜四年七月十日、信長城州の内、桂川の西地を以て藤孝に領せしむ是より長岡と名のる、これ其所領の地名によりてなり

されど此將軍は、御器量勝れさせ給はず、佞人の中す所を御用ゐるあつて、信長が功を忘れ給ひ、彼の朝臣を失ふべきよしを思召し立つ、藤孝が諫め參らす事共、更に用ゐ給はず、信長、われを失ふべしと軍起させ給ふと聞て、軍勢餘多引具して上洛す、藤孝も信長の陣に參るとて、大津にて行合ひ、打連れて都に入る、將軍御軍に打負けさせ給ひ御中直りの事仰せられしかば、信長も軍兵を引て歸る、程なく又軍起させ給ひしかば、信長大に怒つて、宇治檣嶋淀等の城々を攻め落す、將軍家御命の事をは如何にも助けまゐらすべき由を、いろくんに歎き仰られしに依て、信長も失ひ申ますでの事もなく、河内の國若江の城に送り入れ奉り、御方人せし者共、悉く退治して、本國に歸らる、かく二度まで信長失ふべしと、御結構ありしかば、何

藤孝の兄三瀬大和守
藤英父子は、信長の
爲に誅せらる、
勝龍寺は桂川の河口
に接す原書青龍寺と
すは誤れり此城に
據て三好の殘黨なる
岩成左通の籠りたる
淀城を攻め落し左通
を斬る
忠興は織田信忠の偏
諱を賜ひしなり
片岡
頼五郎興元オキモト
天正六年諸本共に九
年とあるは誤なり初
め田邊城を築き後に
宮津城に徙住む

忠興が妻は光秀の娘
なり
關國は守護の人なき
事

光秀の丹波の二城を
攻抜く使者を秀吉の
許に遣して光秀を伐
たん事を誓ふ是より
秀吉に従て丹後全國
を領す十一万七白石
又秀吉の爲に信孝を
岐阜に攻む

父の入道丹後に居れ
ば遠く離るゝに忍び
ずとの意を陳しけれ
ば秀吉公其孝心を感
して怒りもせざりし
とい

忠隆ダ、ダ

忠興徳川前田兩氏の
間に周旋し往復出入
常に人目を憚りしか
ば簀笠をきて自ら船
に掉さし淀川を上下
せしとぞ
杵築

の御恙なく、都を御開きありし事、内々は藤孝が信長に従ひて、どかく拵へし故な
りとぞ聞えける、是れより藤孝信長に随つて、勝龍寺の城に住し、一方の大將して、
度々の武勇を顯す、忠興童名は與一郎とぞ申ける、十一歳にて父に従ひて、槇の嶋
の合戦に高名し、河内の國片岡の城を攻めし時、與一郎十五歳、舍弟頼五郎十四歳、
玄蕃頭興兄弟共に父に従て此日の先駆して、二人ながら首取て、終に城を攻落す、
織田殿大に驚き感じ給ひ、彼の兄弟に御教書賜て賞せらる、天正六年彼の父子三
人が、年來の功を賞して、丹後國を藤孝にぞ賜りける、此後は忠興常に織田殿父子
の軍に従つて、此處彼處に戦ふ、明れば十年の夏、織田殿明智光秀が爲めに討れ給
ふ、初より藤孝は丹後にあり、忠興この時山陽に向はんとて、本國にぞ歸りたる、明
智は忠興が舅なりければ、やがて丹後に使たて、光秀年頃の奉意とけて、織田殿
父子失ひぬ、折ふし攝津國關國に侍れば、忠興に參らする所なり、急ぎ馳せ來て、力
あはせ給ふべしといひしかば、忠興父子大に怒つて、返答にも及ばず、信長の御爲
に髪おし切り一心なきよしを心の中に誓ひ、また忠興おのが妻に子共つけて、山
深き所に押込め、急ぎ秀吉の許に使たて、共に心を合せて、光秀を誅すべきよし

牒狀して、軍勢を催す、程なく光秀誅せられぬ、藤孝都に上りて、織田殿父子の御跡
を弔ひ奉る、これより入道して玄旨と稱し、幽齋とは號しけり、志津岳の軍に、忠興
秀吉に方人し小牧の陣に、北畠の勢と戦ひ、紀伊の根來を攻められしには、藤孝忠
興父子向へり、秀吉關白に任せられし時、忠興侍從從五位下し越中守を兼ね、筑紫
關東の軍に従ひ、朝鮮に押渡して、所々の戦ひ名を顯はす

初め關白殿、奥州御下向ありし時、陸奥會津の地、賜ふべしと仰せ下さる、忠興承
り、御政務のため、此所を守らせられんには、辭する事あるべからず、若し年來
の功を賞せられんがために賜らば、縱令小國にて、西國をこそ賜ふべけれど、
申ければ、さて止みぬ、

太閤薨じ給ひ、かの家の奉行等、加賀大納言利家を勧めて、徳川殿失ひまるらせん
と謀る、忠興が嫡男與一郎忠隆は、大納言の娘を妻としければ、縁故に就て親かり
し程に、忠興大納言を固く諫てければ、利家も奉行等まづ内府失うて、其後我をも
傾けんとする謀なりけりと悟つて、徳川殿の方人せし上は、事終に平ぎぬ、此賞と
して、忠興豊後國杵築の城を加へ賜ふ石五万、これしかしながら、徳川殿の執し申さ

初め秀吉公子なし妹
の子秀次を子とし遂
に關白職をも譲りし
が淀君の秀頼を生む
に及むて嫡嗣を換へ
るの心出つ秀次も所
行兇暴にして藩侯な
りければ石田三成等
乘して逆意ありさ謔
せり文祿四年七月遂
に高野山に送り死を
賜ふ

解由は會計出入の理
由なり

おこなは家老
松井興長
家康公の正二位内大
臣ならせ給ひしは
慶長元年五月なり此
時また權大納言にて
ませり

伊達政宗卿も秀次の
縁坐に疑はれて移封
の沙汰あるべしとい
ふに亦徳川公に救助
を求めしことあり公
その時は兵力を以て
威迫すべしと諷し遂
に其策の如くなりた
り忠興には黄金を以
て其窮を救はる一寛
一猛これ徳川公が英
雄を籠絡せし一大手
段なり
二十一年前は天正三
年に當る家康公其時
三十四歳

れし故なりけり、

ある人曰く、忠興がかく大納言を謀りし事、偏に利家が家のためのみならず、
凡は徳川殿の御爲とぞ聞えし、其故は、去る文祿年中、關白秀次失はれ給ひし時、
忠興も同じく罪かうふるべき事出来たり、譬へば、秀次當時の大名の、財盡き用
たらざる輩に、窃し黄金貸し給ふ事あり、且つ人の心を取らんがため、且は財を
利せんが爲なりけり、忠興も黄金貳百枚を借る、關白の御事ありて後、彼家の出
納人、催促して、急ぎかの黄金償ひ給ひなば、券契を破りて棄て侍るべし、さなる
らんには、かの券契を太閤家の奉行に參らせて、解由を給ひ申すべきにて候と
いひしに、忠興が力いかにも叶ふ可らず、此事太閤に洩れ聞えは、かの縁坐にな
されて、罪かうむらん事、立所にあり、とやせまし、かくやあらましと、案じ煩ふ
に、家のおとななりける松井佐渡申すは、某年頃徳川殿の御内なる、本多佐渡守
正信に親しく相語うて候、彼に就て徳川殿を頼み參らせばやと存ず、徳川殿は
さる頼しき人にて、しかも當時の大名なり、如何で是程の事にて、人の家の滅び
んとするを、助け給はぬ事や候べき、と申す、忠興聞て、我日頃内府に親しうもな

し、かゝる事頼むべき便りなし、されど汝が正信と親しからん上は、試みに汝が
心のやうよて計ふべしといふ、松井本多に就て、かくと申す、徳川殿此よし聞召
され、御前の人々を退けて、松井を近く召し、事の由、重ねて問はせ給ひ、正信して、
御鎧の唐櫃を二つ開かせらるゝに、櫃一つに黄金百枚宛を入られたり、其黄金
の箱に題せし年月を見よと仰せらる、正信是を考ふるに、二十一年以前、いまた
三河の國に御座ありし時なり、徳川殿松井に向はせ給ひ、凡そ金銀は必ず出納
の司ある事にて、もし人知れず用ゐんとするも、我心に任せ難し、されば此黄金
を貯ふる事、かゝる時を待つ事、年既に久しかりき、今忠興朝臣が爲に我が年頃
の本意を達しけるこそ、うれしけれとて、自ら是を松井にたぶ、松井大に悦び、か
ゝるあり難き事こそ候はね、既に絶えなんとせし家、かく再び繼ぎて候ふ事、ひ
とへに君の御情けに因る所なり、細川が家の候はん限りは、いかで御恩の程、忘
れ侍るべき、速かに本國に申し下し、黄金召し登せて、悉く償ひ參らすべきにて
候と申ければ、徳川殿いやしく、此事世に漏れなんには、深き兩家の障にこそあ
んなれ、それ故よこそ、かく人知れず用ゐるべき料の者取出て、參らすれ、これ償は

藩 翰 譜 卷 之 七 下

んと思ふ事ゆめく、然る可らずと仰せらる、松井殊更に悦ひ、急き罷り歸て、此よし忠興に申べきにて候とて、御前を立て出にけり、遙に程経て後、忠興其事となく、徳川殿に参り、御對面のついでに、正信を呼び出し、徳川殿に向ひ申されけるは、去りし比忠興が家人に仰せ下されし事、慎み承りぬ、何事のおはします可きにはあらねども、若し御家に事あらん時は、必ず君が爲ま、忠興が國を捨て、此度の御情に答へ参らすべきにて候、さりながら、忠興常に御門下に伺候仕りては、本意とけん事叶ふ可らず、是より後も、元の如く、うとくしくこそ候べけれど、御暇申て出てぬ、されば日比は徳川殿に親しからぬ忠興が、諫めし故に、利家も只管に、我家の事を思ふなりと心得て、忠興が申す旨に従ひしとなり、慶長五年の秋、奥の上杉、謀反の聞あつて、徳川殿御發向の事あり、忠興御跡を慕ひて馳せ下る、此隙を窺ひて、大坂の奉行等、兵起して、徳川殿失ひまゐらせんと謀る、内府に従て奥に下りし大名等が妻子、一々に取て質とせば、彼等みな御方に参らんずらんとて、まづ最初に忠興が妻子、城中に迎へんとす、かの妻、女なれど、さる者の娘なり、又日比我が夫の心の奥は知りぬ、使者度々に及べども、更に其催促に従

内府は内大臣家康公
妻は即ち明智光秀の
第三女なり天正七年
忠興に嫁せり

はず、さらば、さな云はせを、人々の見懲しのため、搦め取つて参らせよとて、軍兵を差向く、忠興が妻、家人等に防ぎ矢射させ、自ら十歳になる男子、八歳になりし女子を、刺殺し、家に火かけさせて、自害す、奉行等案に相違し、怒なること仕出し、諸大名を内府の方人よし果せて詮なしとて、是れより後、人質とるべき沙汰に及ばず、此上は細川が城、攻め落せとて、丹波但馬の軍勢差向く、然るべき兵をは引すぐり、忠興具して奥へ下る、おとなしき者共に、兵をは少し附て、豊後の國へ下して、杵築の城を守らす、丹後には藤孝入道に年老たると、幼けなき者共とはかり残り居て、はかしくしく軍すべき者多からず、されども、入道さる古兵にて、少しも騒ぐ氣色もなく、宮津の城を棄て、田邊の城に立籠り、敵おそしと待居たり、抑も此入道と申すは、弓矢打物取て、堪能なるのみならず、さらぬ小藝にたに達せずといふ事なく、天下双なき多才多能の人なりけり、中にも敷嶋の道に深くすぎ、古今和歌集の秘訣、悉く此人に傳れり、されば此たひ我身うち死したらん後、此道長く絶えなん事を悲しむ、城に籠れる初め、相傳の書ども取集めて、大内へ獻るとて、古も今もかはらぬ、世の中に、心のたねを、のこすことのは、

烈祖成蹟に夫人手つ
から十歳と八歳との
男女を殺せし事
なほ細川家傳に其事
しさいふ事も非なり
夫人は大坂の人数に
上を犯すの罪となり
なん固く戒め自害
して死したりと見ゆ
丹後宮津城なり
おとなしき者共さば
老臣の事をいふにや
古兵ふるつばものこ
訓す
敷島の道は歌道の
こと伊達譜に註せり
秘訣は謂ゆる三島
三木の傳など
此時禁裏に献納せし
は古今集のみならず
二十一代集源氏物語
をも共に鳥丸光廣卿
の傳奏に託せしと云
ふ

藩 翰 譜 卷 之 七 下 細川 十四

カラス丸 右大辨光廣卿
に前田玄以を差副ら
れたり
元利輝元

天正十三年十月從二
位法印に補せられ昇
殿を許さる

三條西家に於て此時大
納言に御使は參
納言に御使は參
追書なるべし或書に
藤大納言藤宜光參議
藤實條あり宣光卿
は光廣卿の父にて此
時恰も大納言なり如
禮記に王言如絲其出
如綸とあるより詔敕
を綸言命といふ綸
は經綸にて經緯の組
織なり

幽齋法印此時六十七
歳

田邊城を去りしは九
月十八日にて關原の
戦の後三日なり

豊後國主大友義統は
朝鮮の役に功なくし
て封を收めらる此時
石田三成に誘はれ兵
を擧げて舊領を復せ
んさせしなり

といふ一首の歌をへてぞ參らせける、かくて丹波但馬の軍勢、雲霞の如く押寄せ、
十重廿重に取巻きて、火水になれど、攻めけれども、入道ちつともひるまず、防ぎ戦
ふ、かくては此城一時に攻め落さるべうも見えず、烏丸の右大辨、勅使として大坂
に行き向ひ、輝元三成等に、勅諭を傳へらる、夫れ和歌は我邦の風として、天地開け
初めしより、此か九百王の今に至るまで、其道永く傳はれり、然るにいま、古の事を
も、歌の心をも知れる人、忽に失せなんこと、尤も朝家の歎きなり、如何にもして、彼
の二位法印が恙なからん様を計るべしと宣られたり、輝元を初として、奉行等謹
て承り、急ぎ早馬を立て、寄手の軍兵を止む、元より入道は今を最期と思ひ切て、
戦ひし程に、寄手たやすう引て歸らん事、叶ふべからず、此よし又都に聞えしかば、
三條西大納言、綸命を含みて、丹後の國に下向あつて、速に勅に應じて、其城を去る
べしとありければ、入道畏りて、普天の下、率土の濱、王土王臣にあらずといふ事な
しと承る、ましてや此微賤の身、かく眼のあたり寵渥の辱きを蒙るをや、さりなが
ら、入道が年若き時ならんには、弓矢とる身の習なり、敢て死を白刃の際に決して、
深く恩を黄泉の下に感ずる事もありなまし、いまは齡既に傾きぬ、たとへ此戦に死

する事なからんにも、餘命また幾ばくぞや、されば惜かるまじき身なるが故に、私
の名譽を貪つて、如何ぞ王命には背きまらすべきと答へ奉りて、頓て城を立つ
て、高野山にぞ趣きける、さる程に、上方にも軍起れりと聞えしかば、忠興等先陣承
り、又引返して、美濃の國に馳せ上り、手合の軍に打勝ち、徳川殿程なく上り給ひ、關
が原にして東西の戦を決す、忠興また先軍して、敵の多勢を打破る、杵築の城を守
りたる家人等も、大友が勢と戦て、勝ち軍す、此時徳川殿の御爲に、家をも身をも顧
みず、御方せし人も取りくくなりけれども、父子兄弟夫婦主従、皆悉く功をも節をも
も盡せし事、忠興も若くはなかりけり、されば其勳賞に此年、豊前の國一圓に下し
賜ひぬ、按るに、忠興初め丹後の國十一万石を領し、其後杵築の地五万石を加へられ、此度豊前の國にうつりて、三十七万石を領せり、
忠興は父の入道が如何なる勅命なればとて、城を去りたる事の口惜さよ、又嫡
子與一郎が妻の、如何に女の身なればとて、正しく姑の自害せんを見棄て、落
ちたりし事の不覺さよと怒つて、與一郎に命じ、その妻をきつと追出すべしと
いひけり、與一郎仰せ謹みて承りぬ、某もかねて其よしを存じて、きつと推問に
及びし所に、妻にて候もの、并に附き従ひし輩が、陳し候は、事急なるに臨みて、母

妻は前田利家卿の第六女の時二十一歳細川家を出されて村井出雲長次に嫁せり

中納言利長

忠隆は六十七歳まで生ひて正保三年八月朔終りたり

八年二月參議に任し從四位下に叙す三位には昇らず

柳營は征夷府の事公方は足利將軍

仁和寺は嵯峨御室永井譜見合せし

幽齋法印年七十七歳

島津家久イヘサ

長岡與五郎興秋

忠興文學を好み和歌をよくす又禪に參し其他の小藝は風雅の道究めずといふ事なし門人も亦多しされど常に其武備を廢する勿れと戒むといふ致仕して後は京師に住す

忠利タトシ

一年豊前に蝗害あり忠利書畫珍寶を賣て之を救ふ世人稱歎す家光公世子たりし時供給常に乏し忠利其用途を補ひし舊恩に因て肥後國を賜ひしと云ふ是れ忠利の外弟齋藤利宗は春日局の兄なれば外縁に就て常に往來せしに依て也稻葉太田兩譜を見合すべし

上、妻にて候者に、かゝる時大勢打連れ落ちんは、如何にも叶ふべからず、まづ疾く忍び出で給へ、とかくして追付き侍らんと仰ありしに依て、家を出でたるに候、かく御自害あるべしと知りて候はんには、いかで忍び出づべきと申し訖んぬ、さらば其誤りなきに似て候かと云ひければ、忠興大に怒つて、父の命に背くの條、甚だ以て奇怪なり、向後のこと、長く對面に及ぶべからずとて、忽に勘當す、これより忠興は、父にも子にも、よからぬ中とぞなりにける、其後與一郎は妻に向ひ、我れ思はずも御身のため、かゝる不孝の身となりぬ、かくても連れ添ひ參らせて、あらんには、世の人忠隆が、妻に惑ひてこそ、父に思ひかへたれと思はんも耻し、忠隆既に貧賤の身となりたり、妻の兄加賀中納言が大名なるを、便こそなぞ云はれんも、口をしとて、妻を出し、やがて入道し休無とぞ號しける、かくて天下悉く徳川殿に歸して後、慶長八年の春征夷將軍の宣旨、蒙らせ給ふ、此時忠興、參議に任し、從四位下に叙す、公卿補任を按るに、忠興が參議に任せし事、慶長九年なり、又武家補任には、從三位と記す不審されば、この時草創の業は、既に成りぬれども、柳營の儀は、いまた備らず、こゝに彼の藤孝入道は、世々の公方に仕て、しかも當時の有職なり、丹後の國を出でしより、

都にのほり、仁和寺の邊に、幽かなる栖居して、籠り居たり、徳川殿、此人に就きてこそ、前代の事をも問ひ、當世の禮をも講すべけれどとて、永井右近大夫直勝を御使として、武家の規式、悉く受け傳へさせ給ひたり、されば當世の禮節は、内々此入道の定め申されし事共多かりしとぞうけ給はる、藤孝入道玄旨、慶長十五年八月廿日卒すといふ、但しその行年幾つといふ事詳らかなら大坂の軍起りし時、嶋津陸奥守家久、海路穩かならずとて參らざりしかば、嶋津が登らざらん内は、忠興等も參るべからずとの仰ありければ、參らず、子息内記忠利は、參りたり、再び兵起りし時、忠興兵少々引具して馳せ上る、將軍家の御手に從つて、首二十を切て獻る、

忠興が二男の長岡與五郎某は、大坂に仕へて、一方の大將を承る、五月七日天王寺の戰、御方さんくゝに打なされ、手の者みな落失せて、寄手また城中に攻め入れば、力なく都のはどり、落行きしを、父忠興尋ね出し、首斬て參らせしなり、元和五年十二月忠興致仕入道し、宗立と號し、三齋と稱しけり、正保二年十二月二日、八十三歳にて卒す、左少將兼越中守忠利、忠興が三男、初め内記と申けり、關が原の合戰に大御所の御側に侍ひ、慶長十年四月五日、侍從從五位下になされ、大坂

細川に賜ふべしと内
議あるなり世人早く
其沙汰しけるよし
聞えければ將軍幕議
の漏るゝを怒り給ふ
土井利勝これ上下一
致萬口異辭なきの證
と申したりとぞ
天草時貞
つめの城は本丸の事
光尙ミツナホ
綱利ツナトシ
光尙卒せし時綱利僅
に七歳なれば幕封の
事彼是異議もありし
川は三齋以來の忠勤
數代の名家なれば六
丸幼稚たりとも家臣
等よく輔翼せば國政
も治るべしとて遺領
安堵せしめられしと
ぞ
中務少輔立孝 ヲツダカ
第四男なれども長忠
隆次與秋共に子の列
に除きたれば二男と
いふ
字土
行孝ニキダカ
若狹守利重トシ、ジ

の軍に従ひ、父の譲うけて越中守に任し、從四位下に登り、寛永三年八月十九日、左少將に任し、同き九年十月四日、肥後國に豊後の國鶴崎の地をへて下し給ひ、熊本^{五十四}の城に移り住む、同十四年の冬、肥前の國嶋原の賊徒起る、筑紫の大名、軍勢を率ゐて攻む、明れば十五年二月廿七日、忠利先を争て二三の城を攻め破り、明る廿八日には、眞先に、つめの城に攻め入て、天草四郎時貞が首をば、忠利が手に取たりける、^{四郎は賊の}張本なり、十八年三月十七日、五十六歳にて卒す、嫡子侍從光尙、寛永十二年將軍家の御前にて元服し、御諱の字賜り、從四位下侍從兼肥後守になされ、父卒して家を繼ぎ、慶安二年十二月廿六日、三十一歳にて卒し、其嫡子六丸父に繼ぎ承應二年十二月十一日、御前にて元服し、御諱字を賜り、從四位下侍從兼越中守になされ、綱利と名のる、
中務少輔源立孝、參議忠興朝臣が二男也、肥後國宇土の城を分賜ふ、^{二万}正保二年閏五月十一日卒す、其子帶刀行孝、家を繼ぎ、承應二年十二月廿八日丹後守に任す、若狹守源利重、肥後守光尙の二男、父卒して後、所領分ち賜ふ、^{三万五千石、所領}萬治三年十二月廿八日叙爵す、
^{地名知らず}

玄蕃頭興元 オキモト

峯山

茂木

谷田部
興元は元和四年三月
五十七歳にて卒す
興昌寛永二十年三月
四十歳にて卒す
興隆オキモカ
正保三年十二月致仕
興英オキモフ
左馬助嘉明 ヨシアキヲ
參河國吉良の人
祖父左馬允朝明
父三之丞教明、^{トモアキ}ヲアキ
廣明は其初名なり

玄蕃頭源興元、藤孝入道が二男なり、童名は頓五郎、生年十四歳にして、兄忠興と共に、河内の國片岡の城の先懸し、能き首取て城を落せしより、一生の高名、數多し、藤孝丹後に移りし時、父に属して峯山の城にあり、小田原滅ひし時、兄忠興と共に、五年關が原の合戦に、東國の御方して、丹波國福知山の城を攻落し、忠興、豊前の國に移りし時、興元も其國に移り、慶長十四年に常陸の國茂木の地を賜ひ、^{一万}大坂の軍起りし時、將軍家の御手に隨ひ、再び起りしには、將軍の仰にて、酒井雅樂頭忠世が軍勢下知して戦はせ、おのが手の兵に、首十四切らせて獻る、其賞として、常陸の國谷田部の地を加へらる、^{六千}其子玄蕃允興昌、元和四年に家をつく、^{興元が卒、}いづつにや、^{せし月日}其子豊前守興隆、父に繼ぎて、老て後、致仕入道して、宗閑と號す、嫡子玄蕃興英、家を譲らる、

加藤

左馬助藤原嘉明は、三河の國の住人、三之丞某が男也、^{ある書に三之丞廣明と記す、系圖に見えねば其名覺}東な、嘉明が父、初め徳川殿譜第の御家人たり、一向專修の門徒等が背き參らせし

一向門徒の亂は第四の大久保譜第五の酒井譜見合すべし
嘉明幼時父死し長濱にて馬飼となり乗馬の術を善くす十五歳の時馬を曳て岐阜に至り自ら騎りて買人を求む加藤景泰大に其技術を稱し薦て秀吉公に祿仕せしむる云ふ
賤が岳の七本槍
正木一に松前
伊豫の封は後年朝鮮の軍功に賜ふ所此時は淡路の國なり
長曾我郡元親 モトチカ
仙石秀久 ヒデヒサ
脇坂安治 ヲスハル
大友義統 ヨシムネ
島津家久は義弘の弟中納言家久は叔姪にて同名異人なり
十河存保も打死す
九鬼嘉隆 ヒシカガ
隍河
千代川
慶尚道 クダシヤク
全羅道 フララ

時、これも同じく方人にて、永祿七年三河の國を去て尾張の國に至り、其後遂に羽柴殿に仕へてけり、嘉明襁褓の中に本國を去り、成人の後、これも秀吉に仕ふ、生年廿一歳、近江國柳が瀬の合戦に先懸し、高名七人の其一人なり、時に孫六、秀吉の御感、斜ならず、此年天正十一年七月朔日、勳賞を賜ふ、五千石を宛行はる、同き十三年、秀吉關白に任し給ひし時、從五位下に叙し、左馬助に任ず、今年の秋、伊豫の國正木の城を給る、六万二千、十四年の秋、嘉明長曾我部土佐守 仙石權兵衛 脇坂中務少 等と、豊後の國に押渡り、大友が軍勢を引具し、嶋津中務大輔家久と戦ふ、長曾我部仙石等を先として大友が軍勢、負軍し、長曾我部が嫡男信親打死す、嘉明脇坂二人、家久と戦つて退かず、關白の御感大かたならず、明れば十五年の春、關白自ら嶋津を伐ち給ひし時、嘉明脇坂九鬼大隅守 等と兵船を泛め、薩摩の國に攻め入て隍河の城を下し、三人共に千代川の舟梁わたして、關白の御勢をわたす、十八年相摸の小田原を攻められしに、四國の人々と同じく、兵船を泛め、東海を押渡つて城を攻め、文祿元年、朝鮮の事起りしかば、脇坂九鬼と同じく、海路の先陣給りて押渡り、三人共に、朝鮮の慶尙右兵使元均を打破つて熊川に至る、脇坂が兵船、全羅水軍節度使李舜臣と、

朝鮮の地名、今日の稱呼は、旁訓の如し、古來傳ふる所と異なり、故に古訓は下に記す、但し道名の外は、一々古稱を施さず
熊川
巨濟島
黍川
嘉明自ら敵船に躍り入り手に敵を斬る、奪ふ無數其船百二十を奪ふ
藤堂高虎 ヲカトラ
大河内秀元は茂左衛門と稱す父善兵衛政綱は參河の人徳川公に仕ふ秀元は太田飛騨守に朝鮮の後役に從ふ陣中日記三卷あり慶長二年三月十八日より書き始め同年八月豊太閣薨去に筆を止む其書の奥に寛文二年八月吉日大河内大膳大夫入道也齋源秀元とあり九十歳前後まで承らし人なり

巨濟の洋中に戦て、利あらずと聞き、嘉明九鬼と共に、これを助けて戦ふ、明れば二年の春、脇坂九鬼と、熊川に在て李舜臣元均等と戦ひ、二月廿一日、又大に戦ふ、嘉明進み戦て、自ら敵船を奪ひ取る、此年、嘉明本朝に歸り、慶長二年、大明の和親破れて後、嘉明また藤堂佐渡安 脇坂九鬼等と、朝鮮に押渡る、かの統制使元均が兵船、海面に夥しう漕ぎ浮む、藤堂人々と評定して戦んとす、七月十五日、嘉明藤堂先懸して、巨濟黍川嶋に戦ひ、散々に打破る、船とも餘多乗取て、太閣の御感にぞ預りける、此舟軍の事、異國本朝の書に傳ふる所異説多し、まづ太閣記には、文祿二年六月廿四日の戦ばかりを記す、これ即ち文祿二年二月廿一日の戦の事なり、又豊臣家譜には、慶長二年の春の事とし、脇坂が碑銘には七月七日とす、共に林道春撰める所にして、かく異なる事覺束なし、たゞ大河内秀元が記にしるす所、最も詳かなり、彼れが記は、自ら太田飛騨守一吉に從て彼國に向ひ、日毎の事を記るせる所なり、慶長二年の戦たる事一定にて、此年三月十八日、本朝の人々、太閣の仰を承り、五月廿二日より、大坂を立ちて、七月七日に釜山港に着き、同き十五日に、此舟軍はありしといふ、然れば、豊臣家譜に、春の事の様に見えしは、如何に

南原 求禮 順天 共に全羅道

蔚山 西生浦一に海に作る 南海島 共に慶尙道 後卷

ぞや、脇坂が碑の文は、月は同じ日は覺束なし、朝鮮の書を考るに、萬曆廿五年八月七日に、此軍ありし様に記す、彼の萬曆廿五年は、則ち我朝の慶長二年に當れり、八月七日たりといふは、日は脇坂が碑に同じけれども、月は異なり、按るに本朝の人々、南原の城を攻んとて、此年八月七日に、全羅道求禮に至る、こゝに留る事六日、同じ十日に、求禮を立つて、南原に向ふといふ、嘉明も同じく彼處に向ひ、城を攻め落して、首五十一を切れり、然れば朝鮮の書の傳ふる所も、誤れり、まして大明の書に、此舟軍は、七月の事としるせり、たゞし日をばしるさず、同じ八月十五日、海陸の味方、一手になつて、南原の城を攻落す、嘉明が手に、首五十一を切取る、此年十二月の末、大明の經理楊鎬、提督麻貴、多勢を率ゐて、蔚山の城を攻む、加藤肥後守清正等、防ぎ戦ふ事十餘箇日、明れば慶長三年正月六日に至て、味方の人々、後卷せし故に、かたき悉くに敗れ、城中の人々、辛き命生きてけり、此日嘉明が手に打取る首、一千五百二十五とぞしるされたる、此事も大明の書には、正月去程、人々西生浦に會合して、會議す、抑も蔚山の城、敵の地に深く入て、味方の城々を去る事遠く、兵糧の運糧も、穩ならず、只かの城を毀ちて、東はこの西生浦を以

秀元日記に曰く、慶長二年丁酉三月十八日、公子筑前中納言秀秋公を以て朝鮮征伐の大將軍として、高麗釜山海の城主に任ず、太田飛騨守熊谷内藏、尤早川主馬首寛和泉守、福原右馬助、毛利民部大輔、竹中伊豆守を以て、諸軍の奉行とすあり

太田一吉ハ豊臣太閤に仕へ、豊後臼杵城主として、三万五千石を領して、十萬石の代官となる朝鮮の役功を以て、四万石の加封あり、然るに、還軍の後、軍監等に私曲の事あり、さて其罪を糺され、慶長四年十月一吉も亦封地を收公されたり

て固めとし、西は順天の城を棄て、南海島を守らんは若くべからずと議定す、太田飛騨守一吉、毛利民部大輔高政、二人此義に同せず、さらば先づ此由を記るして、殿下にまゐらせ、御裁斷を仰ぐべしとて、人々みな連署す、嘉明一人、署を加へず、毛利壹岐守勝信を始て、人々色々に勧めしかども、嘉明更に承引せず、やゝあつて申けるは、人々の連署して參らせ給はんは、嘉明一人が名を署せざらんは何か苦しかるべき、をもく、此度味方、蔚山の城を落されず、終に敵の多勢を打破つて、本朝の武功を外國に顯はせし事、ひとへに此城の要害いみじきが故にあらずや、ましてや一たび敵の地深く入て、構へたりし要害を、自ら棄て、引き退かん事、嘉明が心にあらず、嘉明たとへ人々の議に同せざるに依て、罪蒙つて首刎らるとも、悔いる所にあらずと云ひ切て、連署せず、太田毛利既に此議に同せざれば、軍奉行の人々も連署せず、清正かの城の守なれば、是も署を加へず、三十餘人の大名、悉くに連署して、本朝に使たて、殿下よこそ參らせられ、太閤此由を御覽じて、かの使者を召して、一々に尋ね究められ、以ての外に御氣色損じ、嘉明が申す所を、深く感じ仰せられ、御教書をなされ、年來の武勇を賞せられ、餘多の地をぞ加へ給りける、

伊豫松前城賜りしは
此時にて十萬石さ
る
毛利高政は譜第九に
あり

此時の事は前田細川
の兩譜を見合すへし

下野守忠吉は家康公
第四子後に薩摩守
井伊直政
本多忠勝
村越直吉

三萬八千石の地を加へられ、本領合せて十萬石、此内一萬石の軍役を免し除かれたり、太田も此時四萬石加へられて、七萬五千石を領す、思ふに、毛利にも加恩あるべし、本領二萬石の外に四萬石を預け給ひ、程なく太閤薨じ給ひ、大坂の奉行等、徳川殿を失ひ参らせんとして、伏見大坂の間、物さわがしく、徳川殿の御館に來り守る人少からず、嘉明固より徳川殿は、おのが累代の父祖の、主君にてましませば、一心なき御方に候ひしかば、當時此殿を失ひ参らせんには、宗徒の大名十人あまりは、打死せんと思ひ定る者、なからざらんには、叶ふべからず、誰かは、今かく心を一つには合すべき、さらば何條の事かあらんとて、ちつとも騒がず、徳川殿に参て、何となく世の中もの騒しく候なり、さりながら、嘉明は何事かあるべきと思ひ定め、今までは侍五十騎を留め置きて候を、今朝廿騎をば、伊豫の國へ返し侍りぬ、もしも召されば、参らせんと、殘る所は留めて候と申す、嘉明が申せし如く、程なく無事にぞ屬しける、明れば慶長五年の秋、東西の軍一時に起る、嘉明初めより徳川殿に従つて、東國に向ふ、御方の人々と同じく引返して上方に向ふ、海道先陣の大將軍には、下野守殿を向けられ、井伊本多軍奉行を承る、先陣の人々、尾張國清洲の城に集て、徳川殿上らせ給ふを待つ、かゝる所に御使として、村越茂助、馳上る、人々村越に向て、御發

清洲
岐阜
家は家族の事
詰の城は本丸
守殿は下野守殿なり

大相國は秀忠公
嘉明が所領伊豫の國
には毛利が軍勢攻寄
せしを城代佃一成堀
主膳等謀て之を破る
四國の地安かりしハ
其功にあり

向の期を問ふ、村越聞て、其事をば如何にも承らずと答ふ、人々大に怪み思ふ氣色なるに、嘉明此由を聞て、これに來れる人々の家、悉く大坂に在り、東西手合の軍をからんには、上らせ給はぬこそ御ことわりに覺ゆれ、いさぐ、先づ一軍して、御發向を催すべき者をとて、岐阜の城を攻めらるべきに議定せり、去程に八月廿二日、追手搦手、二手に分つて、岐阜の城に向ふ、下野守殿は、尙清洲の城より御陣をぞ召されける、明れば廿三日、岐阜の城に押寄せて、既に一二の城を攻め破る、寄手の人々、今は大將軍の向はせ給ふにも及ぶべからず、たゞ一攻に攻め破れやとて、つめの城に攻め上る、嘉明窺かに井伊本多と計らうて、守殿を迎へ参らせ、我身先陣に進み、兎角ためらふ程に、程なく守殿馳せ付かせ給ひてこそ、城をば遂に降しけれ、兩御所、嘉明が人々を催して、岐阜城を攻め、又守殿を待て城を落せし事を、深く悦せ給ひしとなり、世には村越が來りし時答へ申せし人を、福嶋左衛門大夫といふ誤れり、此事悦せ給て大相國家の賜りし御消息、今も其家に在りといふ也、かくて程なく徳川殿馳せ上らせ給ひて、九月十五日、美濃國關が原にして、東西の戦を決せらる、此年十一月伊豫の國にして、餘多の地賜りて、其功を賞せらる、やが

從四位は九年閏八月

家康公遺言してよく
嘉明を待たしむ一旦
志を失はば或は人の
爲に誘れんこゝ慮る
なり故に秀忠公の嘉
明を視る事常に恩意
あり
若君は三代將軍家光
公時に十九歳

嘉明の領する所の地
は藤堂と境を接する
を以て高虎勸めて會
津に徙さしむ云

三春 二本松
諸本共に前後相違す
今改む

松下重綱シケツナ
諸本共に長綱に作る
これも父子を誤れり
明成アキナヲ
補任の四位は五位の
誤なり

老

多賀井
眞鍋

倉兼川

て松山の城を構へて移る、十万石を給り、本領合て、其後嘉明常に關東に伺候す、同
き十八年十一月十八日、將軍家その家に入らせ給ひ、物多く賜り、獻る物また少か
らず、初め大坂の兵起りし時、其身は關東に留り、子息式部少輔明成、軍勢を率して
馳せ向ふ、再ひ兵起りしかば、將軍家の御陣に従ひ、明成又軍勢を率ゐて馳せ向ふ、
首百九切つて獻る、此年元和元年、嘉明從四位下に叙す、同八年九月十五日、若君御
鎧着初の儀あり、嘉明將軍家の仰を承て、御介錯に參る、希代の面目とぞ聞えける、
此時大相國家、かねて嘉明を召されて、大納言家に御鎧を召させまゐらすべし
とありしに頻りに辭し申す、御許なかりしかば、さらば家に還りて、よく思ひ計
りて後、御答をば申すべきにて候とて、御前を罷り立つ、やかて嘉明が子々孫々
に至るまで、長く一心を存すまじき由の起請文を書きて奉り、此上は御免うけ
給るべきにて候と申す、大相國家深く感しさせ給ひ、尙御許しなれば、遂に從
ひぬと、古き人の申せしなり
寛永三年八月十九日、侍從に任し、同き四年二月十日、餘多の地付て、奥の會津の地
賜ひ、若松の城に移る、十倍の地加られ、四又二男民部少輔明利に、三春の城を賜ひ、

三万 聳の松下石見守重綱、二本松の城を賜て、五万 嘉明に屬せらる、嘉明四十万石の外、二万石を預け
られ、明利重綱か所領 同き八年九月十二日、嘉明六十九歳にして卒す、式部少輔明
成、家を繼ぐ、寛永十一年七月十六日、從四位下侍從よなされ、武家補任には元同き
廿年五月三日、遁世して、所領の地、悉く收公せらる、從四位下とあり
明成が遁世せし事は、父の時より家の老に堀主水と云ふ者ありけり、明成は父
に似ずして、世人の嘲り笑ふ政事などありしを、かの堀、事に觸れては諫むる事
もありけん、主從の間不快なりき、堀が從者と、或者の從者と、爭論の事出來たり、
堀が從者、非據たる由を明成決斷す、誠は堀の從者の申す所、理ありければ、堀重
ねて、これを訴ふ、故に堀勘當せられて、剩さへ職事を奪る、堀やすからぬ事に思
ひ、舍弟多賀井又八郎眞鍋小兵衛と三人、宗徒の郎等八人、妻子從類すべて三百
餘人、寛永十六年四月十六日寅の刻ばかりに、若松の城を出て、中野といふ所よ
して、鐵炮を放ち、辰の時ばかりに、倉兼川に至り、往來の橋を燒斷ちて去りぬ、
明成此由を聞て、討手を差向けしかば、打漏しぬ、堀は鎌倉に忍ひ居たりしに、討
手むかふと聞えしかば、高野山に趣く、明成使者を立て、速に搦め取つて出さる

主水の妻子鎌倉の尼寺に隠れ居しをも捕へて之を梟す尼寺之を憤りて訴る所あり嚴有公の生母天樹院殿にも口入せられ因て其罪を正さる明成が自ら退きしにはあらず

明信アキナ
諸本明重に作る

明友アキトモ
安濃郡山田

べきよしを云せけるに、此山よは來らぬよしを答ふ、明成大に怒て、おのが所領に替て、かの家人を追捕せん事を訴へて、既に軍兵を高野山に差向けんとなす、堀こゝにも、たまりかねて、紀伊殿の御領に隠れ居たり、明成やがて紀伊殿に此由を申て、討手を差向く、堀かくと聞て關東に忍び下り、一封の書を奉りて、おのれ罪なき由を申し開く、左大臣家此よし聞し召され、申す所ことわりあるに似たれども、身既にかの家の司として、初めに兵を擧て城を去り、火を放つて橋を焼く、これ君臣の禮を失ひ、國家の法を亂る、其罪これ輕からずとて、明成が乞ふに依て、兄弟三人を賜る、明成大に悦び、同十八年の三月、堀が兄弟三人を、芝浦の別業にして誅しぬ、既に所領に申し替へ、家人を願ひのまゝに下し賜て誅しぬる上は、かくてもあるべき事ならねば、同廿年に至りて、身の病多く國務に堪へず、かるが故に所領の地、悉く奉る由を申して、遁世せしなり、嘉明が三男は盛物、明成が家の老にてありしが、家亡びし後京に籠り居て死せしといふ、明信といひて兄の同き六月將軍家嘉明が家絶えなん事を憐ませ給ひ、明成が男明友を召し出され、石見の國安濃の郡にして、所領の地下し給ふ、山田一万石なり、

大相國は秀忠公
左大臣は家光公

明友文學を好み心を性理に潛む元祿中一万石を増し近江水口城を賜ふ

民部少輔明利アキトシ
松下長綱幼雅なれば
滅跡に依て國替せし
なり

明利年四十三歳

彌三郎明勝アキカツ
正保二年二月死す一
に十三歳とす

明成の室は保科彈正忠直の女にて、大御所の御外姪なるを、大相國家の仰として尾張大納言義直卿の御養君として、配せ給ひしが寛永十三年の春、かくれ給ひき明友が母は、賤かりしに依つて憚る所やありけん家人堀部主膳といふ者の子としたりしを、左大臣家、知しめされ、父が時より見參に入りしとなり、其後明友叙爵して、内藏助に任ず、明成、子息が所領に下り、入道して休意と號し、年七十にて、寛文元年正月廿一日に死しける、
民部少輔藤原明利は、左馬助嘉明が二男なり、寛永四年二月十日、父嘉明、奥州會津の地を給ひし時、明利同國三春の城を賜ひ、三万石、明る五年、二本松の城に移る、本領の地を給ひし時、明利同國三春の城を賜ひ、是は松下石見守長綱に替れるなり、十八年三月廿五日明利率し家絶えぬ、
明利男子四人までありしよ、明利が存らへし中、子息ども見參に入れざりしかば、家絶えぬと世には云ふなり、明利が卒せし時、兄式部少輔明成、家人堀が事に亡びし冬に、明利が嫡男彌三郎を召し出されて、三千石賜ひしが、廿三歳にて死したり、子なければ所帶收公せらる、二男平八郎は舍兄に先立ちて死したり、三

第七十

第七下 加藤 二十二

三左衛門嘉選 ヨシトホ
源左衛門明重 アキシゲ
万治元年三月賜祿

和泉守高虎 タカトラ
累世近江犬上郡藤堂
村に住して藤堂と稱
す源介虎高は同國甲
冑の住人三井乗組の
次男藤堂忠高の家を
繼ぐ
白雲入道八十四才に
て慶長年十月終る

阿閉貞秀 サダヒデ
磯野秀家 ヒデイヘ
織田信澄 ノブズミ
信長公の弟信行の子
豐臣秀長 ヒデナガ
秀吉公の異父弟
別所 ベツショ
鳥取 トリ
冠城 カウシロ
高松 タカマツ
山崎 ヤマザキ
松崎 マツザキ
小牧 コマキ

丹羽長秀 ナガヒデ
仙丸高吉 タカヨシ

秀俊は秀長の妹の子
にて關白秀次の弟
猶子は親族の子を我
が子とするもの兄弟
之子猶子とあるより
此稱あり

唐島は巨濟島の事
釜山 南海
南原 蔚山
加藤譜に訓せり
大洲 オホス

一本に太閤薨し給ひ
し時徳川殿宗徒の人
々豊臣家の奉行等
を引返し給ふべきに
御使に差遣さるべき
勇謀才力ならん者
は叶ふ可らずと多く
の人を遣ふ徳川殿此
高虎に若く者ある可
らず云々とあり

男三左衛門、四男源左衛門程へて後、御家人に召出され、祿米千俵づゝ賜ひしな
り、

藤堂

左少將兼和泉守藤原高虎は、初名は與右衛門と申、叙爵して佐渡、近江國住人藤堂入
道白雲が子、白雲初め源介虎高、守に任し、其後和泉守と申せしなり、淺井備前守長政が家人、生年十五歳、姊川の合戦に
高名し、十七歳にして、淺井が家を去りて、阿閉淡路守が許し往き、こゝをも又立ち
出て、磯野丹波守秀家が許し在る事數月にして、織田七兵衛尉信澄の家に住き、丹
波國靱井の城の戦に高名し、其後大和大納言秀長の家人となり、播磨の別所を討
れし時に先駆し、江馬の一揆せめ平らけしかば、所領の地加へて、其功を賞せらる、
初め秀長三百石をたまひ此た、鳥取、冠城、高松、山崎、志津が嶽、大和の國の戦に先懸
ひ三千石の地を給ひしと云、鳥取、冠城、高松、山崎、志津が嶽、大和の國の戦に先懸
して、其功これ多ければ、秀吉より所領の地賜ひ、秀長又新恩の地を加へらる、秀吉
千石、秀長より三百石を給ひ、其後勢州松が崎、尾州小牧の功に依りて、秀長また所
領の地を加へ賜はる、紀伊伊賀の國にて、五千四百石を加へ、かくて紀伊阿波等の亂
を平け、筑紫の陣に日向の國の先陣して敵を破る、初め秀長大納言、丹羽五郎左衛

門尉長秀が二男仙丸を養て子とす、天正十六年に至て、秀吉の仰にて、仙丸を以て
高虎が子となされ、藤堂宮内少輔高吉と申す、秀長又高吉に所領の地を與へらる、
爰に於て、高虎高吉父子、天正十九年四月廿二日、秀長薨して、猶子秀俊家を繼きて、
二万石の地を領せし也、中納言に任す、文祿元年朝鮮の軍起り、秀俊名護屋の陣にあり、高虎軍の事を承り、
二十人を引率して、釜山に陣し、唐嶋を攻め、番船百四十餘艘を取て、首を切る事百
六十餘、其後釜山南海等の城、攻め落し、同二年六月、晋州の城を攻破り、高吉生
年十六歳、自ら槍取て、多くの敵を討つ、同二年、高虎高吉歸朝す、同四年四月、中納
言秀俊薨せられしかば、高虎警きつて高野山に逃る、秀吉召されし事度々に及び
て、高虎大坂に參る、やかつて伊豫の大洲の地賜る、五万石を加へられて、慶長二年八月、
高虎高吉、再び朝鮮に渡りて、南原の城を攻め、首貳百六十九を切つて獻る、蔚山の
後卷せしに至て、高吉また先を懸けて敵を破り、同三年六月、父子共に召歸され、所
領の地を加へ給て、勳功の賞を行はる、加へらる、此年八月十八日、太閤薨し給ひし
かば、宗徒の人々、大坂の奉行等と、本朝の軍勢を返さるべきよしを議して、其使を
選らばる、徳川殿この高虎に若く者あるべからずと仰せられしかば、衆議もまた

家康公の上洛は天正十四年十月にて高虎は年三十一歳なり一本に其家人云々の八字を又かの大納言家のおさななりければの十六字さす

加藤清正、加藤嘉明、淺野細川池田黒田福島森有馬金森京極の人々皆來りて伏見の館を警衛す其機密の事は高虎と黒田如水父子の外知る者なし高虎又弟内匠正高を以て質として江戸に送るこれ大名の人質を奉る始めなり

河戸今は合渡大柿今は大垣諸將勢に乗じて直に三成と戦はんとす高虎之を止めて徳川殿の至るを待たしむ徳川殿熱田に至る先づ高虎をめして問ふ

一決して高虎御使の事を承る、さても徳川殿高虎その任に當れる事を知召されしは、むかし初て御上洛ありし時、關白悦ひ給ひしこと大方ならず、舍弟秀長大納言の家を御旅館と定めらる、高虎其家人たりしかば、御儲の事共を承る、關白殿此後も徳川殿をりくの上洛はありなん、されば御館なくしても叶ふべからず、聚樂の地を點して、御館造り出して參らすべきよし、秀長卿に仰せられしかば、高虎また經營の事を司りしより、日々に親しう伺候せしかば、彼れが心の底も能く知召し、彼れ又徳川殿の御情に感じ奉る事も多りき、かくて我が朝の諸軍勢、事ゆゑなく歸朝し、幾程なく、大坂の奉行等、密かに謀て、徳川殿失ひ參らせんとす、高虎是を聞て、急ぎ伏見の御館に參り、此由を告申し、また大坂より歸て御方すべき人々を催す、一心なき御方人なりしかば、此後度々御大事に及ばせ給ふべき事ありしかど何の御恙もわたり給はず、奥の景勝中納言御退治の時、高虎從ひ參らせて下向す、其御跡にて、上方の軍起りしかば、高虎また先陣の人々と打連れて馳せ上る、此時御暇乞申すとて、密かに申けるは、抑も此度御方より參て、先陣承り馳せ向ふ大名等、多くは故太閤の恩蒙つたる輩にて、殊には當時妻や子ども、大坂に留め置て

候へば、心の奥はかり難し、相構て高虎が催し奉らざらん内は、御上りあらん事、然るべからずと申して上る、御方の人々、岐阜の城攻落し、河戸の合戦して、大柿の城に向ひ、赤坂の宿に陣取りし後、高虎早馬を參らせて、急ぎ御上りあるべしと告げ申す、關が原の戦には、先陣に在つて、松尾の山に向ふ、凡そこの年月、彼れは徳川殿より大忠の者なりければ、此年慶長五年十一月、彼の本國にして、餘多の地加へ賜ふ、元は八万石とも七万石とも申なり、徳川殿の御恩かうふ、同き十一年備中國にて地りて廿万石を領す、此後和泉守になさる、何時の頃にか、同き十一年備中國にて地加へらる、城主譜に出づ、二十二年八月、伊賀國に伊勢の地をへて賜て移る、凡九百五十石なり、城主譜に、此内伊豫にて二万石つ、十四年、淡路の國の人々、伊豫の地に移さけて、今治の城領する事舊の如しと云々、十四年、淡路の國の人々、伊豫の地に移さる、淡路の國をば高虎が兵して守らせける、此年、四國の大名等が、戦艦悉く破り棄つ手に受、十五年の秋、丹波の國龜山の城築かる、高虎自ら財を以て、城の層樓造り出けて、奉る、世に殿主と、十六年の夏、加藤肥後守清正卒し、息男未だ幼稚なりければ、高虎仰を承り、肥後の國に趣き、彼の國務を沙汰して、明る十七年の春に至て歸れり、十八年の冬、富田信濃守知信、罪せられて、伊豫の國宇和島の城、收公せらる、同き十月大御所、高虎を關東に召して、富田が領せし所、當年の所務の事、汝が沙汰に

法馬は分銅の漢名、
豊太閤豫め黄金の大
法馬を造り軍國の用
に備ふ其量四十八貫
目これを千枚分銅と
稱す蓋し改鑄して大
判千枚に造るべきを
以てなり

本多正信マサナ

任すべきよし仰下さる、十九年の冬、大坂の兵起りし時、高虎一方の大將承り、大和の國の軍勢、引具し、大和路より向て城を攻む、城中より高虎が返り、忠の事漏れ聞えしかば、大御所更に疑はせ給はず、常に高虎を御陣に召して、軍の評定に預る、高虎糧米一万斛を獻て、軍用を助け奉る、和睦事成て後、明る元和元年の夏、再び兵起りしかば、河内路の先陣して、五月七日同八日、兩日の合戦に、多くの敵を打破つて、首八百六十八を切て獻る、軍既に畢て後、同廿八日、大坂城中より取り得たる黄金の大法馬を、二條の御所に獻る事あり、是は故太閤事あらん時に用るよとて、凡そ黄金一千枚を以て法馬一つに造らせて、多く積み貯へ給ひし所なり、大御所此法馬二つを高虎に賜ふ、閏六月十九日、從四位下にのほせられ、七月廿日伊勢の國鈴鹿の郡を加へ賜ふ、凡廿七万九百五十六石を領す

此時高虎自ら功多くして賞少きを憤て、これ必本多佐渡守が爲に申留られし所なりとて、安からぬ事に思ひけり、此日正信參て、高虎を賀しけるは、おことは定て自ら功多くして、賞の少きなるを憤り思ふべけれども、誠は西國の内にして、大國一つ賜ふべき由、兩御所の仰ありしに、正信止め申せしなり、正信申せし

高虎常に不學を悔い、
儒を召して道を問ひ、
好んで資治通鑑を聴
く、大御所將軍曾て政
の要を問ふ高虎人を
知て委任疑ふ事なき
にありと申す、
藤堂家書上に、先祖
藤原守高虎、權現様
御病中、御側近く被
召、數十年の忠誠、
只々名殘惜く、高虎
落涙被遊候、高虎平
伏、御高恩難有奉存
候、來世にても、不
相替御奉公可申上
旨、申上候へば、宗
旨違ひ候、御側を退
上意に付、御側を退
出、直に南光僧正
の旅宿へ參り、御意
の趣申述へ、今日よ
り天台宗に改宗致度
申候へば、被成下候
御弟子に被成下候
利致故、即刻登城仕
只今南光僧正と、師
弟に相成り候上は、
奉公可仕と申上候へ
ば、御満足に被思召
候とあり

久能
紅葉山
忍岡今の下谷區上野
其地高虎が所領なる
伊賀上野に似たれば
上野と呼び、今日に

は、高虎が年頃の功、忘れ給はで、かれが家の久かるべき事を思ひ給はゞ、賞は輕きに若くは候はじ、君いま彼が悦ひ思はん事のみを謀り給はんには、如何なる大國をも賜るべくや侍らんと申せしかば、兩御所誠に汝が申す所ことわりなりけりとて、賞はかく輕かりき、相構へて、兩御所の深き御惠み忘れ給ふなどいひしかば、高虎感涙を催して、有難き事に思ひけるとぞ、誠なるにや、

此人ひとり大御所の御覺よきのみにあらず、將軍家も頼しき者に思召し、大御所に仰せらるべき事など、高虎して仰せらるゝ事共ありしとぞ聞えし、常に御前近く侍ひて、御政務の事をも議り、また諫め申すべき事あれば、憚る所なく言葉を盡しき、元和三年、山城大和等の國にして、地加へ賜る、五万

初め大御所薨し賜ひし後、駿河國久能の御社を、下野國日光山に遷さる、彼所は猶程隔りぬ、年々の御唐拜の便りならざるが爲に、紅葉山の地を卜して御社造らる、高虎思ひけるは、抑も大御所は、當代の太祖にて、世々の兵亂を攘つて、再び天下の泰平を致し給へば、凡そ天下の士民、誰かは其徳を仰ぎまゐらせざらん、然るに此御社も尙都城の中に在て、御家人を初て、天下の士民の參り詣でん事

上野公園となる、都
會市街に接近して、
るは、世界萬國にも
多くあらざる遊園な
りさう

日光三社と申すは東
照公天海僧正高虎朝
臣の三人なりと申傳
ふ

御願寺は東叡山寛永
寺なり
寛永八年建立後水尾
帝敕額を賜る

高次タカツク
高虎藩主阿閉兵部少
輔の妻を迎へて高
次を生むとい

大學助諸本頭とす
れど寛永十一年侍從
大頭となりたれ
ば改めたり

高次年七十六歳
高久タカヒサ

佐渡守高通タカミチ
久居
正次郎諸本庄次郎に
作る名は高貴とあり
宮内少輔高吉 タカミチ

此條諸本共に首に附
の字置て細字低書す

長秀時に若狭の十萬
石を領す柴田勝家は
越前を領せり
出石

此外高虎の兄弟の子
孫皆藤堂の家に事て
家臣となる、仁右衛
門新七宮内等はなり
宮内は伊賀の名張に
居り一萬五千石を領
す

美作守忠政タマヤサ
可成ヨシナリ

長一ナガカツ
一に長可に作る
泰家タスイヘ
土岐頼貞ヨリヤダ

叶ふ可らず、あはれ城外に御社一所を造て、天下の士民と共に齋き祀り奉らば
やと思ひ立ちて、此由を望み請ふ、やがて御許を蒙りてければ、忍の岡の別業を
毀ち、地拂ひて、御社を造り出す、其後、寛永年中、彼の岡に比叡の山移されて、御
願寺御建立ありしかば、長く國家鎮護の靈場とは、なりしとなり、

寛永二年十一月十九日侍從に任じ、同三年八月十九日、左少將に轉じ、年七十五歳
にして、同七年十月五日に卒しけり、左少將高次、高虎が男、初め幼けなかりし時、
伏見の御館にて、大御所の見參に入り、慶長十一年正月廿八日、關東に參て、將軍家
に見參し、元和二年正月十九日、大學助從五位下になされ、父が家繼で寛永十一年
七月廿二日從四位下に叙し侍從に任ず、寛文六年十二月廿八日、左少將に轉じ、同
九年九月廿九日、致仕し、延寶四年十一月十六日卒す、その子從四位下和泉守高久、
家を讓られて、此年寛文九年十二月廿五日侍從に任ず、

佐渡守藤原高通、高次が二男なり、伊勢の國久居の地を分ち讓らる、五万石高次が
三千石の地を分
ち讓られしなり、
藤堂宮内少輔高吉は、丹羽五郎左衛門長秀が三男、幼名ハ仙丸、天正十年の春、太

閣秀吉いまだ羽柴筑前守といひし時、長秀が家に酒宴せられし日、舍弟美濃守
秀長に男子なく、御子一人賜るべしとて、仙丸が四歳なるを請て、秀長の子とす、
此年六月信長討れ給ひし後、柴田羽柴、不快の事起る、長秀柴田と親しく、領國亦
境を同じくしたれば、頼て仙丸を取て、但馬の出石城に置く、これ長秀が柴田に
組みすまじき事を謀れるなり、明れば天正十一年秀吉柴田を討ちし事、長秀が
與力せしが故なれば、悦ぶ事限りなく、仙丸も亦秀長の寵愛淺からず、仙丸十歳
の時に及び、秀吉の仰として、藤堂佐渡守高虎の子になされて、藤堂宮内少輔高
吉とめさる、高吉養父高虎と共に朝鮮の軍に、度々の高名を顯し、關が原の合戦
の時、父と共に關東の御方して、自ら彼處に戦ふ、高虎所領の地を給ひし時、本領
たれば、高吉又一二万石の地を分ち領す、其後高虎、高次を生む、實子なれば、高次
父が跡を繼ぎ、高吉は終に家臣の如くになり果て、其子孫今に藤堂の家にあり、

森

左中將兼美作守源忠政は、三左衛門尉可成が六男、舍兄武藏守長一が嗣なり、はじ
め陸奥守義家朝臣の六男、森六郎義隆の末葉、美濃の國の住人森左衛門尉泰家、當

定明サダメアキラ
天文二十一年國亂れ
戰死す

泰政テイセイ
系圖には源某とのみ
寛政譜には可行なす
齋藤利政

一本に入道道三可成
が智謀勇略尋常の人
にあらざる事を知ら
ずされば可成が事
所其心にもあらす尾
張の織田上總介信長
此由を聞き給ひ如何
にもして可成召使に
やと思ひ色々に謀て
遂に家人とされぬ
さあり

坂本は近江なり淺井
朝倉の軍を防て死す
四十八歳

此年四月長男可隆手
筒山に戦死す十九歳
京家は上方さいふ
か如し
更級 高井
水内 埴科
海津 岩村
蘭丸長定十八歳
坊丸長隆十七歳
力丸長氏十六歳
三七信孝は信長三男
金山
信孝は信長公の三男

北畠信雄
池田信輝
犬山 羽黒
長湫
秀吉長一に遠江駿河
を與ふ事を約す
千之助忠政年十五歳
長一年二十七歳
井伊池田の譜見合す
へし

大和納言秀長の女
十五年二月侍従に任
す川中島侍従さよぶ

遠侍中内侍に對せる
外侍の訛稱轉字にて
元來は表門内の番所
を云ふ但し本文は表
書院など指したる者
なるべし

叔父對馬守可正も同
じく御館に至る
中納言は秀忠公

眞田昌幸マキダマサユキ
信州上田城主

國の守護土岐伯耆守頼貞に屬せしより、累代の子孫、彼家の被官たり、天文年中土岐兵部大輔定明が亡ひし時、泰家九代の孫左衛門尉泰政戰死す、三左衛門尉可成は泰政が嫡男なり、可成初め齋藤山城入道道三に仕へ、其後織田上總介信長の家人となりぬ、織田殿美濃の國を從へ、今川の多勢を破り、義元を討ち、武威を近國に奮ひし事、偏に可成が謀めしきりに因る所なり、元龜元年九月坂本の合戰の時、一戰に利を失ひ、忽に討死す、彼の二男武藏守長一、初め勝藏父に劣らぬ剛の者、十六歳より軍して、度々の高名を顯はし、當時京家の輩は、鬼武藏とぞ名付たる、甲斐の武田が亡ひし時、長一先陣を承る、信濃甲斐上野等の國々打從へ、信濃の更級高井水内埴科四郡を賜て、海津の城を築く、前亡の餘類、こゝかしこに蜂起したるを押寄せ押寄せ打破て、首三千を斬て、織田殿へ參らす、舍弟蘭丸美濃の國岩村の城を賜ふ、五万是れしかしながら、父可成が舊功に報せられし故なりけり、此年信長討れ給ひし時、蘭丸坊丸力丸三人の兄弟、一所に討死す、武藏守此由を聞て、急ぎ都に馳せ上り、明れば天正十一年羽柴筑前守秀吉、越前の柴田を滅し、美濃の屋形を三七失ひまらせ、美濃の國金山の城を長一に與ふ、十二年の春、秀吉また北畠殿失はん

とす、長一が舅池田紀伊入道勝入これに組す、長一同く秀吉の方人して、三月十七日、尾張國犬山の邊羽黒といふ所にて、徳川殿の先陣酒井左衛門尉忠次等と戰て、散々に打なされる、長一口惜しき事に思て、速かに討死して、此度の恥、雪かん者をと思ひ定め、舍弟千之助、世嗣たるべき由、一封の書に記し、秀吉の方に殘して、四月九日長湫の戰に討死せり、後秀吉此書を見て、さては兼てより、我が爲に死を決してけりと、深く感じ、遺言に任せて、舍弟に家繼がせ、羽柴を名のらせ、右近大夫になり、忠政とめす、明れば十三年七月、自ら關白せし時、忠政にも侍従させ、我姪を以て彼妻とせらる、同十八年、信濃國川中嶋の城に移る、十二太閤薨じ給ひし後、大坂の奉行等、窃かに軍勢を催し、徳川殿のまします伏見の御館を襲はんとす、徳川殿の方にも、餘多の大名、馳集て御館を守護し參らせんとす、斯ては中々世の騒ぎとも成るべしとて、まづ人々をば歸さる、忠政一人、人々に後れ、遠侍に伺候して己が館には歸らず、徳川殿此由を聞召し、重ねて御對面あつて、其志を感じ給ふ事淺からず、程なく東西の軍、一時に起りし時、忠政初め東國に馳せ下り、又引返し、中納言殿の御供して山道を上り、眞田安房守昌幸を防がんがため、本國に留る、慶長八年二

信州上田城主
眞田昌幸マキダマサユキ
信州上田城主
二一七

津山の城を築く
此迄は羽柴と稱せし
なり

十一年七月七日卒

重政元和四年六月卒

年二十六歳

虎松丸九歳

忠廣寛永十年八月卒

年三十二才

長繼ナガツグ

關成次ナリツグ

忠繼ナガツグ

長武ナガツグ

忠繼の卒ハ此年二月

なり万右衛門は嫡孫

承祖せしにや

万右衛門後に美作守

長成といふ元禄十年

卒す故ありて封を收

む長繼猶生存しけれ

ば更に備中の西江原

二萬石を賜ふ

對馬守長俊ナガツグ

備前守長政ナガツグ

月六日、美作の國を賜て移る、千五百六 大坂前後の軍に従て、打取る首二百六つを

獻る、其後美作守に任じ、本姓に改め森と名のる、寛永三年八月十九日、左中將とな

さる、少將を歴たりしにや、其事武家補任には見ぬ、同十一年六十五歳にて卒す、嫡子大膳亮重政、二男虎

松丸、三男右近大夫忠廣、皆悉く父に先立ちて卒す、忠政、外孫内記を養うて嗣とす、

侍従長繼則ち内記、忠政の外孫にて、家人關民部成次が嫡子、外祖忠政の嗣となり、寛永

十一年從四位下、十七年侍従、延寶二年四月廿六日家を譲る、嫡子從四位下美作守

忠繼、家繼ぎし年、三十八歳にて卒し、其男万右衛門と申、幼けなかりしかば、成長の程、忠

繼の弟伯耆守長武、權に國の事を行ひ、延寶二年十二月侍従に任す、

對馬守源長俊、長繼の三男、延寶四年四月廿五日父が請に依て、所領を分ち賜ふ、

一万五 千石

備前守藤原長政關と稱す、美作守忠政の家人、關民部成次が二男、母は忠政の娘なり、

舍兄長繼、忠政の家繼きて後、長繼が請に依て、將軍家に召出され、長繼所領を分ち

與ふ、二万石

藩翰譜七之下 終

藩翰譜第八上

毛利 後賜松平

中納言輝元入道宗瑞は、參議大江朝臣音人十代の孫、前陸奥守正四位下廣元の後胤なり

家の系圖には、平城天皇の皇子阿保親王の御子、備中守本主の子、音人初めて大

江の姓を賜ふとしるせり、新編纂圖も是れに同じ、たゞ本主に姓を賜ふと記る

せるのみ異なり、本朝皇胤紹運録には、音人を阿保親王の御子の列に載せたり、

然れば大江の姓は阿保親王の御末と見えたり、されども、公卿補任には、大江朝

臣音人は備中介正六位上本主が男、先祖本姓は土師なり、延暦天子の外戚を以

て、改めて大枝となる、音人に至て、枝を改めて江となす、母は中臣氏、阿保親王

の侍女と云々、拾芥抄に大江は右京の人士師の宿禰淨繼、大枝の朝臣の姓を賜

ふ、貞觀八年三月廿二日大江とす、此二書に依れば、大江は、もと土師姓なり、新

撰姓氏錄に、土師は天穗日命十四世の孫、野見宿禰の後也とあり、されば大江の

先は天穗日命より出て、平城天皇の御裔にはあらず、江談抄を見るに、菅家は土

この第八の巻は總て關原の戦に大坂方の大將たりし家々の譜なり
中納言輝元アサモト 音人オトノド 廣元ヒロモト
阿保親王の侍女姫めるを大枝本主に賜りて音人に生れしなりと日本史氏族志に載せたり
大枝貞觀八年音人奏請し枝の幹より大なるは必摧く本支長固の理にあらず因て枝を江と改めん字異なれども稱同しと赦許ありて大江と改む
土師は野見宿禰の賜はる姓
淨繼ヨシツグ
天穗日命
江談抄は大江匡房の雜記

江師は匡房曾て太宰帥なる
右大將頼朝卿
政所鎌倉幕府政令を司る所
藤原頼經ヨリツチ
季光諸本共秀光とす
るは誤り今改む
季光入道し西阿波
號す寶治元年三浦の
亂に戦死す
毛利は愛甲郡
吉田
多治比和名鈔丹比
治部少輔弘元ヒロモト
少輔太郎興元 オキモト
元就モトツナ
元綱モトツナ
父の少輔より太郎次
郎三郎と稱せり
就勝ナリカツ
興元永正十三年八月
廿四歳にて卒す
幸松二歳にて繼ぎ大
永三年天守九歳なり
尼子經久文明十七年
自立して守護と稱す
足利十代將軍義植
大内氏は建武中周防
介弘世防長兩國守護

師姓なれば子孫多けれども、官位至らずとて、土師姓の事を誹りてしるす事あり、江帥自ら土師の子孫たらんには、おのが先祖の事、かくはなさいひけん、公卿補任には、母は中臣氏、阿保親王の侍女とあれば、もしくは音人實は親王の御子なるを本主が子とせしにや、覺束なき事なり、

廣元初め鎌倉右大將家の政所の別當となり、頼經の時に至て、四代將軍の遺老、當代の有職にて、凡そ將軍家の例式、多くは此人の撰み定めし所なり、廣元の四男毛利左近將監季光、始て安藝介に任じ、季光を新編纂圖に季元につくる、又毛利と名のせしと見ゆ、子息等初め、事、東鑑を按るに、廣元相摸國下毛利の庄を領て、かくは名のりしにや、季光が子孫、安藝國高田郡吉田庄の地頭職に補せらる、季光十一代の孫、備中守弘元、當國高宮郡多治比郷に住し、四人の男子あり、嫡子備中守興元、一男少輔次郎元就、三男少輔三郎元綱、四男上總介就勝、興元早世し、其子幸松丸八歳にて家を繼ぎ、十三歳にて死す、一説幸松丸九才に元就就勝、興元が遺領を争ふ、出雲國の守護尼子伊豫守經久、就勝に方人して、元就を打亡さんとす、元就頓て吉田の城に立籠て、其由を以て義植將軍に訴ふ、將軍より本領安堵の御書を、元就にこそ下し給ひけれ、元就また長門の國に使立て、大内左京大夫義興に屬す、

に任し六世にして義興に至る本書第六山口譜に詳也

永正十一年諸本共に四年とす誤る安西軍策には十四年とありされど元就明應六年生なれば十八歳は十年なり因て改む
武日氏は承久中甲斐守信光安藝守護を兼む十二世にして元繁に至る
吉川興經 オキツネ
吉川は藤原姓其先吉香三郎經義駿河の吉川に住して氏とす支孫經高安藝に移り山縣郡小倉山の城主たり十世にして興經に至る
猿掛山
山縣郡
尼子晴久ハルヒサ
陣堀一に陣城を作る
陶晴賢ハルカガ
入道して全姜と號す
武田清重キヨシゲ
金山は佐伯郡武田氏代々の居城なり

毛利家傳には此頃元就三百貫の地を領すといふ、一説は興元の遺領三千貫の地なりしともいふ、又是より先き元就、母の譲りを受けて、多治比七十五貫の地を領し、三百餘人を召し集めて、猿掛山に要害を構へて住せしともいふなり、初め永正十一年十月當國の守護武田太郎左衛門尉元繁、吉川駿河守興經と戦ふ事ありしに、吉川は、當國山縣新庄を領せしとなり、元就生年十八歳、吉川を助けて、武田が勢を打破り、元繁と組んで首を斬る、興經悦ぶこと限りなく、頓て其娘を以て、元就が妻となす、天文九年八月、尼子伊豫守經久、嫡男右衛門督晴久、父子六万騎を従へ、吉田の城に向ふ、元就僅かに八千人を引具し、一日の間戦ふこと三度に及び、手合の戦、既に勝軍したりけれど、敵もとより多勢なれば、陣堀二箇所に構へて、遠攻にこそ、したりけれ、大内此由を聞て、陶尾張守晴賢に、一万騎を附けて、元就を助く、明れば天文十年正月七日の戦に、元就先陣して、尼子が多勢を打破りぬ、毛利尼子と戦ふ事、年を経て、其勢既に疲れぬと見てければ、武田刑部少輔清重、父が仇、報せんとして、五千餘騎を率して、吉田の城に向ふ、清重は元繁が子なり元就また武田が勢を打破り、首七百三十餘斬て、同き年の三月、清重が金山の城に押寄せ忽ち攻落し、武田は終に亡び

義隆は義興の子なり
正三位太宰大貳にて
死する時四十五
子隆元京師に遣り奏
して賊を誅せん事を
乞ふ詔ありて之を許
するこゝに於て名正
しく大志を得たり然
れども大内氏の後を
立てざるこゝ不審
宇喜多直家は其主村
上宗景を追ひ備前國
を押領せし者
小早川は本書第十二
金吾譜に詳なり
吉川元春モトハル
小早川隆景オカガザ
これを兩川と稱す
永祿五年十二月晴久
卒年四十九歳
尼子義久ヨシヒサ
佐用郡上月
勝久カツヒサ
通久ミチヒサ
天正五年秀吉公尼子
氏を助けて出雲を侵
す上月の城を山中鹿
之介幸盛をして守ら
す明年輝元又上月の
城を復しければ幸盛
降人となりて出で輝
元の爲に殺されたリ

てけり、かゝる所に天文廿年九月朔日、大内左京大夫義隆、尾張守晴賢がために、失はれぬ、元就是を聞て、速に晴賢を誅して、義隆の舊恩に酬いんとて、又晴賢と戦ふこと年を経て、弘治元年十月晦日の夜、晴賢が六万餘騎、嚴嶋に陣したるに、元就が兵二万人、兵船に取乘て押渡り、夜に紛れて切て懸る、陶が軍勢、一支も支へずして、さんくゝに逃げ散るを、首四千七百十八きつて捨つ、晴賢遁れかねて、終に腹きつて死す、かくて晴賢が押領せし國々を従へて、備前の國をも攻めしかば、宇喜多直家降参す、嫡男隆元を、周防の國に留めて、豊後の大友を守らせ、我身は二男元春、三男隆景を打連れ、出雲國に向ひ、尼子と戦ふ事、すべて七年、晴久死して其子右衛門督義久繼ぎ、永祿九年、及ひて、終に富田の城を攻落し、右衛門督義久降参す、長田延命寺に住し 瑞閑と號す

元龜年中、尼子の一族孫四郎勝久、出雲國に打入り、因幡伯耆の國々彼れに隨ひしも、遂に毛利がため、打破られ、其後播磨の國、佐用郡上月の城に立籠り、織田殿西國に發向あらば、先陣仕るべしと申せしかば、天正六年、毛利がために打負け、勝久并舍弟助四郎通久自害す、義久入道瑞閑が子孫は、毛利の家に在りて、

元就十二歳の時、嚴島へ詣りて、安藝の國主が若君の安藝の國主と云ふを聞て、汝何ぞ天下の主ならんことを祈らざるや、天下の主となすべし、一方の主となすべし、今一國の主となすべし、今一國の主となすべし、城の主たるに過ぎず、と云ひしは、是に至はなれり

敷島の道は歌道の事、既に伊達譜に註せり

詠草二卷、春霞集、題す上巻和歌七十餘首、三條實澄卿の序あり、下巻は連歌發句にて、紹巴の奥書あり、共に元龜三年二月と記す

集外歌仙に題柳、青柳の絲くりいたす、その初めなるらん

踐阡は皇太子の天の行はせ給ふ事、其大禮を、行はせ給ふを即位、永祿三年正月二十七日即位禮を行はる元、就米一千石、金若干兩を献して、其費用に供

今は佐々木と名のるといふ、かくて元就が領するところ、安藝周防長門備中備後因幡伯耆出雲隱岐石見、合せて十箇國、自ら十州の太守と名のる、年既に老いぬれば、隆景元春を大將として、西國四國に師を出し、また備前の宇喜多が叛きしをも、子息等に攻めさせて、我身は安藝にぞ住しける、この人弓馬の道に暗からざるのみにあらず、敷島の道にも心を寄せ、よめる歌、秀逸の作多く、三條西殿を判者として、詠草一卷えらび、大江朝臣元就詠草とて、世の人いまも傳へけり、されは文武の名譽、四海の内に遍かりき、中よも人皇百七代正親町院の御宇に當りて、弘治三年十一月廿七日、御踐阡の事まし、くけれども、五畿七道、一同に亂れ、三年を過ぐるまで、御即位の禮、行はるべきやうもなかりしに、元就これを聞きて、彼の科を調進し、大禮既に成りしかば、其勳賞として、大膳大夫になされ、菊桐の御紋、下し賜ひ、又陸奥守になさる、是れは先祖廣元の先蹤を追はれけるとぞ聞えける、足利殿も義輝の御事此事を御感あつて、錦の御鎧直垂を下し賜ひて、鎮西の守護職に補せられしは、あり難かりし事共なり、元就多くの男子あり、嫡男隆元、大膳 一男元春、吉川 三男隆景、小早川 四男元

善 繪 譜 第八上 毛利 三

の内は御目に懸け候
其警紙を元就公戴き
一は我神へ入よ一は
一通は輝元公へ上置
けされ申候其條中
毛利家より我死して
後天下の心懸く可ら
ず一の筆に御請文
然れば今日の起請文
を破り候得者冥途に
被成御坐候父元就公
への御別心なり一つ
は殿島明神の御討又
も破るに似たりと
申ける元春へ異見被
道りに責られ生合點
に納め申候
福原廣俊ヒロトシ

天正十四年十一月に
吉川元春卒年五十七
慶長二年六月小早川
隆景歿年六十三
從三位は文祿三年正
月叙を正す
小田原の軍には輝元
留りて築築に居る

關白五大老を置かれ
輝元一人たり其他
四人は
徳川家康
前田利家
浮田秀家
小早川隆景
奉行は石田三成等
所領は江州佐和山
家康公は東三十三國
を治め輝元猶ほ西三
十三國を治めんとを
約す
千鳥
荒波
安國寺惠瓊は親僧に
て安藝の人なり初め
南禪寺縁司となり其
頃より秀吉公と交あ
り其人才辨ありて毛
利和睦の事を調へし
むば更に秀吉公の寵
も信任され又輝元朝に
寺に住せり或書に秀
吉公より伊豫の國に
て五萬石賜ひしとあ
り
此時輝元兵四万を率
ゐて大坂に至り留て
謀主なる伏見城の
主將鳥居元忠の首を
得し時輝元秀頼に代
て之を寛檢す
秀元は叔父元清の男
別に譜あり

甚た以て不敵なり、然るに今初めの言葉に引替へて、秀吉と中違ひしたらんには、
永く兩家の仇を結び、我が家、遂に彼れが爲に亡びん事、遠き日にあるべからず、只
この儘に中直りして、前途後榮を、此人と共に期し給ふよ若くべからずと、餘義も
なく申されしかば、福原越前守廣俊、秀吉の陣に行き向ひ、信長の死を弔ひ、和睦の
事、變ずべからざる旨、輝元を始めとし、吉川小早川の人々、皆起請文を送られた
り、秀吉大に悦で、此よしみ長く易ふ事、あらじとて、これも起請文かきて給ひけ
り、此上は逆徒速かに誅伐あるべしとて、明れば六月六日、秀吉備中を立て都に趣
く、輝元やがて秀吉に加勢して、叔父藤四郎元綱に、桂民部大夫附けて、人質にぞ出
されける、此時秀吉の請に依て、鉄砲五百挺、弓 程なく、明智亡び、天下遂に秀吉に歸
されける、百挺旗三十流を以て援けしなり せし事、隆景の思に違はず、かゝりし後、秀吉毛利がこと愚をかよ思ひ給はず、自ら
關白に任じ給ひし時、輝元に従四位下させ、次第に官位昇進して、天正十六年四月
十日、參議に任じ、慶長二年三月十日、從三位權中納言に至り、一門多く納言侍從に
歴昇る、此時輝元、安藝周防長門備後隱岐出雲
石見等を領し、百二十万五千石といふ、 筑紫の陣を始めとして、朝鮮七年の
軍に至て、或は自ら打向ひ、或は軍勢を差向け、城守らせ、軍させ、度々の戦功少か

らず、慶長三年の秋、太閤薨じ給ひし時、御跡の事、頼み給ふよし、輝元に仰せ置れ
き、同き四年の春、大坂の奉行等、利家秀家輝元等を初め、宗徒の大名勧めて、徳川
殿失はんとせしかども、事ならずして、石田三成、職を去つて、己が所領に引き籠る、
明れば五年の二月、輝元おのが館に、徳川殿を請じ參らせ、兩家兄弟の好みをなす
べきよし、起請文を書いて獻る、毛利の家に傳りたる千鳥荒波といふ二つの刀あり、
千鳥をば太閤へ參らせて、荒波ばかりぞ残つたる、此日かの荒波を徳川殿に奉り、
頓て本國に下向す、此年の夏、徳川殿、奥の上杉、退治のため、御發向ありしかば、輝
元、吉川安國寺等を大将として、軍勢をさし下す、かゝる所に、安國寺の惠瓊、石田三
成にかたらはれ、輝元を、とかく勧めて上方の大將軍となし立て、大坂の城に迎
へ入れ、徳川殿失ふべしとぞ議したりける、輝元が養子秀元を大将とし、吉川安國
寺に多勢附けて、海道を攻め下り、伊勢の國に打入る、東國の先陣、馳せ上つて、美濃
の國岐阜の城を攻落し、大柿の城に打向ひ、赤坂の宿に陣を取る、毛利が軍勢、此由
を聞て、これも同じく美濃國に向ひ、南宮の山に陣取たり、徳川殿程なく上り給ひ、
軍既に明日に極る、吉川駿河守廣家、忽に心がはりし、密かに徳川殿の御陣に、人質

藩 繪 譜 第八 此 毛利 五

吉川廣家は元春が子
本書第十二金吾譜を
見合すべし
高野日記には輝元
高野の安養院に入て
剃髪すあり
非伊直政に就て防長
二國を賜りて其家を
存せん事を請ひし
ば、やがて左の誓書
を賜りたり
敬白起請文前書之事
一周防長門兩國進置
候事
一御父子身命異儀有
間備事
一處説等有之付而者
可遂明事
右於偽者梵天帝釋四
大天王惣而日本六十
餘州大小神祇(中略)
可蒙御罰者也
慶長五年十月十二日
安藝中納言殿
毛利藤七郎殿
井伊の添書左の如し
一今度被對輝元父子
内府公御誓詞直御
判被進候間御相違
有間備事 附内府
公筆本拙者見申候
事
一申納言殿墨付之儀
被仰候得共内府公
如斯被仰出候上者
不及其儀候事
一以來之儀被對内府
公無別儀上者無表
萬可致馳走事
秀就
長門守は慶長十三年
九月任ぜしなり

を參らせ、毛利が家、亡されざらんには、廣家御方にまゐるべきよしを申す、徳川殿
この由を聞召し、まづ人質をば返へされたり、かくて關が原の合戦、上方の軍勢、悉
くに敗れ、安國寺が勢、一支へもなく逃げ散り、吉川また徳川殿の御陣に參る、秀元
今は戦ふに及ばず、大坂に引返す、東國の軍勢、續て攻め上ると聞えしかば、輝元大
に驚き、大坂の城を去り、木津の別業に遁れ、入道して、降人よなつてをまゐりける、
徳川殿累代の家、一時に亡ひん事、不便の事なりとて、周防長門を賜て、其餘の國々
悉く没収せらる、此後輝元入道宗瑞、家の事をば秀元に譲り、我が身は長門の國萩
の城に住し、秀元は同じ國府にぞ住しける、初め輝元、男子なかりし時、叔父穂井田
備中守元清が嫡子秀元を子として、後二人の男子をまうく、兄は秀就、弟は就隆と
名づく、秀就童名は松壽丸、其後藤七郎と改め、慶長四年に叙爵して、長門守に任
ず、同き五年十月十一日に侍從になされ、十二年六月、大御所の御孫女三河守殿の
御娘、秀就の家に入り給ふ、大坂の軍、起りし時、秀元秀就共に關東に馳せ向ひ、東
西和睦あつて後、二人同じく本國に歸る、再び軍起りしに、秀元速に馳上りて軍す、
秀就は海路心に任せずして、軍散して後に參る、寛永二年四月廿七日、輝元入道宗

大御所は東照公
越前中納言秀康卿の
女にて宰相直卿の
妹なり
卒は薨に作るべし
一に七月廿一日薨年
七十二歳とす
松平の稱號賜りしは
慶長十三年九月なり
綱廣ツナヒ
參議秀元
穂井田諸本共に穂田
とす誤れり
中山は吉備中山か
ナカヤ
肥前名護屋は朝鮮征
伐の本陣

瑞、年七十三歳にて卒す、同き二年八月十九日、秀就少將に任ず、八年十月五日參議
秀元、秀就に家を譲る、秀就國務を行ふ事、凡そ廿一年、年五十七歳にして、慶安四
年正月五日に卒す、秀就に御家號を賜ひし事、い、子息大膳大夫綱廣、承應二年十二
月十一日、元服し御諱字を賜り、從四位下に叙し侍從に任ず、御刀を賜
參議兼甲斐守大江秀元は、元就の五男、穂井田備中守元清の男、元清は備中國中山
清元第二の初め元就卒し、嫡孫輝元家を繼ぐ、天正十二年、元春、隆景、備中の國に至
り、秀元いまた宮松丸と申て、年僅か五歳なるを見て、武家補任の秀元が卒年を以て、
逆に推すに、此時六歳なるべ
きにや、されど是は、隆景この幼き人の、父元就に似たまひし事の怪しさよ、如何さま
かの傳記の説あり、只人にてはおはすべからず、輝元いまた世嗣なし、毛利の家つぐべき人、此人にや
侍らんと云ければ、舍兄元春、我もさこそは存ずれとて、兄弟共に相謀り安藝國へ
伴ひ、輝元の見參に入る、輝元大に悦て、頓て養て子とす、秀吉世を知召して後、輝元
の人質として、大坂に參る、關白殿、この幼き者、よのつねの人よあらずとて、事に觸
れて譽めさせ給ふ事多かりき、文祿元年の秋、大廳の御違例、名護屋の御陣に聞ゆ、
太閤大に驚かせ給ひ、急ぎ御船に召され、大坂に趣き給ひしに、豊前の國大浦の沖

御座船を岩に乘掛け
割申候太閤様御裸に
て腰物を手を下け
の上危く見申候處
毛利甲斐守殿船を被
寄御乗移被成陸へ御
上り候船頭は明石の
被成候船頭は明石の
與次兵衛と申て上手
の名取に候けるが運
の盡果候ても候か濱
へ引する御成敗に御
座候と川角太閤記に
見ゆ

豊臣の家號なり此時
秀元は十四歳明年十
五歳にて朝鮮に向ふ

文祿四年正月從三位

參議に任す

太閤の弟大和納言

秀長嫡の女を妻とす

釜山

西生

蔚山

豊臣秀頼時に八歳

内大臣家康

にして、御船巖に馳せ懸り、忽に碎く、宮松丸も安藝國廣嶋にて御待まうけすべし
とて、これも名護屋を立て同じく上る程に、此由を見奉りて、おのが船を馳て追つ
き、難なく太閤を助け奉る、殿下深く感じ思召し、大坂に伴ひ給ひ、頓て都にのほせ
て、正四位下に叙し、侍從に任じ、家號なのらせ、諱字賜りて、秀元と召さる、明れば二
年三月、秀元を名護屋に召して、急ぎ朝鮮に渡つて、晋州の城を攻め破るべき由を
仰せ下さる、秀元一方の大將を承り、彼の國に向ひ、六月廿九日晋州の城を攻落し、
打取る首一万餘、名護屋の御陣へ獻り、又釜山浦の戦に、勳功を顯はす、此勳賞に參
議從三位になさる、是の毛利家傳記の説なり、此後太閤より賜ひし御教書にも、宰相と
に見わたれば、徳川殿天下を、見えたり、公卿補任を見るに、秀元參議從四位下たる事は、慶長九年
知召して後の事か、覺束なし、歸朝の後、太閤の智君には、なされてけり、慶長二年、再
び朝鮮に至り、王城近く攻め入り、引返して、西生浦に陣取り、蔚山の後卷して、本
朝に歸る、太閤薨じ給ひて、朝鮮に在りし軍勢、迎へんがため、秀元筑紫に下向せし
所、軍全くして歸りければ、渡海に及ばず、幾程なく輝元、石田三成に、かたらはれて
大坂に上り、徳川殿を失ひ參らせんとす、秀元大に驚き、輝元を諫めて、秀頼いまた
幼なくまします、如何で内府を善しとも悪しとも思ひ分ち給ふべき、殊に君は近

吉川廣家福原越後と
謀て志を東軍に通じ
兵を按して動かれば
秀元も亦職ふに及ば
ず秀元より西軍の
敗るべきを知りたる
故に殊更に廣家に委
れて時を延せしなる
べし

頃内府と親しうならんとて、誓ひを結び給ひしところを承るれ、それに幾程もなく、
其誓を背きて、奉行等が方人し給はん事、ゆめ／＼然るべからずと云ひしかど、輝
元これに従はず、秀元力及ばずして、さらば君は秀頼の御供して、東國に攻め下り
給ふべし、秀元先陣仕らん、秀頼自ら向ひ給ふと聞えなば、内府に従ひて奥に下り
し人々、みな御陣へぞ參らんずらん、さらんに於ては、なぞか御方、勝軍せでは候ふ
べきと、言葉を盡し勧めしに、これも猶用ゐられず、三成が下知として、秀元勢田に
陣を取り、伊勢の國に打向ひ、又引返して、美濃の國に趣き、南宮の山に陣取つたり、
去程に關が原の戦、東西既に矢合すと聞えしよ、毛利が先陣吉川、心變りして、秀元
が下知に背き、諸卒を制して戦はず、上方の軍、悉くに敗れ、南宮の味方、一支もなく
逃げ散り、吉川また徳川殿に參りしかば、秀元戦ふに堪へず、東國の多勢を押分け
／＼大坂に歸る、輝元大に驚き、秀元にも謀らず、大坂の城を去て、おのが別業に遁
れ、入道して降人に成て參る、かくて輝元餘多の國々、没収せられ、周防長門兩國を
賜り、長門の國をば秀元に譲り與ふべしと仰せ下さる、秀元此由を承り、輝元が嫡
子の、はべれば、兩國を事をば彼にこそ賜ふべけれと申して、我身は僅か豊東豊西

豊浦郡を分て東西兩郡とせしなり

秀就は輝元卿の嫡子

久松松平康元ヤスモト
家康公異父同母弟
水野忠元タケモト

大御所は家康公
大相國は秀忠公
左大臣は家光公

關原の亂後毛利氏は五國を失ひ且つ頻年凶饑打續き國用不足有司能はらず元和中輝元江戶に在り秀元は命じて國に還り財政を理めしむるやわが國老益田支

善清水美作を召して其事を謀るを善大息にして海内の名族まさしに財穀のたけに亡びなんの防長二國小なりと雖も猶富を謀るべしと云ひ元官を會き農桑を勤めしむる數年ならずして倉庫に餘餘あるに至り老中酒井土井等更に毛利氏の封土を削りて其勢力を挫かん事支藩抗疏して事纒かに止みし防長史談に見ゆ支藩元祥入道して牛庵と號せり

長府は長門の國府にて豊浦郡にあり故に世に豊浦宰相と呼ぶ

御嶋の衆は毛利秀元峰須賀藤原丹羽長重等數人

今の御殿山この舊地

豊田二郡を領し、長門の國府に住して、長門守秀就が成人の程、彼家の事を執り行

ひ、常に關東に伺候す、頓て兩國の公役、免除せらるこれ當時城普請等の事なり、秀元の妻、失せ

し後、大御所の御養君、かの家に入らせ給ひけり、松平因幡守 康元の女也、大坂の軍起りし時、秀

元秀就、關東に侍ひしを、御跡に留めらる、秀元、水野監物忠元に就きて、大御所に

訴ふるは、秀元忝けなくも、御養女を下されて、妻とし、秀就また御孫女を迎へ奉る、

如何でかく御心をは隔て給ふらん、あはれ御許を蒙り、秀就を引具し馳せ向て、一

方の先陣を賜らばやと望む、大御所、伏見の御陣にて、此由を聞召し、頓て二人を召

されたり、東西御和睦ありし後、秀元秀就、本國に歸る、元和元年の五月、軍再び起

ると聞て、秀元秀就に牒狀し、夜を日に繼て上る程に、西海南海の諸軍勢、いまた一

人も參らざりしに、大坂に馳せ着き、軍して、首三百餘切て獻る、此内證據正しき首撰て百五つを奉り

り、秀就は、軍散じて後、馳せ參る、秀元御感に預る上は、秀就別の御咎もなし、寛永

の初、秀元關東に伺候しける時、輝元入道宗瑞、秀元の許へ使下して、井原加賀清水信濃といひし

もの、我家むかし領する所の地、十箇國に及べり、今入道が身に及び、わづか兩國の

賦税を以て、彼の累代の家人に充て行ふに、上も下も悉くに貧しく苦しみて、軍國

の賦役に堪ふる事を得難し、既に公役に奉ずる事を得ずんば、國賜らん事、其詮な

きに似たり、たゞ須らく兩國の地を以て、將軍家に返へし奉るべし、如何にもして

宰相の計らひにて、我家滅びざらん様を頼み思ふ所なりとぞ云はせける、秀元大

に驚き、土井大炊頭利勝に就きて、此由を歎き申す、大相國家、聞しめされ、秀元い

かにも計らふべしと仰せ下さる、秀元まづ周防長門の地を丈量す、初め兩國の租

入、合せて三十万斛と聞えしを、今代の法を以て量るに、凡そ七十八万斛を得たり、

入道此由を聞て、悦ふこと限りなく、安堵の思ひをなしてけり、同き二年、宗瑞入道

卒しぬ、八年十月五日に秀元、秀就に家を譲る、自ら五万石を領し、長府の城にあり、かくて左大臣家

の御時に至て、秀元むかし年纔に十四五よて、朝鮮を伐たれし大將を承りし事を

聞召し、此人たゞ人よあらざりけり、去れば文武の名譽、世の人にも、許されたり、

門葉といひ、官位といひ、家光が友とすべき人、此朝臣に若くはなしと仰せありて、

常に御前に召され、昔今の物語とも聞召す、これを世には御はなしの衆といふ、十七年の秋、興多か

らん地を擇ばれ、海に向ひ山に倚り、品川の邊に假の御所を構て、秀元御儲けすべ

しと仰せ下され、九月十六日、かの御所にならせ給ふ、總て御儲の次第、心も詞も及

善水 繪 譜 第 八 世 毛利

いざよひは十六夜
の詠歌は
ふる雨もけふを晴れ
さつ我君を待えし山
のかひはありけり

響應
山里
三日一に六日さす
光廣ミツヒロ
諱字賜りしは寛永十
二年十一月なり

日向守就隆ヲタカ
元和八年叙任延寶七
年八月卒年七十八歳
元賢モトカガ

刑部少輔元知モトトモ
豐浦郡清末一万石
元武モトタケ
元平モトヒラ
延寶四年元武罷居し
同五年七月卒二十歳
元平其家を承く

修理大夫義久ヨシヒサ
忠久タカヒサ
右大將頼朝卿
薩摩守護は一書に文
治三年さす

大番役は諸國在住の
武士交代して京都に
宿衛する者三年を定
期さす然るに在勤年
限の久しきか爲に費
用に苦しみを頼朝卿
更に六箇月さ定めし
かば諸國共に其恩に
感しきや
中水 莊内
鹿兒島 矢神
島津は日向諸縣郡の
地名にて兵部式の島
津縣是なり今の都城
あたりさか開けり此
地保延中關白忠實公
の所領として島津莊
を立て次第に日向大
隅薩摩三國に及び巨
大なる莊園となりて
長く近衛家に傳ふ日
向守惟宗基言其莊務
を司り其子廣言莊司
となる曾て京に在て
丹後内侍に通じ一男
を設く忠久これなり

藩
朝
請
第
所
上

はれず、終日の御遊、事終り、いざよひの月出て、あるじ歌よみて、奉りしかば、御感
殊に斜ならず、引出物多く賜て、還御なる、また正保元年の秋、昔の遊興、忘じ難し、
此度は西城にて御饗應仕るべしとて、十月九日、山里の御所を貸し給て、御まうけ
す、物を賜ふ事又多し、かくて秀元年積りて七十二歳にて、慶安三年閏十月二日に
卒し、嫡子從四位下和泉守光廣、家を繼ぎ、承應二年七月二日、三十八歳にして卒す、
武家補任を按るに寛永十二年從四位下和泉守になさると云々、寛永三年九月、行幸の記
に、毛利侍從光廣と記せり、初め從五位の侍從になされ、十二年に四位に昇れるにや、覺東
しといふ、何れの年にや知らず、其子甲斐守綱元、父が家を繼ぐ、寛文四年十二月廿五
日從四位下の守に任じ、御諱字を賜はる、此流毛利と稱す
日向守大江就隆、毛利と稱す、輝元入道の二男、周防の國徳山を分ち讓らる、五万 其子日
向守元賢、父卒して家を繼ぐ、
刑部少輔大江元知、毛利と稱す、秀元の二男、父の所領を分ち賜ふ、長門の地にて慶安四
年八月十六日に叙爵す、男子二人、嫡男伊豫守元武、延寶元年十二月廿八日叙爵、二
男權三郎元平といふ、

嶋津 後賜松平

修理大夫源義久入道龍伯は、嶋津豊後前司忠久が後胤なり、忠久初め後鳥羽院の
御宇、建久四年、鎌倉の右大將家の仰を蒙り、薩摩の國の守護職を賜る、其身は大番
役に從つて、都に在ること凡そ二年、まづ郎等本田次郎を、薩摩の國に下し、國務の
沙汰せしむ、同き七年、本田上洛して、忠久を迎へ國に下る、忠久まづ當國出水の山
に着て、莊内に移る、右大將家の御教書に任せて、薩摩の國は云ふに及はず、大隅日
向の國人等、守護の下知に隨はざる輩、悉く退治して、其後薩摩の國鹿兒嶋に住す、
是迄鹿兒嶋には矢神といふ者あり、忠久これを滅
して、こゝに移り住むといふ、已上嶋津家譜に出づ、

嶋津系圖并新編纂圖を合せ考るに、右大將頼朝の子七男あり、其中比企判官能
貞が妹、丹後の局が腹に二人あり、兄は嶋津宗兵衛尉忠久、弟は若狹兵衛尉忠季、
これは承久三年宇治川の合戦に討死す、系圖に曰く、忠久治承三年に生れて十
八歳の時、建久七年七月一日、薩摩の國に下向して、薩摩大隅日向等の守護とな
り、嘉祿二年三月廿一日、六十歳にて卒す、忠久、畠山重忠の娘に添て、男子三人
を設くといふ、按るに治承三年に生れて六十歳にして、嘉祿二年に卒すといふ
は、傳寫の誤れるなるべし、斯の如くならば、四十八歳にて卒せるなり、六十歳に

藩
翁
譜
第
八
上
嶋
津
九

忠久父の職を襲き又母の所縁を以て地頭職より守護となる子孫世襲して島津氏を稱せしなり
惟宗は秦宿禰の支流にて世々明法博士を傳ふさて島津氏は本姓惟宗なれど近衛家より許されて藤原姓となり近く明曆延寶の頃までも藤原貴久の頭光久など物に見えたり其源姓を記しは貞享武鑑を初め續譜に先祖忠久は源頼朝卿の子なれど幼稚より藤原基通公に養れし故に藤原を稱して多くの星霜を經て家久が時より源姓に復せんと思ひける處計らずも光久が任官の宣旨に源とありて本姓に復せしとありこの任官宣旨は何官の時にや延寶元年中將の叙任は上洛して受領せし由なれば其時の事かされど忠久を頼朝の子と

はあらじ、又東鑑には安貞元年六月十八日辰の刻、嶋津豊後守從五位下惟宗朝臣忠久卒とあり、嘉祿は二年まで安貞と改む、されば忠久が卒せし年、系圖とは一年の違ひありて、月と日とは共に異なり、又東鑑の記す所を見るに、嶋津もと惟宗姓なり、源氏にはあらず、其家の系圖も新編纂圖にも、宗兵衛尉と載せられたれば、惟宗姓たる事分明なり、何れの程より源氏とは名のれるにや、又其系圖の傳ふる如く頼朝の御子ならば、源氏たること勿論なり、如何なる故にか惟宗姓とは名のりしや、覺束なき事どもなり、又東鑑建仁三年の記に、九月二日比企判官能貞が討れし時、同四日嶋津左衛門尉忠久、大隅薩摩日向の守護職を收公せらる、能貞が縁坐故也と云々、然れば此時に、彼國々の守護職をば停められぬ、又安貞元年の記に、豊後守と記したれば、後には豊後の守護となれると見えき、系圖を按ずるに、忠久が嫡男三郎兵衛尉忠義、大隅守となれり、此時より再び大隅の守護とは成れるなるべし、○世に傳ふる傳記に曰く、比企藤判官能貞が妹、丹後の局、懷妊の事あり、二位殿安からず思ひ給ひ、人に仰て由比の濱にて海に沈めんとせらる、此仰せ承りし人、痛はしく思ひ、とかく計らうて落す、攝津の國渡

記せば印本の尊卑分脈にのみありて古寫本には見る所なしと聞けり如何なる干細あるにや
二位殿は頼朝卿の室北條政子
比企能貞、シカキ
島山重忠、シカキ
由比、渡邊
住吉、スミヤシ
端垣、ミナトキ
頼朝卿より十文字の紋を忠久に賜ふ旗は白地黒十文字として幕は黒地白十文字とすといふ
忠季は頼朝卿が乳母の子なりといふ本文に勿論なりとあるは如何か

邊の邊に至て、住吉に詣で、四社の明神に胎内の御子、安全の事を祈り申さる、かゝる所に産の氣、頻りに催しければ、力なく瑞垣の傍なる石に腰うち掛けて、平かに男子を産めり、はかしく付き隨ふ人もなきに、餘多の狐來り集りて擁護す、この腰掛けし石、今も嶋津石と名づけて、住吉の邊にあり、其後丹後の局、鎌倉に召返へされ、八王寺民部大輔に賜り、若君をば島山庄司重忠に預けらる、重忠子として十三歳の時に烏帽子させ、忠久と名のらせ、智となす、大隅薩摩兩國を賜り、嶋津又三郎忠久といふと云々、此説は覺束なき事共あり、まづ系圖に依れば忠久は治承三年に生る、此時右大將家は、いまた伊豆の國の配所にましませし頃なれば、二位殿丹後の局を、由比の濱に沈めんとせられしといふ事、誤れるなり、丹後の局召返へされて、八王寺が妻とせらしといふも、如何あるべき、此後又この局の腹に頼朝の御子若狹守忠季をまうけたり、島山が烏帽子させて智とせし事は勿論なり、子とせしといふも覺束なき事、子としたりんには、なご島山とは名のらざらん、又薩摩大隅を賜て、嶋津と名のるといふも浮きたる説なり、兩國賜りたればとて、謂れなくして、如何で嶋津とは名のるべき、世の傳ふ

纂 翁 譜 第八上 島津 十

基通モトミチ
治承四年二月攝政
り建仁二年まで三補
前久サキヒサ
天文廿三年三月關白
天正六年正月准三后
同十年二月太政大臣
同五月出家號龍山慶
長十七年五月薨七十
七歳
武命は足利將軍義昭
なり

七八年請本共に十五
年さす誤あり

家禮ケライ今いふ家來即
ち臣僕シノヒなり蓋し家令
の訛稱シ轉字マカ也
忠國チクニ
文明二年卒六十八歳
久友キウユウ
立久タチキウ
忠昌チウチャウ
忠治チウヂ
忠隆チウリウ
勝久カチキウ

貴久キキウカガヒサ
勝久カチキウ子なり貴久キキウを世
嗣シす然るに一族實
久キウの諱を信じて世の
を廢しければ貴久キキウの
父忠良チウリョウ憤て相闘ソウひ遂
に勝久カチキウを逐ひ貴久キキウを
主ヌシとす天文五年の事
なり
元龜二年六月貴久キキウ卒
年五十八才
義久ギキウヨシヒサ
義弘ギコウヨシヒロ
歳久サイキウサイキウ
家久ケキウケキウ
天正六年大友義興オモトヨシキョウ來
て日向を攻む義久ギキウ耳
川に戦て之を破り其
後龍造寺隆信リウゾウジリウシンを討取
て武威を九州に震ふ
伊東義祐イトヨシユ入道
祐兵ユウヘイスサタケ
關白殿下
大友宗麟オモトムネタカ

て、右馬頭友久が曾孫修理大夫貴久、童名虎壽丸と云ひし時、勝久と不快の事起り、勝久遂に貴久が爲に國を出され、豊後の國に落行く、貴久やがて當國の守護となる、其嫡男修理大夫義久、二男兵庫頭義弘、三男左衛門尉歳久、四男中務大輔家久とぞ申ける、嫡男義久、家を繼ぎ、大隅日向を始として、筑前筑後肥前肥後豊前の國に至るまで、悉く打從へ、大友左衛門督義鎮入道宗麟を滅して、豊後の國をも併せんとす、豊臣關白、天下を知召し、初、前の日向國の守護伊東三位入道の舍弟民部大輔祐兵、殿下に給仕して、本國安堵の事を望み申ければ、關白かねて九州征伐の事を思召し寄り給ひし處に、天正十四年正月、大友又上洛して、嶋津御退治あらんには、先陣を賜はるべき由を望む、義久また鎌田刑部左衛門尉を使として、年比打從ふる所の八箇國の守護職、相違なからんには、急ぎ上洛して、殿下に伺候すべき由を申す、關白殿聞し召して、大隅薩摩は本領なれば、相違あるべらず、又日向肥後筑後、各半國を賜はるべし、日向の地半國は、伊東が本領なれば、彼に賜ふ、豊前の國に筑後肥後の半をば、大友に返へし、肥前の國をば毛利が家に附て、筑前國をば御領のために、獻るべき所なりと仰せ下さる、義久大に怒て、此國々は悉く義久が年

る所、誠とし難きに似たり、○又忠久は近衛攝政基通公の御子たりといふ説あり、系圖家譜にも見えず、如何なる據り處にや覺束なし、昔の事は知らず、近頃嶋津が、かの御門下に親しく祇候する事は謂れありと見えき、世の傳ふる所を以て、公卿補任等を合せ按するに、近衛の關白前久公、永祿十一年忽ち武命に違はせ給ふ事ありて、御出奔、此年十二月十六日、關白を停められ給ひ、忍びて丹州に御座ある事、凡そ七八年、天正三年六月廿八日御歸洛、同年九月廿日、又薩州へ御下向あり、世には流されさせ給ひしとも申すなり、嶋津が許に御座ありし事三年、天正五年二月廿六日御歸洛、同き七月廿日初て御出仕あり、この年月の御好みに因て、慶長五年の秋、關が原の戦に、嶋津打負けて本國に返りし時、彼が從類を御所の内に深く匿し置かせ給ひしなり、嶋津また此事を忝き事に思ひ、此後御家禮の好み、代々深しといふ、忠久より九代陸奥守忠國に至る其長男右馬頭友久は、兄なれども家を繼かず、二男陸奥守立久家をつく、立久が子陸奥守忠昌、忠昌に男子三人あり、嫡男忠治、二男忠隆、三男勝久といふ、三人の兄弟家を傳へて、皆守護の職を掌る、勝久が代に當つ

筑前は少貳氏の所領なりしが大内氏に滅され大内氏に屬せりより亦大友に屬せり肥前龍造寺隆信起り永祿二年州東七郡を領し筑後及び松浦有馬の諸族皆服從せしが天正十二年島津島原に戦て敗死す

仙石秀久ヒデヒサ
長曾我部元親 モトチカ
黒田孝高 ヨシタカ
秀久元親陣ありて相和せざれば敗軍せしなり

信親 アトカ
府内 高崎
龍王は豊前なり
島津兵を豊前豊後の地に出して筑紫廣門を滅し高橋鎮種が岩屋の城を攻落す
毛利輝元 アルモト

赤間關
興國上人は本願寺の顯如上人光佐の事なり自身九州を勸化して太閤に從はしむ同宗門の僧薩摩に住する者も志を通ぜしによりて義久深く怒り事平きて後悉之を誅し國內永く一向宗門を禁す

豊臣秀長 ヒデナガ
太閤の異父同母弟

伊集院忠棟を關白の御陣に參らして降を乞ふ御許しありしかば義久出て、降りしかり此時入道龍伯と號す
太平寺は川内川の南岸にある大伽藍なり薩摩を義久に賜ひ日向大隅を弟義弘に賜ひしなり家久勇悍にして善く戦へば此月十五日秀長密かに毒死せしといふ四十一歳なりき

比多くの軍して、打從へし所なり、凡そ地を争ひ兵を戦はしむること、珍しからず、如何で秀吉の下知として、故なく彼等にさせ渡すべきとて、既に軍勢を催して、豊後の國に攻め入らんとす、此年の冬、關白の御使として、仙石權兵衛尉秀久、長曾我部土佐守元親、鎮西に下向し、義久が押領せし國々を受取らんとす、又黒田勘解由孝高、山陽道に下向して、毛利吉川小早川等が軍勢を催促す、これは嶋津もし殿下の御使に對捍せば、まづ鎮西に押渡つて、彼が押領せし國々攻め取らるべき爲とぞ聞えける、仙石、豊後の國に着きて、まづ嶋津が許に使たつて、早く御下知に任せ、押領せし國々をさせ渡すべきよし催促す、義久いよく怒つて、其使を搦め取つて、禁獄し、舍弟中務大輔家久を、大將として、其勢二萬を引わけて、豊後國に攻め入る、十二月十三日、仙石長曾我部、大友が勢を引具し家久と戦ひ、手合の合戦に打負けて長曾我部が嫡子彌三郎信親討死し、大友府内の地を去て高崎の城に落行く、家久續きて府内の地に亂れ入る、大友高崎にも怵へかね、龍王の城へ落ち去りぬ、兵庫頭義弘、肥後の國を経て發向し、大友が城々、悉く攻落す、毛利右馬頭輝元、此由を聞て、山陰山陽の軍勢を從へ、豊前の國に押渡つて、嶋津が勢と戦ふ、關

白、仙石長曾我部が負軍しつと聞召し、自ら畿内畿外南海北陸の軍勢を帥る給ひ、明れば十五年の春、都を立つて、先陣既に長門國赤間が關に着くと聞えしかば、義久が軍勢、豊後の國を去て、日向の國にて防ぎ戦はんとす、又關白の御使として、興山上人、一色の何某と共に府内の城に來て、義久に對面し、速かに戦を止めて、殿下に伺候すべき由を陳ぶ、義久更に從はず、程なく關白の御勢、鎮西の地に押渡つて、二十五萬餘騎を二手に分けて、大和大納言秀長、山陰山陽等の勢を引率し、伊東祐兵を案内とし、豊前豊後を経て、日向の國に向ひ、關白、畿内畿外南海北陸等の勢を帥る、筑前筑後を経て、薩摩の國に攻め入り給ひし程に、鎮西の國人等、冑を脱ぎ、弓を伏せ、降人になつて參る者、引きも切らず、嶋津兄弟、戦ひ疲れたる少勢にて、多勢のかたきと、此處彼處に戦ひ、散々に打なされて、本國に引返す、同き五月、關白の御勢、薩摩の國に亂れ入て、先陣既に鹿兒嶋に押寄せたり、嶋津も、今は防ぎ戦ふ事叶はず、義久自ら剃髮染衣の姿となつて、小童一人召し具し、太平寺の御陣に參る、殿下やがて御對面ありて、御氣色殊に宜しく、大隅薩摩兩國安堵の事、仰せ下さる、義久が舍弟義弘、歳久家久を始として、宗徒の家人郎等、みな見參に入る別

藩 繪 譜 第八上 島津 十二

新納武藏忠元も降を
恥て秀長の兵と戦ふ
義久諭して兵を弭む
薩摩の出水高城二郡
は關白の所領とす
佐々成政ナリ

福島正則マナリ

淺野長政ナガマサ
加藤清正キキマサ

小西行長ユキナガ
宇土顯輝アキタカ

三位法印は十六年八
月龍伯が上洛せし時
に捕られしなり其
後、義弘の

四位侍従も同じ年の
七月なり

能勢 茅野
堅崎

播磨一万石を龍伯が
在京の用途に賜ひし
なり

の仰ありて、大隅七日向二郡の地を分ちて、兵庫頭義弘父子、并家人伊集院新納等に
下し賜はる、九州二嶋悉く平均に屬しければ、關白薩摩の國を立つて都に趣き給
ひけり、同き六月十五日、義久鹿兒嶋を立つて、博多の御陣に參り、關白の御供して、
大坂にぞ參りける、十六年の冬、肥後の國人等、當國の守護佐々陸奥守成政に叛く、
兵庫頭義弘、關白の仰を承て、軍勢を引具し馳向ふ、明れば十七年二月、國人等御下
知に從つて軍を止む、頓て本國に引返へす、程なく福島左衛門大夫正則、淺野彈正
少弼長政、加藤主計頭清正、肥後の國に下りて、國人等悉く誅せらる、宇土修理亮顯
孝が舍弟顯輝、また宇土の城に立籠る、小西攝津守行長、押寄せて攻めければ、顯輝
こらへかね、城を落ちて、薩摩の國出水といふ所に忍び居たり、義久入道龍伯、殿下
の仰を蒙て、軍勢を差向く、顯輝が家子郎等、さんくに戦て、寄手の兵多く討れし
かど、終に顯輝をば討つてけり、其後、義久入道、三位法印になされ、義弘四位の侍
從になさる、義弘、また入道として、惟新と號し、子息忠恒、又侍從兼陸奥守になさる、
秀吉後に攝州能勢郡五千石、同國茅野村千八百石、播州
堅崎の庄三千貳百石をへて、一万石を賜ひしといふ、文祿元年、朝鮮の軍起る、義弘
一萬人を率して、彼の國に押渡り、前後の軍、凡そ七年、中にも慶長三年十月朔日、

泗川
此日斬首三萬八千七
百餘級而薩摩の兵
前後朝鮮に没する者
三千餘人
石曼子の國の音に
てはシマズなり
此時家康公より長光
の刀と黄金五百枚を
賜ふといふ
忠棟入道忠侃

この入道おのが功勞
を恃て權威を奮ひ常
に伏見大坂に在勤し
て奉行石田等と懇親
なりければ島津の家
には肩を並ぶる者な
きより思ふがまゝな
る振舞して自餘の家
老もこれを非難す
ることも能はず其事
共つもりく、異謀
の萌しありしかば忠
恒怒て誅戮せしさい
ふ

泗川の城の戦に、大明の多勢を打破り、異國本朝に名を顯はす、
道が事なり、されば此時太閤薨し給ひ、我朝の軍勢、難なく引て歸ること、如何にも
叶ふべからずと、皆人危み思ひしに、義弘一戦の功に依て、軍全うして、事終りぬ、
徳川殿豊臣家の奉行と議せられ、其勳功の賞として、慶長四年正月九日、義弘所領
の地を加へ賜ひ、
家人伊集院右衛門大夫入道幸侃といひしは、天正十九年、主の嶋津が、既亡ぶべ
かりしに、この幸侃關白の御陣に參て、歎き申せしに因て、義久兄弟が罪ゆるされ、
本領を安堵す、されば關白にも彼が忠を感じ給ひ、大隅の内一郡の地を分ち賜ふ、
かゝる奉公の者なれど、如何なる故にやありけん、慶長四年三月九日、陸奥守忠恒、
伏見の館にして、これを誅す、幸侃が郎等、既に軍せんと、ひしめく、徳川殿、忠恒が
許に、御使あつて、御加勢賜はるべきよしを仰せ下さる、家人とは申せども、太閤の
所領賜つたる者を、恣に討つて、都のさわぎ仕出しければ、忠恒其咎を憚りて、高雄
の麓に蟄居す、徳川殿豊臣家の奉行等に仰せらるゝ旨あつて、忠恒その咎を免か
る、徳川殿頓て數十騎の兵して、忠恒を伏見の家へ迎へ入れ給ひ、忠恒本國へ還る

異朝の書に義弘を
石曼子としるせる

源二郎久直ヒサナホ

山口直友ナホトモ

寺澤廣高ヒロタカ

猶子イナシは兄弟の子、我が子とせしもの、

豊久トヨヒサは家久の子故に

しかいふ

薩摩の士阿多盛淳義

弘と名のりて戦死す

河上忠允タケマサ

野伏ノブシは野武士にて山野に徘徊して劫奪を事とする者

佐敷サシキ

津名木ツナギ

水俣ミナマ

義久入道龍伯

櫻嶋ウツラジマ

鎌田政近

龍伯に本領を賜り而て忠恒家督せしなり

忠恒の叔父に中務大輔家久あり忠恒今又家久と改むこれ叔姪にて同じ名名のれり

家久徳川殿の第十一子鶴千代丸を以て養子とせん事を請ひしかば許されずさいふ松平の家號ゆるされしは此年六月十七日と寛政譜に見ゆ

事を得たり、幸侃が子源二郎、父が討れしを聞て、日向國庄内の城に立籠り、要害あまた構て、主の嶋津と戦ふ、同七月、徳川殿山口勘兵衛尉直友を御使にて、鏃二千暑衣百領、忠恒に賜りて、軍のやうを問はせ給ひ、九月また寺澤志摩寺廣高して、嶋津に加勢させ、又山口を差し下され、主従が間を和けさせ給へば、源二郎降参しぬ、明れば、五年の秋、兵庫頭義弘、石田に組みし、美濃の國關が原に出向ひ東國の人々と軍し、義弘さんくゝに戦なつて、既に討死せんとしけるに、猶子中務大輔豊久、入道を諫め、我身は取て返へし、時移るまで戦て討死す、一説に舍弟といふ、不審、嶋津家譜の時に軍終て後頼死せしと見入道希有にして死を出て、徳川殿の御陣に、郎等河上四郎兵衛忠允を参らせ、此度義弘思はずも、御敵と成て候こと年來の御芳志を忘れまらするに似たり、最これ入道が本意にあらず、只今御陣頭を罷り過き候に依て、使者を参らせて案内を通じ候ひぬ、精しき事は、歸國の後、陳謝し申べき所なりといひ捨て、道遮らんとせし野伏ばらを蹴散して、攝津國住吉に至て、大坂に在りし父子の妻子、悉く取て、船五十餘艘に取乗り、日向の國に着きにけり、去程に、加藤肥後守清正、關東の御方として、同國宇土の城を攻む、小西攝津守、行長が城なり、嶋津が

軍勢、また小西を助けて、肥後の國に向ひ、清正が佐敷の城を攻む、清正宇土を攻め落し、八千人を率ゐて、先陣し、黒田如水入道、三千人にて後陣を打つ、肥後薩摩の境なる津名木水俣に陣取つて、義久と戦はんとす、かゝる所に、關が原の軍、破れぬと聞て、嶋津が軍勢、佐敷の城より引き返へす、龍伯敢て加藤黒田に向つて軍せず、福嶋左衛門大夫正則に就て訴へけるは、義久初より徳川殿に、一心を存せず、舍弟兵庫入道が所行、甚以て奇怪の至なり、義弘本國に逃れ歸るといへども、既に對面を許さず、櫻嶋に押込め、訖んぬ、御下知を待て、速に嚴科に處すべき所なりと申す、さらばとて、まづ加藤黒田が軍勢をば、召返へさる、其後龍伯入道、大坂に馳せ上りて、罪なきよし申披かんとせし處に、忽に病に伏しぬとて、家人鎌田出雲を以て愁訴を陳ぶ、同き七年四月十一日、本領安堵の御教書を、龍伯入道に賜ふ、入道大に悦び、病なほ平かならざれども、猶子忠恒打連れて、薩摩の國を出でんとす、伊集院また謀反せしかば、彼れ退治のために来ることを果さず、此年十二月廿八日、忠恒伏見に來て、大御所に見参す、十一年九月朔日、忠恒再び伏見に來て、大御所に見参す、此日御家號御諱字賜て、家久と名のる、家忠日記追加に出づ、○太閤の家號許されて、今までは羽柴を名のりしなり、同十四

大島を小琉球といふ
徳島は之に屬す
那覇は沖繩島にあり
此島を大琉球といふ
中山王は支那より琉
球國王を冊封せし號
なり
これよりして小琉球
の地十二萬三千七百
石を併せ領す
正月卒を正す
大坂より使者ありし
時家久左の答書を大
野主馬助治房へ宛て
贈りたりといふ
秀頼様より御書被成
下難有拜見仕候何
被思召立候御儀御座
候に付我等父子主從
共早々罷登大坂へ入
城可仕様被仰下奉畏
於關原戰争取越候
我等父子主從共大關
一筋之御厚恩を奉
存身命を抛ち粉骨碎
心相働候と雖も本國へ
運出く軍取れ本國へ
罷歸候念至極に奉
恨にも不為爲思召儀
候右に大御所御遺
等身上交兵庫頭召我
置候御高恩世に被
しなく候至此太閤様

年の春、家久望み請て琉球を撃つ、此年二月廿八日南洋に泛みて、大嶋徳嶋等の地に戦ひ、四月朔日那覇津に至り、琉球の兵を打破る、同き三日、中山王を生捕りて、本國に歸り、此由を注進す、七月七日大御所御教書をなされて、彼國を家久に賜ひ、將軍家、又義久義弘家久に御教書を賜て、其功を賞せらる、明れば十五年八月八日、家久、中山王を具して、駿河に來り、大御所に見參し、夫より關東に趣き、同月廿八日將軍家に參る、同十六年十二月十九日、義久入道龍伯卒す、七十九歳、家忠日記追加に出つ、創業記考異には十六年正月十二日卒すと云々、大坂兩度の軍には海上風穩かならずとて家久遂に參らず、此後家久妻子携へて關東に移る、これ鎮西の大名、妻子を關東に徙せし始めて、將軍家の御感、斜めならず、これに依つて、諸役御免あるべきよしを仰せ下さる、是れ嶋津が第一の奉公たるよし、かの家にて云ふ所なり、
元和三年七月、家久參議よなさる、同き五年七月廿一日、兵庫入道惟新卒す、八十五歳、慶長五年の後、籠居たりしとなり、家久寛永三年八月、從三位權中納言に至り、同き十五年二月廿三日、六十歳にて卒す、一説六十三歳と云ふ、左中將兼大隅守光久、家久の嫡男、寛永八年四月元服し、御諱字を賜り、從四位下侍從兼薩摩守になされ、同き十五年家を繼ぐ、

御奉公之儀者一變仕
候に付最早罷登候儀
不相成候御刃又右に
正宗長緒御刃一振に
領仕難有仕合には奉
存候得共前條之理り
御坐候に付無據及御
返却候重て御使可爲
御無用候此段御披露
可成下候恐惶謹言
光久ミツヒサ
犬追物は馬上ながら
犬を射て其技の優劣
を定むる者此時は林
春齋の御覽記あり
綱貴ツナヒサ
左中將は光久上落し
て叙せしなり

六十萬五千 かねて將軍家の仰を蒙て、正保四年十一月十三日、武藏の國王子村に八百石餘、かねて將軍家の仰を蒙て、正保四年十一月十三日、武藏の國王子村にして、家從等に、犬追物射させて、御覽に備ふ、物を賜ふ事多く家從等に及ふ、獻る者も亦少からず、慶安四年十二月廿五日左少將になされ、廿六日子息綱久元服し、御諱字を賜ひ、從四位下侍從兼薩摩守になされ、父光久大隅守になる、寛文十三年二月十九日、薩摩守綱久、年四十二歳にて、父に先立ちて卒す、光久嫡孫修理大夫綱貴を世嗣とす、綱貴初め寛文七年十二月、元服し、御諱字を賜ふ、四位の下侍從になされ、修理大夫を兼ね、延寶元年十二月廿八日、光久中將になされ、同二年正月七日從四位上に昇る

右馬頭忠興ツナヒサ
永祿四年忠將肝屬氏
に戦て死す四十二才
以久ニヒサ
慶長十五年四月卒す
年六十一才
彰久アキヒサ
重時シゲトキ
入來院正重豐の嗣
忠興は寛永十四年六
月三十九才にて卒す
佐土原
久英雄ヒササ
久英ヒササ

右馬頭源忠興は、嶋津と稱す相摸守忠良が二男、陸奥守貴久が弟、右馬頭忠將が孫なり、初め忠將大隅の國廻の戦に討死し、其子右馬頭以久、父に繼ぐ、以久が嫡子右衛門尉彰久は、朝鮮海路の戦に討死す、二男重時は、入來院が家を繼ぎ、三男右馬頭忠興、將軍家に召仕はれ、日向國佐土原の地を分ち領す、其子右馬頭久雄、五歳にして父に繼ぎ、承應三年十月、改て但馬守となる、寛文三年十二月二日卒す、三十六歳、其子息飛驒守久英つぐ、延寶四年八月十一日廿六歳にして卒す、其子萬吉丸、僅に一歳、

久壽ヒヤナガ

鍋島を毛利島津の次に置くは關原の時に父子一旦其方面を異にせし故にあらん

加賀守直茂ナホシゲ武藤資頼スネヨリ建久七年爲鎮西奉行

經資の時太宰少貳に任し子孫世襲して少貳氏を稱す

教頼ノリヨリ冬尙フエナホ

鍋島茂尙シゲナホ

龍造寺家兼イヘカチ

筑紫尙門ナホカド

肥前勝尾城主

杉興連オキツラ

筑前龍岳城主

朝日賴實ヨリツラ

田傳原タテハラ

赤熊第四本多譜に註す

本莊は佐賀郡

清正キヨマサ

清房キヨフサ

家純イヘズミ

公光キミミツ

脩行シユウギョウ

從弟又吉郎久壽を以て、家を繼かしむ、後に式部少

鍋島 後賜松平

加賀守藤原直茂は、鎮守府將軍秀郷九代の孫、鎮西の奉行筑前守資頼が嫡孫太宰少貳經資が後胤なり、經資より十一代、太宰大貳教頼が二男經直が孫、鍋島平右衛門尉茂尙、これ加賀守直茂が祖父なり、初め享祿三年、肥前の國佐賀の郡の地頭、龍造寺山城守家兼、太宰新少貳冬尙を助けて、當國の住人筑紫朝日杉の人々と三根郡田傳原と云ふ處に戦ふ、手合の戦、味方既に負色に見えし所よ、赤熊一揆の兵馬、軍兵皆冑の上に紅纓を掛けしといふ、忽ち味方に馳せ加り、先駆して戦ひ、多くの敵を打破り、家兼遂に勝軍し、悦ふこと斜ならず、彼輩を召して、其名を問ふ、當國本莊の浪人鍋島平右衛門尉茂尙龍造寺記、嫡男同左近清正、二男孫四郎清房、并に一族郎等らと名のる、家兼、嫡男清正妻やあると問ふ、さむらふと答ふ、二男いまた妻なしと聞て、家兼が嫡子豊後守家純が聳になして、駿河守よ受領させ、本莊八十町の地を與へたり、按ずるに、大友少貳龍造寺鍋島四家、共に同流の藤氏なり、秀郷四代の孫相摸守公光と云ふは、是れ龍造寺が祖なり、公光の弟近江守脩行より、四代近藤武者景

景頼カゲヨリ能成ノリナリ頼平ヨリヒラ武者所は院の御所衛士の直所にて北面西面の武士是なり

龍造寺は肥前の地名にて季喜の子季家源に從つて平氏を筑紫に伐ち功を以て此地の地頭職に補せらる而て本支兩家あり

水江

清房キヨフサ天正十三年八月卒年七十三才

信房シノフサ信生シノナリ

家純イヘズミ天正十四年正月

書を能くせり

天文十五年三月家兼

卒年九十三才

家門イヘカド周家チカイ

彦法師ヒコノカミ或は長法師隆信トシノブ初め僧となり中納言坊律師圓月ツルキといふ家臣相識して還俗せしむ時に年十八歳案するに鎮西要略に直に家兼入道の後を承くさす此人天正十二年五月十六日戦死す逆算すれば十八才は天文十五年に當れり

頼が嫡子を近藤武者所能成と云ふ、能成が後は、大友なり、二男武藤大藏亟頼平が後は、少貳なり、鍋島は少貳が家の庶流なり、○龍造寺記に曰く、秀郷七代の孫藤原季喜の時に、八郎御曹司源爲朝よ從て、鎮西に止り、龍造寺よ住す、季喜十二代の後胤山城守家兼たり、此流をば水江の龍造寺と名づく、家兼が嫡子豊前守家純が子を、六郎次郎周家と云ふ、周家が子山城守隆信が時に至て、家を起し、武威九國に震ひしなり、

駿河守清房、男子二人を設く、兄は豊前守信房、弟は加賀守直茂なり、直茂初は左衛門大夫信生と名乗る、直茂等が外祖豊後守家純、父家兼に先立て卒す、家兼入道剛忠卒せし時、二男和泉守家門、家を繼ぎ、舎兄家純が子六郎次郎周家を世嗣とす、周家また世を早うして、其子彦法師丸、祖父の跡を繼ぐ、山城守隆信、これなり、斯て駿河守清房、年ころの妻に後れて、獨住みしけるに、山城守隆信が母、清房を召して、和殿子息等が母、失うて只獨すみと聞く、わらは媒して、老の寐覺の友、迎てまらせんと、ありしに、清房謹で領承す、既に其期に至りて、隆信の母上の方より、參らせらるゝ旨にて、興むかへ取て相見るに、隆信の母なりけり、清房以ての外に驚き恐る、

有馬晴純ハルズミ
本書第九に有馬譜あり

千葉胤連ヲチツラ

小城譜本共に小代に
作るは誤なり

大友義鎮ヨシシゲ

豊前豊後の守護にて
筑前筑後肥後を并せ

高尾

今山

夜討の計諸將決せず
清房の妻其席に來り

人心一ならず一門の
滅亡今日に逼れり速

所に左衛門大夫が言葉
勳しく云ふべし言葉

初て決し遂に大勝を
得たりといふ隆信直

茂の功を賞して田五
百町を與ふ

杏葉は唐鞍の紋様にて
杏の葉に似たりも
も銀杏に似たりも
焼火

劍菱

小早川隆景ダガ、ゲ
足利將軍義昭 ヨシナキ
武命は幕府の命令

養父は基共にも大内
家の筑前を併せし以
來この兩郡は境壤相
接するより常に筑前
領に屬せり隆景卿か
前の地を與へしに疑
ふ人もあるべけれど
此沿革を知らればな
り孔子家語に夏薬苦口
利於病忠言逆耳而利
於行とあり史記には
毒藥とす

隆信が母、清房に向ひ、隆信いまた稚く、祖父と父とに離れまゐらせ、頼もしき人、一人もなし、わその子共、尋常の人にあらず、わらは子として、隆信が兄弟とせんと思へば、かく計ひし所なり、さのみな怪み給ひそとて、清房が妻となりし上は、信房、信生、隆信が兄弟とは成てけり、從弟違ひにて世に云ふ行逢兄弟なり永祿六年、同國有馬晴純入道仙岩、小城郡に向ひて、千葉胤連と軍す、隆信軍勢ひさるて、千葉を助く、この胤連と申すは、むかし左衛門大夫信生が稚き時、養ひし人なれば、信生其恩に報せんが爲め、眞先に進み戦つて、敵の勢を打破る、信生時に廿六歳これ功名の始か元龜元年の春、大友左衛門督義鎮入道宗麟、隆信を撃たんとて、十萬餘騎を引率して、肥前の國に向ふ、同き四月廿三日、隆信高尾に出で向つて戦ふ、信生が謀、勇々しくして、手合の戦に、勝軍す、されども、敵は目に餘る多勢なれば、此處彼處より攻め入て、同き八月十九日、大友の先陣、同八郎親貞、今山に陣取つて、諸方の寄手、明日既に佐賀の城を攻めんとす、龍造寺が家、滅ぶべきこと、此時に極りぬ、此夜左衛門大夫信生、隆信を勸めて、親貞が陣に夜討せしめ、おのが手勢十七騎にて、先を懸け、隆信續きて切て入る、八郎が陣、驚き亂れ、親貞終に討れ死す、先陣終に敗れしかば、義鎮が軍、さんくく戦ひなつて、本國に

引返へす、

信生人に語りしは、此夜大友が陣に忍び入て、相圖の時を待ちし程に、彼が杏葉の紋、曉の焼火に移うて、鮮かなるを打眺め、あつはれ、今夜勝軍したらんには、取て我が紋とせん者ぞと思ひしが、思ひのままに勝軍す、且は當家の吉例のため、今より我が紋とすべしとて、劍菱を改て、杏葉の紋とぞしたりける、明れば二年、信生、小早川左衛門尉隆景と謀て、隆信が使となつて、公方義昭に參て、鎮西追討の事を望みしかば、頓て御許を蒙り、信生又飛驒守になさる、隆信武命承り、違犯の國々追討し、武威鎮西に震ひし事、これ然しながら、信生が功とぞ聞えける、小早川隆景、此時初て信生に對面し、信生の名譽、兼ても承り及ふ所なり、毛利龍造寺兩家の好み、結ぶべき見參のしるしに候とて、肥前の國養父郡三百町の地を以て、信生にこそ與へけれ、されど良薬口に苦く、忠言耳に逆ふ習にて、いつしか隆信おのが權威にのり、自らの武勇を頼み、信生が事に觸れて常に諫言を奉る事を厭ひ思ふ心づき、上には彼が功を貴ふ様に見えしかども、内々は信生を遠ざけぬべき謀事にて、天正七年、筑後の國柳川の城を構へ、彼の國を鎮めよとて、信生に

べして備原康政を以て鍋島の邸に移されんことを仰せらる直茂曰く卒爾の事にて人衆手薄には候へども謹て守護し奉るべき由御受けしたりされど事ゆゑなく鎮りたれば御動座はなかりき
愛智川
石田の領地は近江の佐和山城なり
内大臣家康

城守島居元忠内藤家長戦死す
安濃津は富田知信の居城
松坂

きて候、恐れある申事には候へども、殿にも此由を以て、御子孫に仰せ傳へられ給はらんには、直茂が幸、何事かこれに過ぎ候べきと望みければ、徳川殿大に感じ給ひ、中納言にも、其旨を申傳ふべき所なりとぞ仰せける、明れば慶長五年の秋、奥の景勝、御退治のため、御下向ありと聞えければ、直茂が子息信濃守勝茂、軍勢を催し、御跡を慕うて馳せ下る、かゝる所に石田三成、近江の國愛智川の邊に新關をすゑて、東國下向の軍勢を押止む、大坂の奉行等、秀頼の仰として、書を勝茂に送て、抑も内府自らの家建ん事を謀りて、やゝもすれば太閤の遺命に背き、檀に兵を起し、終に天下を亂る、早く其罪を正されんが爲に、天下の軍勢を召さる、勝茂かの凶惡に組する事なく、速かに大坂に馳せ參るべき由を載す、安國寺惠瓊、また來て、秀頼の仰を傳ふる事、これに同じ、勝茂此由を聞て、勝茂内府に従つて軍せんと思ふも、秀頼の命を重んずるが故なり、如何で違命の人の方人せんとて、こゝより引返へし、大坂の先陣して、伏見の城を攻落し、海道より攻め下りて、伊勢の國安濃津の城をも落して、同國松坂の城を攻む、親父直茂、本國に在つて、この由を聞き、大に驚き、下村左馬助を以て勝茂が許に使として、つらく、事の情を按ずるに、此度大坂

秀頼公時に年僅に入

直茂の御契は父君の
なごをあらまほし
カヒ
甲斐
ヒヤナフ
久納
黒田長政ナガマサ
井伊直政ナオマサ

の軍起りし事、幼弱の君の如何で此御結構やあるべき、これ偏に彼の奉行等が、私の仇を報せんがため、内府失ひ參らせんとする所なり、我かねて内府と誓ひ申す旨あり、相構へて、ひが事して、東國の御勢に向ひ、弓を引き矢をはぐべからず、兼ては又故太閤の仰せ置れし如く、秀頼君に背き奉らず、内府の命を重んずべき所なりと制しければ、勝茂又大に驚き、我年いまた若くして、事の情を察せず、かつは老母の大坂の城に渡らせ給ふが故に、彼の奉行等が謀に落ちて、誤つて父の心に背きし事、返すくも無念なり、いま先非を悔ゆるとも及ぶべからず、此上は内府の御使こうて、速かに腹を切り、父の罪、かうふらせ給はぬ様をこそ謀るべけれといふ、宗徒の家人等、これを聞きて、御自害の事、猶遲きにあらす、一まづ此旨を以て陳し給はんに、徳川殿御許しなからんに至ては、とにもかくにも御心に任せらるべうもや候ふ、君はいまた御年廿一歳にらせ給へば、徳川殿、直茂の御契を思召し出されなば、如何で寛宥の御沙汰もなかるべきとて、甲斐彌左衛門尉を、徳川殿の御陣に參らせて、此由を陳す、爰にまた勝茂が親しう召使ひし久納市右衛門尉といふ郎等、密かに黒田甲斐守長政の陣に行き向ひ、主人勝茂が、所存の様、一々陳

毛利秀包の大坂に赴くや城兵に戒て曰く隣國の兵來らば城を枕に死守すべし但黒田入道如水來らば城を開き妻子をも彼手に渡すべしとありしかば鍋島勢を拒き戦ひ城既に陥されんとせし時遙かに黒田勢の中黒の旗を見て直に其軍門に降を乞ひしこいふされば久留米城を降しは鍋島の手のみにもあらず

諸本共に八十三歳とす寛政譜に依て改む勝茂カシゲ

逆徒の首領天草時貞
島原
原城
元茂モトシゲ

直澄ナホズミ
この兩人は勝茂の子にして弟にあらず下文の父子も原文は兄弟とあり今共に改めたり

板倉重昌シゲマサ
松平信綱ノブツナ
戸田氏鏡リヂカサ
二月廿一日諸本共に二月を脱す今補ふ

島原の亂後嚴に南蠻の渡來を禁せしが寛永十七年五月彼船來る船を焼き人を殺せり明年二月黒田忠之に長崎港口警固の命あり續て十九年三月鍋島にも同く戍衛の事を司らしむ二十年に至り兩家交代して隔年士卒を差遣する事となりぬ此戍衛は明治元年に至りて止む
忠直は二男なれども

べて、長政の計ひにて、罪なためられん事を望む、年頃長政の父如水入道勝茂か、長政久納が志の程を感じ、井伊兵部少輔直政と相議りて、此由をかくと申す、徳川殿聞召し、家康彼が父直茂と約せし事あり、如何で其約に違はんやとて、立所に罪ゆるされ、勝茂を御陣に召し、急ぎ本國に馳せ歸り、柳川の城、攻め破るべきよし仰せ下さる、立花左近將監宗、勝茂大に悦び、本國に馳せ歸り、父直茂と共に佐賀の城を打立ち、まづ久留米の城を降して、侍従秀包が柳川に向ひ、立花と戦ふ、黒田加藤、柳川に馳せ來り、兩陣に使たて、軍を制し、立花を勧めて降參させ、加藤が兵して、彼の城を守らせ、清正如水、鍋島立花の軍勢を押合せ、薩摩の國に發向す、嶋津また降を乞ひぬれば、戦ふに及ばず引返へす、鍋嶋父子、柳川にて打取る所の首六百餘、徳川殿に參らせければ、御書を賜て、其功を賞せられし上は、本領の安堵はいふに及ばず、大坂の軍起りしには、勝茂馳上て城を攻む、再び軍起りし時、西國の軍勢は、嶋津が船出さざらん程は參るべからずと仰せ下されしに依つて參らず、加賀守直茂、八十一歳にて、元和四年六月三日に卒す、信濃守勝茂家を繼ぎ、寛永二年八月、四位の侍從に任す、同き十四年の冬、同國高來郡嶋原の逆徒、原の城に立籠る、

當時勝茂は、關東より伺候す、長男紀伊守元茂、三男甲斐守直澄、父の軍勢一萬餘人を率して馳せ向ふ、十二月の初、追討の御使板倉内膳正重昌、下向し、鎮西の軍勢を催して、城を攻む、明れば十五年春正月元日、内膳正重昌討死し、寄手討れ、手負ふもの、數を知らず、鍋嶋兄弟が軍兵、討死二百八十騎、手負ひしもの、四百餘騎、雜兵の手負死人二千五百人とぞ記しける、同き四日、松平伊豆守信綱、戸田左門氏鏡、下向す、此後は只遠攻にす、同き十六日、信濃守勝茂、御暇を給て、本國に歸る、二月廿一日の夜、城中より打て出で、鍋嶋が陣を襲ひ攻む、鍋嶋が勢、防ぎ戦て、打取る所の首百餘、味方にも秀嶋四郎右衛門尉討死し、侍の手負ふ者二十餘人、雜兵八十餘人に及べり、勝茂夜を日について馳せ下る、伊豆守信綱、同月廿八日を以て、寄手一同に城攻むべき由を下知す、かゝる所に同き廿七日の朝、勝茂が先陣、既に城を攻め破つて、打入る程よ、諸手の軍勢、我れ劣らじと攻め入て、二三の城を攻破る、明る廿八日、城は難なく落してけり、勝茂が兵、討る者百六十人、手負ふ者六百八十三人、勝茂父子が功、莫大なりと申せども、既に軍法を背きし上は、罪蒙て暫くが程は、籠居せり、勝茂七十八歳にて、明暦三年三月廿四日に卒す、嫡子肥前守忠直、元和八年十二月廿六日、叙爵其時

母岡部氏は東照公の養女にて入興ありし事あれば世嗣となりしならん
寛永十二年正月忠直卒す年二十三歳
光茂ミツシゲ
綱茂ツチシゲ

紀伊守元茂セトシゲ勝茂の長男なり原書誤て直茂の子とす元茂江戸に實たり大坂軍後に分封せらる直能テホシ直頼チホシ甲斐守直澄ナホズミ直之チホキ式部大輔茂繼シゲツツ直隆チホカ直澄茂繼も共に勝茂の子なり本書皆直茂の子とす誤なり
茂繼後に直朝に改む
蜂須賀も關原の戦に父子東西に分れしにば鍋島に次きしならん
阿波守家政イハサ正勝マサカツ高經七世の孫正昭初僧となり後還俗して兄廣後の家を繼ぎ蜂

須賀村に移り住む正利に其長子なり天文二十二年二月卒す百貫家記に二百貫織田信清チキヨ七兵衛信知シフトモ一に右兵衛とす
秀龍入道道三ヒロタツ義龍ヨシリツ齋藤に仕へしは父正利より引續きにて後にはあらず
上總介は信長公チナガハ桶迫の戦には信清に從て赴きしなり
信長公に從ひしは七年八月美濃攻の時よりなり
木村重茲
生駒親正
前野長康
加藤光泰

木曾川は尾張美濃の國境を限る大河
他の國

御諱字賜 父に先立て卒しければ、嫡孫光茂家を繼ぐ、光茂初め、慶安元年十二月廿二日元服し、御家號御諱字を賜り、從四位下に叙し、丹後守に任ず、御刀を賜ふ祖父の家を繼いで後、七十五万明曆四年二月、侍從になさる、其子信濃守綱茂、寛文七年十二月廿五日、元服して御諱字を賜ひ、從四位下に叙す、御刀を賜ふ事例の如し

紀伊守藤原元茂鍋島と稱す勝茂が長男、肥前の國小城の地を分ち領す、七万四 承應三年十一月十二日卒す五十二歳、其子加賀守直能つぐ、其子紀伊守直頼

甲斐守藤原直澄鍋島と稱す勝茂が三男、肥前の國蓮池の地を分ち領す、五万二 寛文六年二月廿六日、家を子息攝津守直之に譲り、入道して義峯と號す、攝津守直之、初め万治三年十二月叙爵す、

刑部大輔藤原茂繼鍋島と稱す勝茂が四男、肥前の國鹿島の地を分ち領す、二万 承應三年十二月、和泉守になる、其子備前守直隆、寛文十二年十二月叙爵す、

蜂須賀 後賜松平

阿波守源家政は、修理大夫正勝が男なり、初め足利修理大夫高經が末孫、尾張の國海東郡に住し、蜂須賀とは名のりけり、家政が祖父藏人正利が代に及びて、わづか

蜂須賀百貫の地を知行す、正勝初の名は小六、後に彦右衛門尉と申す、織田十郎左衛門尉信清に屬して、信清は當國犬山の城主也其後織田七兵衛尉ト從ひ、岩倉の城又美濃の國齋藤山城入道道三に仕ふ、

道三義龍父子の兵起り、一日兩度の戦ひありし日、正勝兩度ながら一番に槍を合せ、首二つきりしといふ、

永祿の初、織田上總介殿に仕へて、桶迫の合戦に先懸し、一騎を切て又一人を生捕る、元龜元年の夏、信長越前の國に攻め入る、淺井心變りすと聞て、軍を返へされし時、木下藤吉郎秀吉、後陣に在り、正勝同じく後陣に從つて引返へす、是よりして後、正勝を秀吉の手に附られたり、此時木村常陸介、生駒雅樂頭、前野但馬守、加藤遠江守等も同じく秀吉に附られしと云ふなり

按ずるに已上の説、太閤記にしるせし所に同じからず、記に見えし所は、永祿九年の秋、織田殿宗徒の侍大將を召し集めて、美濃の國を撃たれん事を議せられ、木曾川の彼方に要害を構へ、軍兵を込めんに、誰れかあつて某がために、彼處を守らんと思ふと宣ひしに、大河を隔て、他の國に入て、多くの敵に當らん事、以ての外の難義なれば、我れ大將を賜らんと望む者一人もなし、太閤いまた木下藤

九州軍には黒田孝高
島津家久を走らせり
日向に入るに從ては
小田原の軍に從ては
葦山の城を攻む
安國寺惠瓊毛利譜に
註す
初名豊雄此時十五歳
家記に依れば家政此
時大坂玉造の邸に居
り軍議に預りしや合
議せざりしにや去て
和泉に至り彦右衛門
秋長を改名し關原の
野山に登り光明院に
入て剃髮す浪人なり
高木法齋は浪人なり
家政其才幹を愛して
祿を與ふ此時字旗
を立てい從軍す事疑
れ追放せしや家臣長
江播磨に命じ誘て復
歸せしめ物に之を茶
室に殺すさいふを帶
刀政議に場細田帶
綱領も并たれば此
時全一國十八万六
千七百石を領す至鎮
又播磨の人馬居大谷
等を招きて大に鹽田
大坂を圍り磯多崎仙
波伯勞洲にて戰
功ある稲田九郎兵衛
植以下家臣等感狀

を七年、中にも大明の和親、破れて再び朝鮮に攻め入りし時、鍋嶋安國寺と三人、同じく軍の奉行を承る、太閤薨じ給ひ、慶長五年の秋、徳川殿、奥の景勝御退治のため、御下向ありしには、家政が嫡子長門守至鎮御跡を慕ひて馳せ下る、上方また軍起りぬ、此時家政阿波に在り、家人高木法齋、大坂に在つて、大谷刑部少輔が催促に従ひ、軍勢を率して北陸道に攻め下り、やがて兵糧盡きぬとて歸る、斯て長門守至鎮、海道先の陣して、美濃國に向ひ、小西と軍す、軍既に終つて後、阿波守家政、家人高木が、私に大坂の催促に従ひ、北陸道に下りしを怒つて、忽ち所帯を没収して追却す、されども世の人、家政内々は父子東西に分れて、何れの方よも、我家たてんと謀りけるなど、云ひ沙汰しければ、やがて子息は國を譲り、入道して蓬庵と號し籠居す、至鎮家讓られて、從四位下阿波守になさる、六十八万大坂の軍起りし時、蓬庵入道、東海を押渡つて、關東に參り、將軍家の御後を守り、阿波守至鎮は、攝津の地に渡り、此處彼處の要害を攻破り、城を攻め、おのが陣に、夜討うち入りしに、手の者に下知して、能く戦ふ、大御所、蓬庵に御教書を賜りて、子息が功を賞し給ふ、程なく東西和睦の後、今年十二月廿四日、大御所、阿波守を召て、此度の功を賞し給ひ、

を賜はる者十人この
稲田祖父より全く附
從せし者なり後に家
老の筆頭に置き一万
四千石を與へ代々阿
波の國政に預らしむ
後年に至て淡路洲本
の城代として差置く
夏陣には蓬庵が手の
者長坂由忠長曾我部
盛親を生捕て献す長
坂賞を賜はる、
家記には五月廿一日
に淡路を賜ふと見ゆ

彼の家從等の高名せし輩に、御教書をなされ、物を賜ふこと差あり、明れば元和元年正月十一日、將軍家、又至鎮に御教書をなされ、御家號を許さる、軍再び起りしに、海路穩かならず、城落ちたりし日、大坂に着き、戦にはあはず、閏六月四日、將軍家、至鎮に淡路の國を加へ賜ふ、阿波淡路合て廿五万七千石なり、政事録に閏六月四日に賜ふと見ゆ、家忠日記追加に、七月廿日と云るす不、元和六年二月廿六日至鎮三十五歳にして、父に先立ちて卒す、其子千松丸、家を繼ぐ、
慶長十九年十一月廿九日、大御所、至鎮を大坂の御陣に召されて、汝の嫡子、衣の紐おとさんころまで、家康、親になるべしと仰ありて、召されし御帶を賜ひ、又千松丸が許に御使を下されて、小袖二領、黄金二百枚を賜ふといふ、
元和九年五月十日、一説に十四日將軍家に召して、元服の儀、行はる、御諱字賜り從四位下阿波守になされ、忠英と申す、賜ふ、御刀を寛永三年八月、侍從に任ず、同き十五年十二月晦日、蓬庵入道卒す八十一歳、承應元年四月四日、忠英四十二歳にして卒す、嫡子阿波守光隆、慶安元年十二月廿二日元服し、御諱字を賜ひ、從四位下因幡守に任ず、御刀を家繼きし後、承應二年十二月、侍從兼阿波守になされ、寛文六年五月廿七日、

光隆ミツタカ
始は至政

綱通ツナミチ
始に正能
式部隆矩は忠英カ四
子なり
綱矩ツナリ
初に正儲
飛驒守至照
右大臣家は四代將軍
家綱公寛永十八年生
御詰衆は第六土屋譜
に出つ
至照の子隆長本宗綱
矩の六男正員を養て
家督せしめしが享保
十年七月正員復實父
綱矩の世嗣となり宗
員といふ其封地は本
宗に返し賜はる

9553
02

三十七歳にて卒す、其子千松丸、家を繼ぐ、寛文十年十二月十八日元服し、御諱字賜り、從四位下兼阿波守になされて、綱通と申す、賜刀を綱通廿三歳にして延寶六年七月晦日卒す、子無くして從弟熊太郎を以て世嗣とす、故阿波守光隆が舍弟式部某が男なり、此年十二月廿一日、從四位下淡路守に任し、御諱字を賜りて、綱矩と名のる、
飛驒守源至照、蜂須賀忠英が三男なり、右大臣家御誕生ありし時、阿波守忠英、至照がいまた童よて、萬助と申せしを、若君に參らせて、給仕せしむ、將軍家御感斜ならず、慶安四年元服叙爵し、御詰衆になされ、俸祿を下し賜はる、米三百俵、父卒して後、所領分ち與ふ、米五万俵、後淡路守綱矩家をつ、

藩翰譜第八上終

卷一	明治廿七年六月二十日印刷七月五日發行	卷二	明治廿七年七月二十日印刷同月廿四日發行
卷二	明治廿九年一月卅日第三版發行	卷三	明治廿七年七月廿日印刷同月廿四日發行
卷三	明治廿七年十一月十五日第二版發行	卷四	明治廿八年一月二十日印刷同月廿五日發行
卷四	明治廿九年五月七日第二版發行	卷五	明治廿九年五月五日印刷同月八日發行
卷五	明治廿九年五月七日第二版發行	卷六	明治廿九年七月五日第二版發行
卷六	明治廿九年七月五日第二版發行	卷七	明治廿九年七月五日第二版發行

定價金三拾五錢

著者故新井白石相續者

新井太吉

校訂者

大槻如電

印發行兼者

吉川半七

印刷所

吉川弘文館印刷部

同市京橋區新榮町五丁目三番地

14988



